



## 目 次

### 規則

- [埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則\(情報企画課\)](#)
- [地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則\(人事課\)](#)
- [埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則\(管財課\)](#)
- [特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(NPO活動推進課\)](#)
- [埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則\(消費生活支援センター\)](#)
- [鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(自然環境課\)](#)
- [社会福祉法施行細則の一部を改正する規則\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県立嵐山郷管理規則の一部を改正する規則\(社会福祉課\)](#)
- [障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則\(障害者自立支援課\)](#)
- [児童福祉法施行細則の一部を改正する規則\(障害者自立支援課\)](#)
- [埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則\(こども安全課\)](#)
- [母子保健法施行細則の一部を改正する規則\(健康づくり支援課\)](#)
- [食品衛生法施行細則の一部を改正する規則\(食品安全課\)](#)
- [毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則\(薬務課\)](#)
- [埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則\(産業人材育成課\)](#)
- [埼玉県水源地域保全条例施行規則\(森づくり課\)](#)
- [埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則\(市街地整備課\)](#)
- [埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条の所得の基準を定める規則を廃止する規則\(住宅課\)](#)
- [埼玉県財務規則の一部を改正する規則\(出納総務課\)](#)
- [管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)
- [職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)
- [公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

### 訓令

- [職員被服貸与規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令\(文書課\)](#)
- [埼玉県公印規程の一部を改正する訓令\(文書課\)](#)
- [埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令\(監査第一課\)](#)

### 管理規程

- [埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局公印規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程\(財務課\)](#)

- [埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局事業財務規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)

## 告示

- [全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更\(財政課\)](#)
- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(秩父地域振興センター\)](#)
- [埼玉県土地利用基本計画の一部変更\(土地水政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針\(温暖化対策課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定\(水環境課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県立嵐山郷条例別表第2の知事が別に定める額の制定\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [県営土地改良事業兎田暮坪地区\(中山間地域総合整備事業のうち区画整理事業\)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [荒木郷地裏土地改良区設立認可申請の適否決定並びに土地改良事業\(維持管理事業\)計画書及び定款の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [羽生都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [行田都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)

- [熊谷都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [加須はなさき公園の供用面積拡大\(公園スタジアム課\)](#)
- [羽生水郷公園の供用面積拡大\(公園スタジアム課\)](#)
- [県道さいたま東村山線\(新座市野火止\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道鶴瀬停車場線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道鶴瀬停車場線の区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [一般国道407号の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道川越日高線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道三沢坂本線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [一般国道254号の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道花園本庄線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道加須北川辺線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道加須北川辺線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道中井松伏線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道三郷松伏線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道三郷松伏線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道加藤平沼線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道行田蓮田線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道行田蓮田線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道春日部久喜線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道下高野杉戸線の区域変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道下高野杉戸線の供用開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道幸手境線の区域変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道春日部久喜線の区域変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道蓮田杉戸線の区域変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道春日部菖蒲線の区域変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道姫宮停車場線の供用開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道下高野杉戸線の供用開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額\(経営管理課\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(下水道管理課\)](#)

## 雑報

- [市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告\(住宅課\)](#)
- [市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告\(住宅課\)](#)
- [市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告\(住宅課\)](#)

# 規 則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第十六号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六款 創業・ベンチャー支援センター（第五十四条―第五十六条）」を「第六款 削除」に改める。

第三条の表総務部の項中「特別徴収対策課」を「個人県民税対策課」に改め、同表県民生活部の項中「NPO活動推進課」を「共助社会づくり課」に改め、同表環

境部の項中「

温暖化対策課

を

温暖化

エコタ

」に改め、同表保健医療部の項中「健康づくり支援課」を

対策課

ウン課

「健康長寿課」に改め、同表産業労働部の項中「

就業支援

課

を

就業支援課

ウーマノミクス課

」に改め、同表農林部の

項中「

森づくり課

を

森づくり

全国育樹

祭り課

祭課

」に改める。

第六条第三項中「特別徴収対策課」を「個人県民税対策課」に改める。

第六条の二情報企画課の項に次の一号を加える。

八 職員の情報通信技術の利用及び活用に係る能力の向上に関すること。

第六条の二システム管理課の項第三号を削り、同項第四号中「電子計算システム」を「情報システム」に改め、「管理運営」の下に「（他の機関において所掌するものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とする。

第七条税務課の項第六号及び第七号中「特別徴収対策課」を「個人県民税対策課」に改め、同条特別徴収対策課の項を次のように改める。

#### 個人県民税対策課

市町村との連携による個人県民税の徴収対策に関すること。

第七条総務事務センターの項第七号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に改める。

第七条の二NPO活動推進課の項第三号を削り、同項第二号中「NPO活動」の下に「及びコミュニティ活動」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加え、同項を同条共助社会づくり課の項とする。

一 共助社会づくりに関する施策の総合的企画及び調整に関すること。

第七条の二防犯・交通安全課の項第六号及び第七号を次のように改める。

六 埼玉県自転車利用の促進に関する条例の施行に関すること。

七 防犯のまちづくりに係る総合的企画及び調整に関すること。

第七条の二防犯・交通安全課の項に次の二号を加える。

八 埼玉県防犯のまちづくり推進条例の施行に関すること。

九 前各号のほか、交通安全対策及び防犯のまちづくりに関すること。

第七条の三危機管理課の項第四号から第七号までの規定中「地震対策」を「震災予防」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同条消防防災課の項中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 大規模地震の予知への対応措置に関すること。

第七条の四環境政策課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 放射線に係る測定及び対策（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の四温暖化対策課の項第五号中「環境政策課」を「エコタウン課」に改め、同項の次に次の一項を加える。

エコタウン課

- 一 埼玉エコタウンプロジェクトの推進に関すること。
- 二 エネルギーの有効利用に係る総合的企画及び調査研究に関すること。

第八条高齢介護課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

- 七 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行（老人ホーム及び高齢者生活支援サービスに関することに限る。）に関すること。

第八条障害者自立支援課の項第三号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「知的障害児施設」を「障害児通所支援事業者及び障害児入所施設」に改め、同条福祉監査課の項第四号中「知的障害児施設等」を「指定障害児通所支援の事業及び指定障害児入所施設等」に、「障害児施設給付費」を「障害児通所給付費及び障害児入所給付費」に改め、同条少子政策課の項第九号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に改める。

第九条健康づくり支援課の項中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加え、同項を同条健康長寿課の項とする。

- 一 健康長寿埼玉プロジェクトの推進に関すること。

第十条産業支援課の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、同条産業拠点整備課の項を次のように改める。

#### 産業拠点整備課

- 一 西部地域振興ふれあい拠点施設の整備に関すること。
- 二 東部地域振興ふれあい拠点施設の管理に関すること。
- 三 北部地域振興交流拠点施設の整備の検討及び推進に関すること。

第十条勤労者福祉課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、同条就業支援課の項の次に次の一項を加える。

#### ウーマノミクス課

- 一 就業環境の整備促進に関すること。
- 二 女性の就業支援（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

三 事業所内保育所の設置の促進に関すること。

四 地域振興センターとの連絡調整（埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進に係るものに限る。）に関すること。

五 前各号のほか、埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進に関すること。

第十一条農業政策課の項第十二号中「農業支援課」を「他の機関」に改め、同条生産振興課の項中第二十号を第二十一号とし、第二号から第十九号までを一号ずつ

繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 国際農業交流（試験研究に係るものに限る。）に関する事

第十一条森づくり課の項の次に次の一項を加える。

全国育樹祭課

第三十七回全国育樹祭の開催に関する事

第十三条都市計画課の項第七号中「（流域別下水道整備総合計画の策定、市町村下水道の事業計画の認可及び建設の支援並びに終末処理場の維持管理に係る措置勧告に関する事に限る。）」を削り、同項十三号中「（下水道局において所掌するものを除く。）」、浦和パークینگセンター」を削り、同条住宅課の項第十三号中「施行」の下に「（高齢介護課において所掌するものを除く。）」を加える。

第十七条の表埼玉県浦和県税事務所の項中「埼玉県浦和県税事務所」を「埼玉県さいたま県税事務所」に、「のうち中央区、桜区、浦和区、南区、緑区」を「（岩槻区を除く。）」に改め、同表埼玉県大宮県税事務所の項を削る。

第十八条第一項第一号中「地方消費税」を「県民税（利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に限る。）」、地方消費税、県たばこ税」に、「及び自動車税」を「、自動車税及び鉦区税」に改め、同条第二項中「埼玉県浦和県税事務所」を「埼玉県さいたま県税事務所」に改め、「、埼玉県大宮県税事務所においては地方消費税に関する事務及び大宮合同庁舎の管理に関する事務を」を削り、同条第三項第一号中「自動車取得税」を「自動車取得税等（県民税（利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に限る。）、県たばこ税、自動車取得税及び鉦区税並びにゴルフ場利用税及び軽油引取税（さいたま市（岩槻区を除く。）、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市及び北足立郡の区域に係るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項第三号中「自動車取得税」を「自動車取得税等」に改め、「徴収嘱託」の下に「並びに地方税の徴収受託」を加え、同項第五号中「自動車取得税」を「自動車取得税等」に改め、「還付」の下に「並びに特別徴収義務者に対する特別徴収交付金の交付」を加え、同項に次の二号を加える。

六 地方消費税に関する事

七 大宮合同庁舎の管理に関する事

第十九条第二項の表中

埼玉県自動車税事務所熊谷支所	熊谷市
埼玉県自動車税事務所大宮支所	さいたま市
埼玉県自動車税事務所熊谷支所	熊谷市

改める。

第三章第二節第六款を次のように改める。

第六款 削除

第五十四条から第五十六条まで 削除

第六十一条中「総務・企画室」を「企画・総務室」に、「試験研究室」を「技術支援室」に、「技術革新支援室」を「事業化支援室」に改める。

第八十七条の表中

<p>「 埼玉県私立学校審 議会</p>	<p>私立学校法第九条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等についての審議、これらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議並びに私立学校振興助成法第十二条の二の規定による学校法人に対する是正命令についての審議並びに同法第十三条の規定による学校法人に対する勧告についての審議に関する事務</p>
	<p>課 事 学</p>

を

<p>「 埼玉県私立学校審 議会</p>	<p>私立学校法第九条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等についての審議、これらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議並びに私立学校振興助成法第十二条の二の規定による学校法人に対する是正命令についての審議並びに同法第十三条の規定による学校法人に対する勧告についての審議に関する事務</p>
<p>埼玉県私立学校助 成審議会</p>	<p>知事の諮問に応じ、私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針その他振興助成に関する重要事項についての審議に関する事務</p>
	<p>課 事 学</p>

に

改め、同表埼玉県障害者施策推進協議会の項中「第二十六条第二項」を「第三十六

条第一項」に改め、同表中

<p>「 埼玉県障害者介護 給付費等不服審査 会</p>	<p>障害者自立支援法の定めるところにより、知事の諮問に応じ、市町村の介護給付費等に係る処分に対する審査請求の事件について調査審議する。</p>
	<p>課 援 支</p>



障害者自立支援課	

を

埼玉県障害者介護 給付費等不服審査 会	障害者自立支援法の定めるところにより、知事の諮問に応じ、市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する審査請求の事件について調査審議する。
埼玉県障害児通所 給付費等不服審査 会	児童福祉法の定めるところにより、知事の諮問に 応じ、市町村の障害児通所給付費等に係る処分に対す る審査請求の事件について調査審議する。

に

改め、同表埼玉県児童福祉審議会の中の「第一項及び」を削る。  
 第百八十八条第三項の表福祉監査課の項を削り、同表健康づくり支援課及び疾病対策課の項中「健康づくり支援課」を「健康長寿課」に改める。  
 別表第二を次のように改める。

別表第二（第百八十九条、第百九十三条関係）

職	職務
主任専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相 当困難なものに従事する。
専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とするも のに従事する。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

総務部特別徴収対策課	総務部個人県民税対策課
県民生活部NPO活動推進課	県民生活部共助社会づくり課
保健医療部健康づくり支援課	保健医療部健康長寿課
埼玉県浦和県税事務所	埼玉県さいたま県税事務所

## 規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第十七号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十二号知事決裁事項の欄14を削る。

別表第四企画財政部の表財政課の項第一号部長専決事項の欄6中「を総務大臣に報告し、及びその」を「の」に改め、同項第二号部長専決事項の欄3中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同表地域政策課の項第一号部長専決事項の欄1中「第三条第三項」を「第三条第六項及び第七項」に改め、同項第二号知事決裁事項の欄2中「の承認を申請する」を「に協議し、同意を得る」に改め、同欄6中「協議する」を「協議し、同意を得る」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改め、同欄3中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、同項第三号知事決裁事項の欄3中「第六条第六項」を「第六条第七項」に改め、同項第四号部長専決事項の欄7中「第三項、第五項及び第六項」を「及び第三項」に改め、同欄13及び14を削り、同欄15中「第二百九十三条第一項」を「第二百九十三条」に改め、同欄15を同欄13とし、同欄中16を14とし、17及び18を削り、19を15とし、20を削り、同項第六号知事決裁事項の欄2中「第六条第八項」を「第六条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同欄3中「第五十八条第五項」を「第五十八条第四項」に改める。

別表第四総務部の表学事課の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 埼玉県私立学校助成審議会条例（平成二十三年埼玉県条例第五十八号）の施行に関する事務		埼玉県私立学校助成審議会条例第九条の規定に基づき、埼玉県私立学校助成審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めること。
---	--	---

別表第四県民生活部の表NPO活動推進課の項機関名の欄中「NPO活動推進課」

を「*許容許限*」へ「*類*」に改め、同項事務の種類の欄中「平成十年法律第七号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同項部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第十三条第三項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。
- 2 法第四十三条第一項又は第二項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。
- 3 法第六十六条第一項の規定に基づき、認定特定非営利活動法人のその他の事業の停止を命ずること。
- 4 法第六十七条第一項又は第二項の規定に基づき、認定を取り消すこと。
- 5 法第六十七条第三項において準用する同条第一項又は第二項の規定に基づき、仮認定を取り消すこと。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号部長専決事項の欄2中「防炎会議の意見を聴く」を、「市町村に対し、必要な助言又は勧告をする」に改め、同欄中14を16とし、8から13までを10から15までとし、7の次に次のように加える。

- 8 法第四十二条第四項の規定に基づき、市町村地域防災計画について、市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすること。
- 9 法第四十四条第三項において準用する法第四十二条第四項の規定に基づき、市町村相互間地域防災計画について、市町村防災会議の協議会に対し、必要な助言又は勧告をすること。

別表第四環境部の表環境政策課の項第一号事務の種類欄中「。以下この項において「法」という。」を削り、同号知事決裁事項の欄を次のように改める。

環境基本法第十七条の規定に基づき、公害防止計画を作成すること。

別表第四環境部の表環境政策課の項第三号知事決裁事項の欄1及び2を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第二十七条第三項の規定に基づき、法第二十四条第一項第三号に掲げる紛争を処理するため連合審査会を置くことについて、関係都県知事と協議すること。
- 2 法第二十七条の二第二項の規定に基づき、県公害審査会のあつせんを要請すること。

別表第四環境部の表環境政策課の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 公害の防止に 関する事業に係	公害の防止に関する事業に係る国の 財政上の特別措置に関する法律第
---------------------	-------------------------------------

<p>る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）の施行に関する事務</p>	<p>二条の二第二項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公害防止対策事業計画を定め、又は変更し、及び環境大臣に協議し、その同意を求めること。</p>
---	---

別表第四環境部の表大気環境課の項第三号知事決裁事項の欄5中「協議し、その同意を得る」を「協議する」に改め、同表産業廃棄物指導課の項第一号部長専決事項の欄1中「保管及び積替え」を「積替え又は保管」に改め、同欄3中「保管及び積替え」を「積替え又は保管」に改め、「及び5」を削り、同欄5及び7中「保管及び積替え」を「積替え又は保管」に改め、同表自然環境課の項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号部長専決事項の欄17を削り、同項第二号部長専決事項の欄中6を削り、7を6とし、同項第三号部長専決事項の欄1及び4中「市町村」の下に「及び地方独立行政法人」を加え、同表高齢介護課の項第一号部長専決事項の欄1中「第十八条の二第二項」を「第十八条の二第二項」に改め、同欄3中「第二十九条第四項」を「第二十九条第十一項」に改め、同項第三号部長専決事項の欄15を削り、同項第五号部長専決事項の欄13中「第百二条」を「第百二条第一項」に改め、同欄中16及び17を削り、18を16とし、19から27までを17から25までとし、同欄に次のように加える。

26 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第百十三条の二第三項及び第四項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、命令し、及びその旨を公示すること。

27 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第百十四条第一項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第四福祉部の表障害者自立支援課の項第一号部長専決事項の欄中6を11とし、5を10とし、4を9とし、同欄3中「から第四十三条の四まで」を「及び第四十三条」に、「4及び5」を「9及び10」に改め、同欄3を同欄8とし、同欄中2を5とし、その次に次のように加える。

6 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十七第三項及び第四項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者に対し、命令し、

及びその旨を公示すること。

7 法第二十四条の四十第三項及び第四項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者に対し、命令し、及びその旨を公示すること。

別表第四福祉部の表障害者自立支援課の項第一号部長専決事項の欄1中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同欄1を同欄4とし、同欄に1から3までとして次のように加える。

1 法第二十一条の五の二十二第三項及び第四項の規定に基づき、指定障害児事業者等に対し、命令し、及びその旨を公示すること。

2 法第二十一条の五の二十三第一項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

3 法第二十一条の五の二十七第三項及び第四項の規定に基づき、指定障害児事業者等に対し、命令し、及びその旨を公示すること。

別表第四福祉部の表障害者自立支援課の項第二号部長専決事項の欄15を削り、同項第三号部長専決事項の欄1中「第四十九条第五項及び第六項」を「第四十九条第四項及び第五項」に改め、同欄2中「及び第四項」を削り、「又は」の下に「期間を定めてその」を加え、同欄中4を8とし、3を7とし、2の次に次のように加える。

3 法第五十一条の四第三項及び第四項の規定に基づき、指定事業者等に対し、命令し、及びその旨を公示すること。

4 法第五十一条の二十八第四項及び第五項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者に対し、命令し、及びその旨を公示すること。

5 法第五十一条の二十九第一項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

6 法第五十一条の三十三第三項及び第四項の規定に基づき、指定相談支援事業者に対し、命令し、及びその旨を公示すること。

別表第四福祉部の表福祉監査課の項第一号部長専決事項の欄中9及び10を削り、11を9とし、12から14までを10から12までとし、同欄に次のように加える。

13 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第一百三十一条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。

14 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第一百三十一条の二第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第四福祉部の表福祉監査課の項第二号部長専決事項の欄3中「から第四十三條の四まで」を「及び第四十三條」に改め、同欄3を同欄11とし、同欄中2を6とし、その次に次のように加える。

7 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十七第一項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者に対し、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

8 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十七第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。

9 法第二十四条の四十第一項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

10 法第二十四条の四十第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四福祉部の表福祉監査課の項第二号部長専決事項の欄1中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「基準を遵守すべき」を「、同項各号に定める措置をとるべき」に改め、同欄1を同欄5とし、同欄に1から4までとして次のように加える。

1 法第二十一条の五の二十二第一項の規定に基づき、指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。

2 法第二十一条の五の二十二第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。

3 法第二十一条の五の二十七第一項の規定に基づき、指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

4 法第二十一条の五の二十七第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四福祉部の表福祉監査課の項第三号部長専決事項の欄1中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「基準を遵守すべき」を「、同条第一項各号又は第二項各号に定める措置をとるべき」に改め、同欄2中「第四十九條第四項」を「第四十九條第三項」に改め、同欄に次のように加える。

3 法第五十一条の四第一項の規定に基づき、指定事業者等に対し、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

4 法第五十一条の四第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。

5 法第五十一条の二十八第一項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。

6 法第五十一条の二十八第三項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。

7 法第五十一条の三十三第一項の規定に基づき、指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

8 法第五十一条の三十三第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第一号部長専決事項の欄2中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改め、同欄3中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改め、同項第三号部長専決事項の欄15を削り、同表子育て支援課の項第一号部長専決事項の欄中12を削り、13を12とし、14から16までを13から15までとし、同項第二号部長専決事項の欄15を削り、同項第三号部長専決事項の欄1中「第二項」を「第三項」に改め、同欄2中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改め、同表こども安全課の項第一号部長専決事項の欄1中「第四十三条の五」を「第四十三条の二」に改め、同項第二号部長専決事項の欄中15を削り、16を15とし、17を削る。

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第一号部長専決事項の欄1中「第三十条の四第十項」を「第三十条の四第十一項」に改め、同欄2中「第三十条の四第十一項」を「第三十条の四第十二項」に改め、同項第二号部長専決事項の欄中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改め、同表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄5中「直ちに法」の下に「第二十三条の二、」を加え、同表健康づくり支援課の項機関名の欄中「シヤクシヤク」を「シヤクシヤク」に改め、同項第一号事務の種類欄中「」。以下この項において「法」という。」を削り、同号知事決裁事項の欄中「法」を「健康増進法」に改め、同号部長専決事項の欄中「法第八条第三項の規定に基づき、都道府県健康増進計画を公表すること。」を削り、同項第三号部長専決事項の欄中「第六条第一項又は第二項」を「第六条」に改め、同表疾病対策課の項第五号知事決裁事項の欄2中「第十一条第四項」を「第十一条第三項」に改め、同号部長専決事項の欄中「法第十一条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県がん対策推進計画を公表すること。」を削り、同表生活衛生課の項第二号事務の種類欄中「」。以下この項において「法」という。」を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

動物の愛護及び管理に関する法律第六条第一項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定めること。

別表第四保健医療部の表薬務課の項第三号知事決裁事項の欄中「第五十四条第四項」を「第五十四条第二項」に改め、同項第七号部長専決事項の欄5中「第十二条第一項」を「第十二条」に改め、同欄15を削る。

別表第四産業労働部の表商業・サービス産業支援課の項第一号部長専決事項の欄中「第九条第十一项」を「第九条第十二项」に改め、同表産業支援課の項第四号知事決裁事項の欄2中「第二十五条第七项」を「第二十五条第五项」に改め、同号部長専決事項の欄1を削り、同欄2中「第二十五条第六项（同条第七项）」を「第二十五条第四项（同条第五项）」に改め、同欄2を同欄1とし、同欄3から8までを同欄2から7までとし、同項第五号部長専決事項の欄1中「基本構想を作成し、主務大臣の認定を申請する」を「地域産業資源の内容を定める」に改め、同欄2を次のように改める。

2 法第四条第二项の規定に基づき、地域産業資源の内容を公表するとともに、主務大臣に通知すること。

別表第四産業労働部の表産業支援課の項第五号部長専決事項の欄3を削り、同表金融課の項第四号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3から5までを2から4までとし、同表勤労者福祉課の項第四号部長専決事項の欄2中「第七条第二项」を「第七条第三项」に、「きく」を「聴く」に改め、同欄3中「第七条第三项において準用する法第六条第五项」を「第七条第四项」に改め、同表産業人材育成課の項知事決裁事項の欄3中「第四十二条」を「第四十一条」に改め、同項部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を削り、4を2とし、5から15までを3から13までとする。

別表第四農林部の表農業政策課の項第四号部長専決事項の欄3中「第五条第八项」を「第五条第九项」に改め、同表農業ビジネス支援課の項第三号部長専決事項の欄1中「第三条第五项」を「第三条第六项」に改め、同項第四号知事決裁事項の欄中「及び第四项（同条第五项において準用する場合を含む。）」を削り、「変更し、及び主務大臣に協議し、その同意を得る」を「変更する」に改め、同項第五号部長専決事項の欄中「第四条第六项」を「第四条第八项」に改め、同項第六号部長専決事項の欄1中「、第四项（同条第七项において準用する場合を含む。）」及び第六项」を「又は第五项」に、「変更し、及び農林水産大臣に協議する」を「変更する」に改め、同欄中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、同表畜産安全課の項第一号部長専決事項の欄中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 法第十七条の二第五项又は第六项の規定に基づき、指定家畜の所有者に対して当該指定家畜を殺すべき旨を命じ、又は家畜防疫員に殺させること。

別表第四農林部の表農業支援課の項第一号部長専決事項の欄1中「第三项」を「第四项」に改め、同項第九号部長専決事項の欄2中「第三十条第四项」を「第二十九条第四项」に改め、同欄16中「第一条の六第一项」を「第一条の五第一项」に改め、



同表生産振興課の項第二号部長専決事項の欄中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同表森づくり課の項第一号部長専決事項の欄2中「第四項」を「第五項」に改め、同項第二号部長専決事項の欄3中「及び第九条第五項」を削り、同項第三号部長専決事項の欄2中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同項第四号部長専決事項の欄2中「第五条第二項」を「第五条第四項」に改める。

別表第四県土整備部の表用地課の項第一号部長専決事項の欄5中「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同表道路政策課の項第一号知事決裁事項の欄中1から4までを削り、5を1とし、6を2とし、同号部長専決事項の欄1から15までを削り、同項第二号知事決裁事項の欄3及び4を削り、同号部長専決事項の欄中4及び5を削り、6を4とし、7を5とし、同項第四号を削り、同表道路街路課の項第一号知事決裁事項の欄中5を削り、6を5とし、同号部長専決事項の欄中6を削り、7を6とし、8から14までを7から13までとし、同欄15中「第七十四条第二項」を「第七十四条」に改め、同欄15を同欄14とし、同項第二号知事決裁事項の欄1及び2を削り、同項第四号部長専決事項の欄1中「第四条第一項」の下に「又は第十一項」を加え、「立体交差化計画を作成」を「立体交差化計画等を作成し、」に改め、同欄2中「立体交差化計画」を「立体交差化等による改良」に改め、同表道路環境課の項第一号知事決裁事項の欄7中「第五十条第四項」を「第五十条第五項」に改め、同号部長専決事項の欄中17を削り、16を17とし、13から15までを14から16までとし、同欄12中「第四十八条の四第一項」を「第四十八条の五第一項」に改め、同欄12を同欄13とし、同欄中11を12とし、4から10までを5から11までとし、3の次に次のように加える。

4 法第十七条第二項及び第三項の規定に基づき、県管理の国道又は県道の管理を行うことについて、市町村からの協議を受け、同意すること。

別表第四県土整備部の表道路環境課の項第五号部長専決事項の欄1中「第四条第一項」の下に「又は第十一項」を加え、「構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」を「立体交差化計画等」に改め、同欄2中「構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」を「立体交差化等による改良」に改め、同表河川砂防課の項第一号部長専決事項の欄7中「第七十九条」を「第七十九条第一項」に改める。

別表第四都市整備部の表都市計画課の項第一号知事決裁事項の欄5中「第十五条」を「第十四条」に改め、同号部長専決事項の欄2中「都市計画に」の下に「ついて協議を受け、又は町村の都市計画について」を加え、同項第六号部長専決事項の欄2中「第四条第一項」を「第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）」に、「若しくは事業計画の変更を認可し、又は国土交通大臣に認可を申請する」を

「について国土交通大臣に協議し、又は公共下水道管理者から協議を受ける」に改め、同表市街地整備課の項第一号部長専決事項の欄2中「第十九条」を「第十九条第三項」に、「審議会の議を経て、市の都市計画に」を「市町村の都市計画について協議を受け、又は町村の都市計画について」に改め、同表田園都市づくり課の項第一号知事決裁事項の欄6中「市町村と協議し、」を「協議を受け、又は町村が景観地区を指定しようとするについて」に改め、同号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3から12までを2から11までとし、同欄13中「から、協議を受け、同意する」を「から協議を受ける」に改め、同欄13を同欄12とし、同欄中14を13とし、15から17までを14から16までとし、その次に次のように加える。

17 法第九十八条第二項の規定に基づき、市町村が景観行政団体として事務処理することについて、市町村長から協議を受けること。

別表第四都市整備部の表公園スタジアム課の項第一号部長専決事項の欄2中「第十九条」を「第十九条第三項」に、「審議会の議を経て、市町村の都市計画に」を「市町村の都市計画について協議を受け、又は町村の都市計画について」に改め、同表住宅課の項第七号知事決裁事項の欄中「第三条の二第二項」を「第四条第一項」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第三条の二第四項」を「第四条第四項」に改め、同欄2中「第三条の二第五項」を「第四条第五項」に改め、同欄3中「第三条の二第六項」を「第四条第六項」に改め、同欄9中「第七十三条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同欄9を同欄10とし、同欄8中「第七十二条」を「第六十八条」に改め、同欄8を同欄9とし、同欄6及び7を削り、同欄5中「第二十七条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同欄5を同欄8とし、同欄4中「第十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同欄4を同欄7とし、同欄3の次に次のように加える。

4 法第二十四条第一項の規定に基づき、登録事業者又は管理等受託者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又は職員に事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

5 法第二十五条第三項の規定に基づき、登録事業者に対し、違反等の是正のために必要な措置をとるべきことを指示すること。

6 法第二十六条第一項及び第二項の規定に基づき、登録事業の登録を取り消すこと。

## 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第十八号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表地域振興センター所長の項第二号専決事項の欄3中「第十二条」を「第十二条第一項又は第三項」に改め、同欄11中「軽微な事項に係る」を削り、同欄中26を27とし、16から25までを17から26までとし、同欄15中「第二十九条第二項」を「第三十条」に、「及び」を「又は」に、「閲覧させる」を「閲覧させ、又は謄写させる」に改め、同欄15を同欄16とし、同欄14中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、「役員名簿等及び定款等」を削り、同欄14を同欄15とし、同欄中13を14とし、12を13とし、11の次に次のように加える。

12 法第二十五条第七項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更に係る登記事項証明書を受理すること。

別表第二地方行政機関の表浦和県税事務所長の項を削り、同表自動車税事務所長の項を次のように改める。

長	一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第七十二条の百十二第一項又は法附則第九条の十三第一項の規定に基づき、報告を受けること。 2 法第七十二条の百十二第二項又は法附則第九条の十三第二項の規定に基づき、書類の閲覧等を請求すること。	
自動車税			
事務所	二 埼玉県税条例施行規則の施行に関する事務		埼玉県税条例施行規則第二十三条第十項及び第十四項の規定に基づき、収納計器取扱

人が金額の還付を受けることを承認すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第二号委任事務の欄中14を15とし、10から13までを11から14までとし、同欄9中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改め、同欄9を同欄10とし、同欄8中「特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、同欄8を同欄9とし、同欄7中「特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、同欄7を同欄8とし、同欄6中「特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、同欄6を同欄7とし、同欄5中「特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、同欄5を同欄6とし、同欄4を同欄5とし、同欄3中「特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、同欄3を同欄4とし、同欄2の次に次のように加える。

3 法第五条第三項の規定に基づき、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第二号専決事項の欄1中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同欄中9を11とし、8を10とし、同欄7中「特定事業場」の下に「若しくは有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同欄7を同欄9とし、同欄中6を8とし、5を6とし、その次に次のように加える。

7 法第十三条の三第一項の規定に基づき、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対し、施設の構造等の改善又は施設の使用の一時停止を命ずること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第二号専決事項の欄中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第八条第二項の規定に基づき、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置又は構造等の変更の届出をした者に対し、有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造等に関する計画の変更又は有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第七号委任事務の欄中5を削り、6を5とし、7から55までを6から54までとし、同項第八号委任事務の欄13中「及び15」を削り、同欄中15を削り、16を15とし、17を16とし、同欄18中「19及び20」を「18」に改め、同欄18を同欄17とし、同欄中19を18とし、20を削り、21を19とし、22から36までを20から34までとし、同表福祉事務所長の項第二号専決事項の欄1中「から第四十三条の四まで」を「及び第四十三条」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項第十号専決事項の欄中7を削り、

8を7とし、同欄9中「第七十条第五項」を「第七十条第六項」に改め、同欄9を同欄8とし、同欄中10を9とし、その次に次のように加える。

10 法第七十条の三第一項の規定に基づき、特定施設入所者生活介護の指定を変更すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第十号専決事項の欄中28から30までを削り、31を28とし、32から37までを29から34までとし、同欄に次のように加え、同号を同項第九号とする。

35 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第七十条の二第一項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の更新を行うこと。

36 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第一百一十一条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項中第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表児童相談所長の項第一号委任事務の欄1中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同欄2中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同欄3中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同欄4中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同欄5中「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同欄6中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同欄中27から30までを削り、同欄26中「第五十七条の四」を「五十七條の四第二項」に改め、同欄26を同欄28とし、同欄25中「第五十七条の三第一項」を「第五十七條の三第二項」に改め、同欄25を同欄27とし、同欄中24を26とし、23を25とし、22を23とし、その次に次のように加える。

24 法第四十七条第五項の規定に基づき、児童福祉施設の長等がとつた措置についての報告を受理すること。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号委任事務の欄中21を22とし、7から20までを8から21までとし、6の次に次のように加える。

7 法第二十四条の二十四第一項の規定に基づき、入所者について、引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認め、引き続き障害児入所給付費等を支給すること。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号委任事務の欄31を同欄29とし、同表保健所長の項第八号委任事務の欄5中「第四条第一項」を「第五条第一項」に

改め、同欄6中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同欄7中「第四条第三項」を「第五条第三項」に改め、同欄8中「第五条」を「第六条」に改め、同欄9中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同欄10中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改め、同欄11中「第六条第三項」を「第七条第三項」に改め、同欄12中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同欄13中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同号専決事項の欄11中「第五条」を「第六条」に改め、同項第二十三号委任事務の欄4中「第二十六条」を削り、同項第二十六号専決事項の欄1中「(法第十二条の五第二項において準用する場合を含む。)」を「及び第十二条の五第二項において準用する法第七条の十五第二項」に改め、同項第二十八号委任事務の欄7中「第三十三条の四第二項」を「第三十三条の四第五項」に改め、同表計量検定所長の項委任事務の欄中11を削り、12を11とし、13を12とし、同表家畜保健衛生所長の項第一号委任事務の欄15中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改め、同欄15を同欄18とし、同欄中14を17とし、13を16とし、12を14とし、その次に次のように加える。

15 法第二十六条第五項の規定に基づき、家畜防疫員に消毒をする設備を設置させること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第一号委任事務の欄中11を13とし、8から10までを10から12までとし、7を8とし、その次に次のように加える。

9 法第十三条の二第一項並びに同条第二項において準用する法第十三条第一項ただし書及び第二項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第一号委任事務の欄6の次に次のように加える。

7 法第十二条の四第一項及び第二項の規定に基づき、所有者から家畜の頭羽数等に係る報告を受理し、及び当該報告に係る事項を市町村長に通知すること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第一号専決事項の欄3中「第五十八条第四項」を「第五十八条第五項」に、「きく」を「聴く」に改め、同欄3を同欄5とし、同欄2を同欄4とし、同欄1中「第十二条の四第一項及び第二項」を「第十二条の六第一項及び第二項」に改め、同欄1を同欄2とし、その次に次のように加える。

3 法第十三条の二第七項の規定に基づき、判定の結果を家畜の所有者等に通知すること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第一号専決事項の欄に1として次のように加える。

1 法第十二条の五の規定に基づき、家畜の所有者に対し、飼養に係る衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言をすること。

別表第二地方機関の表環境整備センター所長の項事務の種類欄中「(昭和六十二年埼玉県条例第四十八号)」の下に「及び埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則(平成元年埼玉県規則第六号)」を加え、同項専決事項の欄を次のように改める。

1 埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例第二条の規定に基づき、一般廃棄物の処理単価を定めること。

2 埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則第三条の規定に基づき、再生資源として利用するための措置を適当と認めること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第三号専決事項の欄中「第六条第六項」を「第六条第五項」に改め、同項第四号専決事項の欄中1から4までを削り、5を1とし、6から14までを2から10までとし、同項第十号専決事項の欄中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「国内金融業務」を「業務」に改め、同項第十七号専決事項の欄中「及び第九十六条の四」を削り、「認可又は同意をする」を「認可する」に改め、同欄3から5までの規定中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、同欄6中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、「換地計画書」の下に「の写し」を加え、同欄7から9までの規定中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、同欄10中「第六十八条第二項」を「第六十八条第四項」に改め、同欄13中「土地改良事業計画書」の下に「及び定款の写し」を加え、同欄21中「第九十六条の二第一項」を「第九十六条の二第六項」に、「土地改良事業の施行に同意する」を「土地改良事業計画の決定に関する報告を受理する」に改め、同欄22から26までを削り、同欄27中「第九十六条の三第一項」を「第九十六条の三第五項の規定において準用する法第九十六条の二第六項」に、「同意する」を「関する報告を受理する」に改め、同欄27を同欄22とし、その次に次のように加える。

23 法第九十六条の四第二項において準用する法第九十六条の二第六項の規定に基づき、応急工事計画の決定に関する報告を受理すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第十七号専決事項の欄中28から32までを削り、33を24とし、34から37までを25から28までとし、同表農林振興センター所長(さいたま農林振興センター所長、川越農林振興センター所長及び本庄農林振興センター所長を除く。)の項第二号専決事項の欄中17を18とし、13から16までを14から17までとし、12の次に次のように加える。

13 法第百十三条の二第三項の規定に基づき、県営土地改良事業の工事が完了し

た旨の公告をすること。

別表第二地方機関の表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項第一号委任事務の欄10中「第百八十八条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「職員」を「職員等」に改め、同号専決事項の欄1中「第十条の五第七項」を「第十条の五第九項」に改め、同欄2中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同欄3及び5中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同欄10中「第三項」を「第五項」に、「及び関係人の意見を聞き、並びに」を「意見の聴取を行う旨を当事者に通知等をし、関係人の意見の聴取を行い、及び」に、「通知し、及び市町村の事務所に掲示する」を「通知等をする」に改め、同項第七号事務の種類欄中「森林国営保険法施行令」を「森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）及び森林国営保険法施行令」に改め、「及び森林国営保険法施行規則（昭和二十八年農林省令第四十六号）」を削り、同号委任事務の欄中2を削り、1を2とし、同欄に1として次のように加える。

1 森林国営保険法第十九条第二項の規定に基づき、危険増加の通知を受理すること。

別表第二地方機関の表寄居林業事務所長の項第一号委任事務の欄10中「第百八十八条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「職員」を「職員等」に改め、同号専決事項の欄1中「第十条の五第七項」を「第十条の五第九項」に改め、同欄2中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同欄3及び5中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同欄10中「第三項」を「第五項」に、「及び関係人の意見を聞き、並びに」を「意見の聴取を行う旨を当事者に通知等をし、関係人の意見の聴取を行い、及び」に、「通知し、及び市町村の事務所に掲示する」を「通知等をする」に改め、同項第七号事務の種類欄中「森林国営保険法施行令」を「森林国営保険法及び森林国営保険法施行令」に改め、「及び森林国営保険法施行規則」を削り、同号委任事務の欄中2を削り、1を2とし、同欄に1として次のように加える。

1 森林国営保険法第十九条第二項の規定に基づき、危険増加の通知を受理すること。

別表第二地方機関の表寄居林業事務所長の項第九号専決事項の欄中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改め、同表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄2中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同項第二十九号事務の種類欄中「共同溝の整備に関する特別措置法」を「共同溝の整備等に関する特別措置法」に改め、同表建築安全センター所長の項第十一号委任事務の欄中13を削り、14を13とし、15を14とする。



別表第二公の施設の表総合リハビリテーションセンター長の項第一号委任事務の欄に次のように加える。

4 条例第八条の規定に基づき、使用料又は手数料を減額し、又は免除すること。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第二号の改正規定は、同年六月一日から施行する。

## 規 則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十九号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の項中「第四号ロ」を「第四号ニ」に改める。

別表第二の二埼玉県生活環境保全条例施行規則の項中「第四号ロ」を「第四号八」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三号中「がんセンター建設部長」を「病院建設部長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十一号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表浦和合同庁舎の項中「浦和県税事務所長」を「ひいたが県税事務所長」に改め、同表大宮合同庁舎の項中「大宮県税事務所長」を「田動車税事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 規則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十二号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（設立の認証申請書等の補正）

第二条 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、様式第二号の補正書を知事に提出してしなければならない。

（設立等登記の届出書）

第三条 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第三号の届出書を知事に提出してしなければならない。

2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記をしたことを証する登記事項証明書（部数は証明書一部及びその写し二部とし、財産目録の部数は三部とする）

第四条中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿の部数は、三部（県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人のうち、知事が所轄するもの以外のもの（第七条第二項において「非所轄法人」という。）にあつては、一部。第六条第二項及び第八条第二項において同じ。）とする。

第五条第一項中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条第二項中「法第二十五条第四項の規定により添付する」を削り、「収支予算書」を「活動予算書」に改め、「法第二十六条第二項の規定により添付する」を削る。

第六条及び第七条を次のように改める。

（定款の変更の届出）

第六条 条例第五条の届出書の様式は、様式第六号のとおりとする。

2 前項の届出書に添付する書類のうち、変更後の定款の部数は、三部とする。  
（定款の変更登記の提出書）

第七条 法第二十五条第七項の規定による提出は、様式第七号の提出書を知事に提出してしなければならない。

2 前項の提出書に添付する登記事項証明書の部数は、証明書一部及びその写し二部（非所轄法人にあつては、証明書一部）とする。

第十三条を削る。

第十二条第一項中「第七条」を「第八条」に、「様式第十一号」を「様式第十四号」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「様式第十号」を「様式第十三号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「様式第九号」を「様式第十二号」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「様式第七号」を「様式第十号」に改め、同条第二項中「様式第八号」を「様式第十一号」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「様式第六号」を「様式第九号」に改め、同条を第九条とする。

第七条の次に次の一条を加える。

（事業報告書等の提出）

第八条 法第二十九条の規定による提出は、様式第八号の提出書を知事に提出してしなければならない。

2 前項の提出書に添付する書類の部数は、三部とする。

第十四条中「の身分」を「（法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）の身分」に、「様式第十二号」を「様式第十五号」に改める。

第十九条を第二十三条とする。

第十八条中「第十一条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十七条中「第十条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十六条第一項中「第九条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同項第一号中「磁気ディスク等」を「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物（次号及び次条において「磁気ディスク等」という。）」に改め、同条を第二十条とする。

第十五条中「第八条」を「第十三条」に改め、同条を第十九条とし、第十四条の次に次の四条を加える。

（認定申請書）

第十五条 条例第九条第一項の申請書の様式は、様式第十六号のとおりとする。

2 条例第九条第二項において準用する有効期間の更新を受けようとする場合の同条第一項の申請書の様式は、様式第十七号のとおりとする。

3 条例第九条第二項において準用する仮認定を受けようとする場合の同条第一項の申請書の様式は、様式第十八号のとおりとする。

4 前三項の申請書に添付する書類のうち、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類の部数は、二部とする。

(認定特定非営利活動法人等の代表者の氏名の変更の届出)

第十六条 法第五十三条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の

規定による届出は、様式第十九号の届出書を知事に提出してしなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第十七条 法第五十五条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の

規定による提出は、様式第二十号の提出書を知事に提出してしなければならない。

2 法第五十五条第二項(法第六十二条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による法第五十四条第三項の書類の提出は、様式第二十一号の提出書を知事に提出してしなければならない。

3 法第五十五条第二項の規定による法第五十四条第四項の書類の提出は、様式第二十二号の提出書を知事に提出してしなければならない。

4 前三項の提出書に添付する書類の部数は、二部とする。

(合併の認定申請書)

第十八条 条例第十二条の申請書の様式は、様式第二十三号のとおりとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類の部数は、二部とする。

「<sup>4</sup> 様式第一号中「あて先」を「宛先」<sup>4</sup>」  
「<sup>5</sup> 4 定款に記載された目的」を

その他の事務所の所在地

定款に記載された目的」<sup>4</sup>」  
「<sup>4</sup> 改め、同様式の備考4中「申請書」を「この申請書」

「<sup>5</sup> 改め、同様式の備考4②中「収支予算書」を「活動予算書」<sup>5</sup>」  
「<sup>5</sup> 改め、同様式を様式第十四号とする。

「<sup>5</sup> 様式第十一号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」<sup>5</sup>」  
「<sup>5</sup> 4 「あて先」を

「宛先」<sup>5</sup>」  
「<sup>5</sup> 4 定款に記載された目的」<sup>5</sup>」  
「<sup>5</sup> 5 定款に記載された目的」<sup>5</sup>」

「<sup>5</sup> 改め、同様式の備考4中「申請書」を「この申請書」<sup>5</sup>」  
「<sup>5</sup> 改め、同様式の備考4②中「収支予算書」を「活動予算書」<sup>5</sup>」  
「<sup>5</sup> 改め、同様式を様式第十四号とする。

「<sup>5</sup> 様式第十号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」<sup>5</sup>」  
「<sup>5</sup> 4 「あて先」を「宛先」<sup>5</sup>」  
「<sup>5</sup> 改め、同様式の備考2中「清算終了」を「この届出書には、清算終了」<sup>5</sup>」  
「<sup>5</sup> 改め、「登記事項証明書」の次に「(条例施行規則第12条)」を加え、同様式を様

様式第十三号の用紙。

「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第11条関係)、「宛先」(第11条関係)、「宛先」(第11条関係)、「宛先」(第11条関係)、「宛先」(第11条関係)。

「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)。

「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)、「宛先」(第10条関係)。

「宛先」(第8条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)。

「変更の内容」

変更前

「宛先」(第8条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)。

変更後	変更年月日

「宛先」(第8条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)、「宛先」(第9条関係)。

「変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を」(第11条関係)、「変更後と変更後の内容を対照させて」(第11条関係)、「変更年月日」(第11条関係)、「宛先」(第11条関係)、「宛先」(第11条関係)、「宛先」(第11条関係)。

- この届出書には、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(法第25条第6項)[1部]及び変更後の定款(法第25条第6項)[3部(非所轄法人は、1部)]を添付すること。

様式第十六号の次に次の二様式を加える。



様式第7号（第7条関係）

定款変更登記事項証明書提出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名 ⑩

電話番号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、  
登記事項証明書を提出します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この提出書には、登記事項証明書（法第25条第7項）[証明書1部及び写し2部（非所轄法人は、証明書1部）]を添付すること。

様式第 8 号 ( 第 8 条関係 )

事業報告書等提出書

年 月 日

( 宛先 )

埼玉県知事

( 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 )

( 特定非営利活動法人の名称 )

代表者氏名

⑩

電話番号

特定非営利活動促進法第 29 条の規定により、前事業年度 ( 年 月 日 から 年 月 日まで ) の事業報告書等を提出します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 この提出書には、次の書類 [ 3 部 ( 非所轄法人は、1 部 ) ] を添付すること。
  - (1) 前事業年度の事業報告書 ( 法第 29 条 )
  - (2) 前事業年度の活動計算書 ( 法第 29 条 )
  - (3) 前事業年度の貸借対照表 ( 法第 29 条 )
  - (4) 前事業年度の財産目録 ( 法第 29 条 )
  - (5) 前事業年度の年間役員名簿 ( 前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。 ) ( 法第 29 条 )
  - (6) 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名 ( 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ) 及び住所又は居所を記載した書面 ( 法第 29 条 )
- 3 特定非営利活動に係る事業以外の事業を行っている場合は活動計算書に別欄で区分して記載し、当該事業を行っていない場合は脚注でその旨を記載すること。



様式第三号中「（第2条、第13条関係）」を「（第3条関係）」とし、「あて先」「宛先」に代め、同様式の備考2中「設立」を「この届出書には、設立」と改め、「登記事項証明書」の次に「（法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。））」[証明書1部及び写し2部]及び財産目録（法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。））」を加え、同様式を様式第三号とする。

様式第一号の次に次の様式を加える。

補 正 書

年 月 日

( 宛先 )

埼玉県知事

( 申請者の住所若しくは居所又は特定非営利活動法人の事務所の所在地 )

( 申請者の氏名又は特定非営利活動法人の名称及び代表者氏名 ) ㊞

電話番号

年 月 日に申請した( 補正する書類 )について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第 10 条第 3 項 ( 同法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。 ) の規定により、下記のとおり補正を申し出ます。

記

1 補正の内容

補正前	補正後

2 補正の理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 ( 補正する書類 ) には、申請書の場合にあってはその申請書の名称 ( 「 設立認証申請書 」 等 ) を、添付書類の場合にあってはその書類の名称 ( 「 定款 」 等 ) を記載すること。
- 3 1 には、補正する箇所について、補正前及び補正後の内容を対照させて記載すること。
- 4 この補正書には、補正後の書類 [ 1 部 ( 次の書類は、3 部 ) ] を添付すること。
  - (1) 定款
  - (2) 役員名簿 ( 役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの )
  - (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
  - (4) 設立当初の事業年度、合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びこれらの事業年度の翌事業年度の事業計画書
  - (5) 設立当初の事業年度、合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びこれらの事業年度の翌事業年度の活動予算書
  - (6) 法第 26 条第 2 項の規定により添付する事業報告書等

様式第十四号の次に次の九様式を加える。

様式第15号(第14条関係)

(表面)

写真	第	号
	身分証明書	
	所属	
	職名	
	氏名	
上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項並びに第64条第1項及び第2項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。		
年	月	日発行
有効期限	年	月 日
	埼玉県知事	印

9.1 cm

1.1 cm

(裏面)

特定非営利活動促進法(抜粋)

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。



認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名 ⑩

電話番号

ファクシミリ番号

代理人氏名 ⑩

特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により、下記のとおり認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 設立年月日
- 2 その他の事務所の所在地、電話番号(ファクシミリ番号を含む。)並びに責任者の役職及び氏名
- 3 事業年度
- 4 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(いずれかにレ印)
  - 相対値基準(原則)
  - 相対値基準(小規模法人)
  - 絶対値基準
  - 条例個別指定法人
- 5 現に行っている事業の概要
- 6 過去の認定の有無及びその有効期間
- 7 過去の仮認定の有無及び仮認定を受けた日
- 8 認定取消しの有無及び取消年月日
- 9 仮認定取消しの有無及び取消年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していない場合は、認定を受けることができない。
- 3 過去に認定又は仮認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過していないときは、認定を受けることができない。
- 4 過去に認定(有効期間の更新を除く。)又は認定取消しを複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消年月日を記載すること。
- 5 2の「責任者」とは、その事務所を統括する者をいう。
- 6 この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間））の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）（法第44条第2項）
- (2) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除く。）（法第44条第2項）〔2部〕
- (3) 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第44条第2項）〔2部〕
- (4) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第44条第2項）〔2部〕

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名 ⑩

電話番号

代理人氏名 ⑩

特定非営利活動促進法第51条第2項の規定により、認定の有効期間の更新を受けた  
いので、申請します。

記

- 1 認定の有効期間
- 2 認定の有効期間の満了日の6月前の日
- 3 認定の有効期間の満了日の3月前の日
- 4 事業年度
- 5 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(いずれかにレ点)  
相対値基準(原則)  
相対値基準(小規模法人)  
絶対値基準  
条例個別指定法人
- 6 現に行っている事業の概要
- 7 その他の事務所の所在地、電話番号並びに責任者の役職及び氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 認定の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間(更新申請期間)に更新の申請をすること。この更新期間内に更新の申請をしない場合(災害その他やむを得ない事由により更新申請期間に更新の申請をすることができない場合は除く。)は、改めて認定の申請を行うこと。
- 3 1には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入すること。
- 4 7の「責任者」とは、その事務所を統括する者をいう。
- 5 この申請書には、次の書類[2部]を添付すること。
  - (1) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。)(法第51条第5項)
  - (2) 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類(法第51条第5項)
  - (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法第51条第5項)

仮認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名 ⑩

電話番号

ファクシミリ番号

代理人氏名 ⑩

特定非営利活動促進法第58条第1項の規定により、仮認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 設立年月日
- 2 その他の事務所の所在地、電話番号(ファクシミリ番号を含む。)並びに責任者の役職及び氏名
- 3 事業年度
- 4 現に行っている事業の概要
- 5 過去の認定の有無
- 6 過去の仮認定の有無

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していない場合は、仮認定を受けることができない。
- 3 設立の日から5年を経過している場合は、仮認定を受けることができない。
- 4 過去に認定又は仮認定を受けている場合は、仮認定を受けることができない。
- 5 2の「責任者」とは、その事務所を統括する者をいう。
- 6 この申請書には、次の書類[2部]を添付すること。
  - (1) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。)(法第58条第2項)
  - (2) 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類(法第58条第2項)
  - (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法第58条第2項)

様式第19号(第16条関係)

代表者の氏名の変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名 ⑩

電話番号

代理人氏名 ⑩

下記のとおり代表者の氏名の変更があったので、特定非営利活動促進法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、届け出ます。

記

変更の内容

変更前	変更後	変更年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 変更前及び変更後の代表者の氏名(ふりがなを付すこと。)を対照させて記載し、併せて変更年月日を記載すること。

役員報酬規程等提出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名 ㊟

電話番号

その他の事務所(県内に所在するものに限る。)の所在地及び電話番号

代理人氏名 ㊟

特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、前事業年度( 年 月 日から 年 月 日まで)の役員報酬規程等を提出します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この提出書には、次の書類[2部]を添付すること。
  - (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(法第55条第1項)
  - (2) 次の事項を記載した書類(法第55条第1項)
    - 前事業年度の収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
    - 前事業年度の資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
    - 前事業年度における次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
    - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
    - ロ 役員等との取引
      - 前事業年度の寄附者(当該特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
      - 前事業年度に給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
      - 前事業年度に支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
      - 前事業年度に海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日
  - (3) 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号

並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも  
該当していない旨を説明する書類（法第55条第1項）

様式第21号(第17条関係)

助成金支給実績提出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名 ㊟

電話番号

その他の事務所(県内に所在するものに限る。)の所在地及び電話番号

代理人氏名 ㊟

下記のとおり助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、助成金の支給実績を提出します。

記

- 1 支給年月日
- 2 支給対象者
- 3 支給金額
- 4 助成対象の事業等

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 4には、事業等の内容を具体的に記載すること。



(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

㊞

電話番号

その他の事務所(県内に所在するものに限る。)の所在地及び電話番号

代理人氏名

㊞

下記のとおり海外へ200万円を超える { 送金  
金銭の持出し } を行うので、特定非営  
利活動促進法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定に  
より、海外への送金の予定等を提出します。

記

- 1 金額
- 2 用途
- 3 予定年月日(実施年月日)
- 4 事前に提出できなかった場合は、その理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 4には、災害に対する援助その他緊急を要したため事前の提出ができなかった場合に、その理由を具体的に記載すること。

(宛先)

埼玉県知事

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の主たる事務所の所在地)

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称)

代表者氏名 ㊟

電話番号

ファクシミリ番号

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の主たる事務所の所在地)

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称)

代表者氏名 ㊟

電話番号

ファクシミリ番号

代理人氏名 ㊟

特定非営利活動促進法第63条 { 第1項  
第2項 } の規定により、下記のとおり合併の認定を

受けたいので、申請します。

記

- 1 認定(仮認定)年月日
- 2 認定(仮認定)の有効期間
- 3 事業年度
- 4 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人

法人名及び 代表者名	主たる事務所の所在地及び 電話番号(ファクシミリ番号)	現に行っている事業の概要	区分
			認定 仮認定 上記以外

- 5 合併によって消滅する特定非営利活動法人

法人名及び 代表者名	主たる事務所の所在地及び 電話番号(ファクシミリ番号)	現に行っている事業の概要	区分
			認定 仮認定 上記以外

- 6 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(合併後に認定特定非営利活動法人としての地位を承継しようとする場合は、いずれかにレ印)

相対値基準(原則)

相対値基準(小規模法人)

絶対値基準

条例個別指定法人

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する特定非営利活動法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となる。
- 3 この申請書には、次の書類を添付すること。
  - (1) 寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。ただし、法第45条第1項第1号八に掲げる基準に適合する特定非営利活動法人及び法第63条第2項の合併の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、添付を要しない。）（法63条第5項）
  - (2) 法45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除く。）（法第63条第5項）〔2部〕
  - (3) 法47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第63条第5項）〔2部〕
  - (4) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第63条第5項）〔2部〕

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第二十二号

埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県生活科学センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「第二十三条」に、「（以下）」を「（次条第一項及び第九条において）」に改める。

第二条第一項中「者」を「者（第三項において「利用申請者」という。）」に、「埼玉県消費生活支援センター所長（以下「所長」という）」を「知事（条例第十三条第一項の指定管理者にセンターの管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。第三項において同じ）」に改め、同条第二項中「前項」を「前項前段」に、「日は」を「日（次項において「受付開始日」という。）は」に改め、同条第三項中「利用許可書」を「許可書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、利用申請者は、受付開始日前に利用申請書を提出することができる。

第三条から第五条までを次のように改める。

（指定管理者の指定の申請）

第三条 条例第十四条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第三号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 条例第十三条第二項の指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(附属設備の利用料金)

第四条 条例別表第二号の規則で定める上限額は、別表のとおりとする。

(利用料金の承認の申請)

第五条 指定管理者は、条例第十九条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第四号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

第七条中「所長」を「知事」に改め、同条を第九条とする。

第六条の見出しを「(利用料金の返還の額等)」に改め、同条第一項中「第十五条ただし書」を「第二十二条ただし書」に、「使用料の還付」を「利用料金の返還」に、「の使用料」を「の利用料金」に改め、同条第二項中「第十五条第三号に規定する」を「第二十二条第三号の」に、「の前々日」を「前三十日」に改め、同条第三項中「第十五条第三号」を「第二十二条第三号」に、「様式第四号」を「様式第六号」に、「第二条第三項に規定する」を「第二条第四項の」に、「所長」を「指定管理者」に改め、同条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(利用料金の納期限)

第六条 利用料金の納期限は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

(利用料金の減免承認の申請)

第七条 指定管理者は、条例第二十一条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第五号の利用料金減額(免除)承認申請書を知事に提出しなければならない。

別表中「(第三条関係)」を「(第四条関係)」に、

「使用料(円) (一回につき)」を

利用料金の上限額

(円) (一回につき)

に改め、同表の注中「使用料」を「利用料金」に改める。

「(あて先)

「(宛先)

様式第一号 (一) 中

を 埼玉県消費生活支援センター所長

埼玉

(埼玉県生活科学

県知事

に、「使用料」を「利用料金」に改める。

センター指定管理者)」

「(宛先)

様式第一号 (二) 中

を 「(あて先) 埼玉県消費生活支援センター所長

埼玉

(埼玉県生活科学

県知事 印 「使用料の額」や「利用料金の額」印  
センター指定管理者)」


変更後の使用料
既納の使用料
納入すべき使用料

印

変更
既納
納入

変更後の利用料金
納の利用料金
納入すべき利用料金

印

変更後(1) 印 「使用料」や「利用料金」印 「埼玉県消費生活支援センター所長 印」や  
(埼玉県生活科学センター指定管理者) 印

変更後(1) 印 「使用料の額」や「利用料金の額」印

変更
既納
納入

変更後の使用料
納の使用料
納入すべき使用料

印

変更
既納
納入

後の利用料金
の利用料金
べき利用料金

印 「埼玉県消費生活支援センター

所長 印」や  
(埼玉県生活科学センター指定管理者)

印 印

様式第三号を次のように改める。



埼玉県生活科学センター指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者氏名

④

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

「(あて先) 様式第四号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」とし、  
埼玉県消費生活支

「(宛先)

を 埼玉県知事 とし、「申出をし

撥センター所長」

(埼玉県生活科学センター指定管理者)」

す」を「申し付け」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第三号の次に次の二様式を加える。

埼玉県生活科学センター利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県生活科学センター指定管理者 ㊦

利用料金の額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

1 施設の利用料金

名 称	利用区分	利用料金 (円)	備 考

2 附属設備の利用料金

名 称	単 位	利用料金 (円)	備 考

埼玉県生活科学センター利用料金減額 (免除) 承認申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県生活科学センター指定管理者 ㊤

利用料金の額を次のとおり減額 (免除) することについて、承認を受けたいので申請  
します。

利用年月日	施設等の名称	利用区 分等	減額 (免除) の承認を 受けようとする理由	減額 (免除) の承認 を受けようとする額

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第七条第四項（法律第十二条第六項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）又は」を削る。

様式第六号（表面）を次のように改める。

		1 新規	2 一部免除										
事務所	申込番号												
狩猟免許申請書													
(宛先)		年 月 日											
埼玉県知事													
住所			収入証紙										
電話番号													
ふりがな													
氏名	(自署又は記名押印)	(男・女)											
生年月日	年 月 日												
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により、狩猟免許を受けたいので、次のとおり申請します。													
1 受けようとする狩猟免許の種類(該当する種類を で囲むこと。) 網猟免許      わな猟免許      第一種銃猟免許      第二種銃猟免許													
2 希望する受験年月日及び受験場所 受験年月日      年      月      日 受験場所													
3 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けようとする場合は、使用する銃砲の種類番号を で囲み、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日を記入すること。													
使用する銃砲の種類	猟銃・空気銃所持許可証の番号		交付年月日										
(1) ライフル銃	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td style="width: 10px;"> </td><td style="width: 10px;"> </td><td style="width: 10px;"> </td><td style="width: 10px;"> </td><td style="width: 10px;"> </td><td style="width: 10px;"> </td><td style="width: 10px;"> </td><td style="width: 10px;"> </td><td style="width: 10px;"> </td><td style="width: 10px;"> </td></tr> </table> 号												年 月 日
(2) 散弾銃													
(3) 空気銃 (圧縮ガスを 使用するものを含む。)													
4 本登録年度において他の狩猟免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類及び受験(受検)年月日													
免許の種類		受験(受検)年月日	年 月 日										
5 現に他種の狩猟免許を受けている場合は、その種類及び狩猟免状の番号等													
種類	交付した都道府県知事名	狩猟免状の番号	狩猟免状の交付年月日										
免許	知事	号	年 月 日										
免許	知事	号	年 月 日										
6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無 有 ( ・ 刑の執行が終わり、又は受けることなくなった年月日      年 月 日 ) ・ 無 ( ・ 処分の内容 )													
7 狩猟免許を取り消されたことの有無 有 ( ・ 取消年月日      年 月 日 ・ 免許の種類 ) ・ 無 ( ・ 免許を取り消した都道府県知事名 )													

太枠内は、必ず記入してください。

1 新規		2 一部免除	
事務所		申込番号	

受験票 A

写  
  
真

ふりがな  
氏名(自署又は記名押印)

1 免許の種類  
網猟免許    わな猟免許    第一種銃猟免許    第二種銃猟免許

2 受験日  
年    月    日

3 受験場所

(切り離さないこと。)

試験の結果					
適性試験	視力	聴力	運動能力	知識	技能
受付番号			備考		

太枠内は、必ず記入してください。

1 新規		2 一部免除	
事務所		申込番号	

受験票 B

ふりがな  
氏名

1 免許の種類  
網猟免許  
わな猟免許  
第一種銃猟免許  
第二種銃猟免許

2 受験日  
年    月    日

3 受験場所

(切り離さないこと。)

受付番号	
備考	

太枠内は、必ず記入してください。



様式第六号（裏面）の注意1中「2」を「3」に改め、同様式の注意2中「2の」を「3の」に、「そううつ病」を「うつ病」に、「鬱病」に、「うつ病」を「鬱病」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同様式の注意4中「かい書」を「楷書」に、「明じょう」を「明線」に改める。

様式第七号（表面）を次のように改める。

事務所	申込番号													
狩 猟 免 許 更 新 申 請 書														
(宛先) 埼玉県知事				年 月 日										
住 所	〒			収入証紙										
電話番号														
ふりがな														
氏 名	(自署又は記名押印)		(男・女)											
生年月日	年 月 日													
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により、狩猟免許の更新を受けたいので、次のとおり申請します。														
1 希望する受検年月日及び受検場所														
受検年月日                      年                      月                      日 受検場所														
2 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び狩猟免許の番号等														
免許の種類	交付した 都道府県知事名	狩猟免許の番号	狩猟免許の交付年月日	原交付年月日										
網 獵 免 許	知事	号	年 月 日	年 月 日										
わ な 獵 免 許	知事	号	年 月 日	年 月 日										
第一種銃獵免許	知事	号	年 月 日	年 月 日										
第二種銃獵免許	知事	号	年 月 日	年 月 日										
3 第一種銃獵免許又は第二種銃獵免許の更新を受けようとする場合は、使用する銃砲の種類番号を で囲み、銃銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日を記入すること。														
使用する銃砲の種類	銃銃・空気銃所持許可証の番号		交付年月日											
(1) ライフル銃	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> 号												年 月 日	
(2) 散 弾 銃														
(3) 空 気 銃 (圧縮ガスを 使用するものを含む。)														
4 本登録年度において他の狩猟免許申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類及び受検年月日														
免許の種類		受検年月日	年 月 日											

太枠内は、必ず記入してください。

事務所				
申込番号				
受検票 A				
<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写 真</p> </div>				
ふりがな 氏名 (自署又は記名押印)				
1 免許の種類と交付年月日				
免許の種類	網猟免許	わな猟免許	第一種銃猟免許	第二種銃猟免許
交付年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
2 受検日 年 月 日				
3 受検場所				
講習の受講				
適性検査	視力	聴力	運動能力	
	受付番号			
	備考			

( 切り離さないこと。 )

太枠内は、必ず記入してください。

事務所			
申込番号			
受検票 B			
ふりがな 氏名			
1 免許の種類 網 猟 免 許 わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許			
2 受検日 年 月 日			
3 受検場所			
講習の受講			
適性検査	視力	聴力	運動能力
	受付番号		
	備考		

( 切り離さないこと。 )

太枠内は、必ず記入してください。

様式第七号（裏面）の注意1中「2」を「3」に改め、同様式の注意2中「2の」を「3の」に、「そううつ病」を「うつ病」に、「鬱病」に、「うつ病」を「鬱病」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同様式の注意4中「かい書」を「楷書」に、「明じょう」を「明綴」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十五号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則（平成十五年埼玉県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条を削る。

様式第八号及び様式第九号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県立嵐山郷管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十六号

埼玉県立嵐山郷管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立嵐山郷管理規則（昭和五十一年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に改め、同条第二号中「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

第三条第一号中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に、「知的障害児通園施設又は盲ろうあ児施設において保護指導する」を「障害児通所支援を提供する」に改め、同条第二号中「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改め、「（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十三条の三第一項の重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満十八歳以上の者を含む。）」を削り、同条第三号中「第六十三条の五」を「（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十三条の三」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 規 則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十七号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十八年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び第三十二条第一項」を「若しくは第五十一条の十四第一項」に、「第四十六条の規定による届出の受理、法第四十七条の規定による指定の辞退」を「第四十六条、第四十七条若しくは第五十一条の二十五第一項若しくは第二項の規定による届出の受理」に改め、「及び第四項」を削り、「同じ。」の下に「若しくは第五十一条の二十九第一項」を加え、同項第一号中「及び指定相談支援事業者」を「又は指定一般相談支援事業者」に改め、同条第二項中「第四十六条第一項の規定による事業の廃止の届出の受理、法第四十七条の規定による指定の辞退」を「第四十六条第二項、第四十七条若しくは第五十一条の二十五第二項の規定による届出の受理」に改め、「第五十条第一項」の下に「若しくは第五十一条の二十九第一項」を加え、「第四十条」を「第五十一条の十九第二項」に改める。

第二条中「第五十一条」の下に「及び第五十一条の三十第一項」を加える。

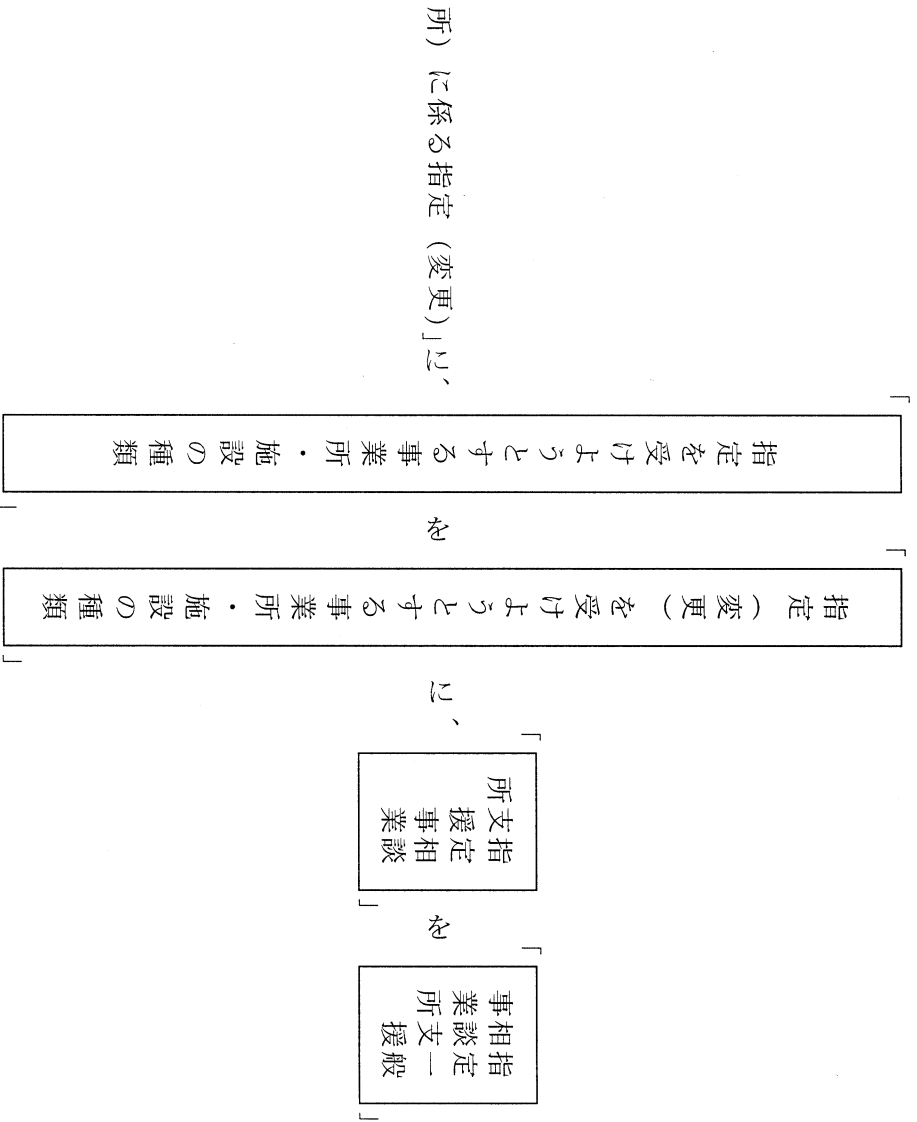
第三条第一項中「第三十二条第一項」を「第五十一条の十四第一項」に改め、同条第二項第一号中「（法第四十条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第一項」を「、第三十八条第一項（これらの規定を法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第五十一条の十九第一項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「申請」の下に「並びに法第三十七条第一項及び第三十九条第一項の規定による指定の変更の申請」を加え、同項第二号中「第四十六条」を「第四十六条第一項及び第三項並びに法第五十一条の二十五第一項」に改め、同項第三号中「第四十六条第一項」の下に「又は第二項及び法第五十一条の二十五第一項又は第二項」を加え、「廃止、休止又は再開」を「再開又は廃止若しくは休止」に改め、同項第五号及び第六号中「第五十条第一項」の下に「及

ひ第五十一条の二十九第一項」を加える。

第四条中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に改める。

「指定障害者支援施設  
指定申請書  
指定一般相談支援  
事業者  
指定相談支援事業所  
指定申請書  
指定一般相談支援  
施設  
指定(変更)申請書  
」

「(第38条第1項・第40条において準用する第36条第1項)や「若しくは第38条第1項(これらの規定を法第41条第4項において準用する場合を含む。)若しくは第51条の19第1項(法第51条の21第2項において準用する場合を含む。)又は法第37条第1項若しくは第39条第1項」及び「指定相談支援事業所)に係る指定」や「指定一般相談支援事業



及び「指定申請を」や「指定(変更)申請を」に定める関係の趣意のうち「指定」や「指定(変更)」に定める関係の趣意のうち「すべて」や「全て」に定める。様式第二号の付表四を次のように定める。





「そ」 「一般相談支援事業所」及び「相談支援事業所」

		「そ」
		「そ」
他の費用		「そ」
時の連絡体制の確保の具体的 法（地域定着支援のみ）		「そ」

「指定一般相談支援サービス」及び「指定相談支援サービス」に係るもの。

「第38条第1項・第40条において準用する第36条第1項」及び「若しくは38条第1項（これらの規定を法第41条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第51条の19第1項（法第51条の21第2項において準用する場合を含む。）又は法第37条第1項若しくは第39条第1項」

「廃止」「廃止する」「再開」「再開した」

「再開した年月日」及び「再開に係る年月日」並びに「・休止した」及び「・休止の」

2 廃止又は休止をする場合は、1月前までに届け出てください。

3 再開の場合は、10日以内に届け出てください。

「第51条の2第1項」並びに「第50条第4項において準用する同条第1項」及び「第51条の2第1項」並びに「効力を」及び「効力の（全部・一部）を」

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十八号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（障害児入所施設の指定）」に改め、同条第一項中「指定知的障害児施設等の指定」を「障害児入所施設の指定」に、「指定知的障害児施設等指定通知書」を「障害児入所施設指定通知書」に改める。

第八条の見出し及び第九条の見出し中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改める。

第十条の見出しを「（障害児入所給付費の支給決定の取消し）」に改め、同条中「施設給付決定を」を「入所給付決定を」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

第十一条の見出し中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第一項中「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に、「障害児施設給付費利用者負担額災害等減額・免除申請書」を「障害児入所給付費利用者負担額災害等減額・免除申請書」に改め、同条第二項中「障害児施設給付費利用者負担額災害等減額・免除決定通知書」を「障害児入所給付費利用者負担額災害等減額・免除申請却下決定通知書」に、「障害児施設給付費利用者負担額災害等減額・免除申請却下決定通知書」を「障害児入所給付費利用者負担額災害等減額・免除申請却下決定通知書」に改める。

第十三条中「児童措置決定通知書」を「入所（委託）措置決定通知書」に改める。  
第十五条中「児童措置解除（停止・変更・延長）通知書」を「入所（委託）措置解除（停止・変更・延長）決定通知書」に改める。

第十七条第一項中「第三十四条の十八」を「第三十四条の十九」に改める。

第二十九条第三項を削り、同条第四項中「又は前項」を削り、同項を同条第三項とする。

別表第二の備考3(1)中「肢体不自由児療護施設」を「障害児入所施設」に改め、

「知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設」及び「肢体不自由児施設」や「入所させる」や「入院させる」及び「重症心身障害児施設」や「知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設及び」や「第14項、第15項及び第16項」や「及び第13項から第15項まで」及び「第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第8項の児童グライサービスを利用している」や「法第21条の3第1項の障害児通所給付費又は法第24条の2第1項の障害児入所給付費を支給されている」及び「障害児施設医療」や「障害児入所医療」及び

民衆第三卷。

「指定知的障害児施設等指定通知書」や「障害児入所施設指定通知書」及び「指定知的障害児施設等の」や「障害児入所施設」及び

「指定知的障害児施設等指定申請書」や「障害児入所施設指定申請書」及び「あて先」や「宛先」及び「指定知的障害児施設等に」や「障害児入所施設に」及び「すべての」や「全て」及び「知的障害児施設」や「福祉型障害児入所施設」及び「知的障害児施設」及び「福祉型障害児入所施設」及び「(知的障害児施設)」

「入所させる児童の主たる障害の種別」及び「障害児施設給付費」を「障害児入所」

「知的障害児施設(自閉症児施設)」や「医療型障害児入所施設」及び「(第1種自閉症児施設 第2種自閉症児施設)」

「入所させる児童の主たる障害の種別」及び「障害児施設給付費」を「障害児入所」

「給付費」及び「障害児施設給付費」。

「指定知的障害児施設等指定変更届出書」や「指定障害児入所施設変更届出書」及び「あて先」や「宛先」及び「障害児施設給付費」や「障害児入所給付費」。

「指定知的障害児施設等指定辞退届」や「指定障害児入所施設指定辞退届」及び「あて先」や「宛先」及び

民衆第二十五号及び民衆第二十六号のよび

(障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費 障害児入所医療費)  
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

(宛先)

埼玉県知事

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日		年 月 日	
	氏名						
居住地	〒		電話番号				
フリガナ				生年月日		年 月 日	
支給申請に係る児童氏名				続柄			
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号			
被保険者証の記号及び番号※				保険者名及び番号※			

※「被保険者証の記号及び番号」及び「保険者名及び番号」の欄は医療型障害児入所施設又は指定医療機関を希望する場合に記入すること。

障害福祉サービスの利用状況	障害福祉サービス	利用中のサービスの種類及び内容等	
	障害児通所支援	利用中の支援の種類及び内容等	
申請する支援の種類等	種	<input type="checkbox"/> 障害児入所支援	具体的内容
	類	<input type="checkbox"/> 指定医療機関	

(裏)

申請する減免等の種類	<input type="checkbox"/> 1 負担上限月額に関する認定（下記2の軽減措置適用前） 次の区分の適用を申請します（当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は記入不要。）。 (1) 生活保護受給世帯 (2) 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの (3) 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、(2)以外のもの
	<input type="checkbox"/> 2 医療型個別減免に関する認定 医療型障害児入所施設入所者であるため、医療型個別減免を申請します。
	<input type="checkbox"/> 3 特定入所障害児食費等給付費に関する認定（医療型障害児入所施設は除く。） 福祉型障害児入所施設入所者であるため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。
	<input type="checkbox"/> 4 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付）を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれの場合も、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人	<input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）
フリガナ		
氏名		申請者との関係
住所	〒 電話番号 ( )	

様式第26号 (第9条関係)  
 (障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費 障害児入所医療費)  
 支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県 児童相談所長 印

年 月 日に申請のあつた について、児童福祉法 (第24条の3・第24条の7・第24条の20) の規定により下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証番号		入所給付決定 保護者氏名	
支給決定日		支給決定に係る 障害児氏名	

入所支援の種類及び内容	有効期間

負担上限月額 (障害児入所給付費)	円	左の上限月額 の適用期間	
負担上限月額 (障害児入所医療費 (食事療養費を除く。))	円	左の上限月額 の適用期間	
負担上限月額 (食事療養費)	円	左の上限月額 の適用期間	
公費負担者 番号		公費受給者 番号	/

特定入所障害児 食費等給付費	日額	円	左の給付費の 適用期間	
-------------------	----	---	----------------	--

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第二十八号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」と改定する。

様式第二十七号中「障害児施設給付費利用者負担額災害等減額・免除申請書」を「障害児入所給付費利用者負担額災害等減額・免除申請書」とし、「あて先」を「宛先」と改定する。

様式第三十号中「障害児施設給付費利用者負担額災害等減額・免除決定通知書」を「障害児入所給付費利用者負担額災害等減額・免除決定通知書」とし、「障害児施設給付費利用者負担額災害等減額・免除に」を「障害児入所給付費利用者負担額の災害等減額・免除に」と改定する。

様式第三十一号中「障害児施設給付費利用者負担額災害等減額・免除申請却下通知書」を「障害児入所給付費利用者負担額災害等減額・免除申請却下決定通知書」とし、「障害児施設給付費利用者負担額災害等減額・免除に」を「障害児入所給付費利用者負担額の災害等減額・免除に」と改定する。

様式第三十三号を次のように改定する。



様式第 3 3 号 (第 1 3 条関係)

入所 (委託) 措置決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県 児童相談所長 印

下記児童について、児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号 (第 2 項) の規定により、次のとおり措置をとつたので通知します。

記

児童	氏名	性別		年齢 (歳)
		性	別	
児童	措置前 の 地 居 住 地			
保護者	氏名	続柄		
		住所		
措置	施設等名			
	所在地			
	住所			
措置理由	入所 年月日 委託			
	保護者 負担 額の 費用			円

注 児童福祉法第 4 7 条の内容を分かりやすく説明した書面を交付すること。

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第 1 の 1 の規定による文を記載して行うこと。

様式第三十七号を次のように改める。

入所 (委託) 措置解除 (停止・変更・延長) 決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県 児童相談所長 関

年 月 日付け 第 号で決定した措置を下記のとおり解除  
(停止・変更・延長) したので通知します。

記

児 童 氏 名	性 別		男 ・ 女	
	年 月 日 ( 歳 )			
措 置 前 の 地				
保 護 者 氏 名				続 柄
既 措 置 の 称	施 設 等 の 地			
	施 設 等 の 地			
変 更 措 置 の 称	施 設 等 の 地			
	施 設 等 の 地			
解 除 停 止 解 除 年 月 日	年 月 日	停止・延長の期間	年 月 日	日から 日まで
	理 由			

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記  
第 1 の 1 の規定による文を記載して行うこと。

様式第三十九号の三中「第34条の19第1項各号」を「第34条の20第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十九号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県児童福祉審議会規則（平成十七年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「」第六条の三第一項」を「。以下この項において「法」という。（第六条の四第一項」に改め、同項第二号中「児童福祉法」を「法」に改め、同項第三号中「児童福祉法」を「法」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第三十三条第五項に規定する一時保護に関する事項

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 規 則

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和五十二年埼玉県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の備考2中「所得税法第78条第1項」を「扶養控除については所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算するものとし、所得税法第78条第1項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

## 規則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第三十一号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「以下「規則」を「次条において「省令」に改める。

第四条中「規則」を「省令」に改める。

第七条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、同項第六号中「及び生年月日」を「、生年月日及び資格等」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号の次に次の三号を加える。

六 従事者数

七 営業時間

八 使用する水の種類

第七条第二項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第三項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 使用する水の種類

第七条第四項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第五項中「第四条第三項」を「第五条第三項」に改める。

第八条を削る。

第九条中「第五条」を「第六条」に、「様式第十二号」を「様式第十一号」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 営業時間

八 使用する水の種類

九 食品衛生責任者の氏名、生年月日及び資格等

第十条第二項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「様式第十三号」を「様式第十二号」に改め、同条第三項中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改め、

同項第五号を次のように改める。

五 使用する水の種類

第十条第四項中「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「様式第十四号」を「様式第十三号」に改め、同条第五項中「第六条第三項」を「第七条第三項」に、「様式第十五号」を「様式第十四号」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「氏名」の下に「、生年月日及び資格等」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 営業施設符号

第十一条第二項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「様式第十六号」を「様式第十五号」に改め、同条第三項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に、「様式第十七号」を「様式第十六号」に改め、同条を第十条とし、第十二条を第十条とする。

様式第一号中「あて先」や「宛先」は「氏名」年月日生  
や「氏名」年月日生

「7 小分け容器の容量別個数」は「7 小分け容器の容量別個数」である。  
8 配合重量パーセント

様式第二号中「あて先」や「宛先」は「氏名」年月日生  
や「氏名」年月日生

「すでに」や「既に」である。

様式第三号中「あて先」や「宛先」は「申請者」や「届出者」は「氏名」年

月 日生  
や「氏名」年月日生

様式第四号中「あて先」や「宛先」は「営業所の名称等」や「営業所又は

の名称、は商号」は「使用水」や「使用する水の種類」

改める。

様式第五号（一）中「あて先」や「宛先」は「保健所長」住所



「保健所長  
や  
届出者の住所」  
ハシメヌ。

「保健所長  
や  
様名探五郎（一）及び様名探五郎（三）中「あて先」や「宛先」ハシメヌ。」

「保健所長  
や  
主たる事務所の」  
ハシメヌ。  
届出者の主たる事務所の」

シヌ。

「保健所長  
や  
様名探七郎中「あて先」や「宛先」ハシメヌ。」  
「営業所の名称等」  
ハシメヌ。」

「営業所の名称、屋号又は商号」  
ハシメヌ。

「氏名  
や  
様名探八郎中「あて先」や「宛先」ハシメヌ。」  
「氏名  
や  
年月日生」

「営業所の名称等」  
や  
「営業所の名称、  
屋号又は商号」  
ハシメヌ。」  
「使

「  
水  
」  
や  
「使用する水の種類」  
ハシメヌ。」

「第4条第2項」や「第5条第2項」ハシメヌ。  
「第4条第2項」や「第5条第2項」ハシメヌ。

「第4条第3項」や「第5条第3項」ハシメヌ。  
「あて先」や「宛先」ハシメヌ。」

「第5条第3項」ハシメヌ。  
「第9条関係」や「第8条関係」ハシメヌ。」  
「あて先」や「宛先」

「第5条」や「第6条」ハシメヌ。」  
「営業所の名称等」  
や  
「営業

「  
所の名称、屋号又は商号」  
ハシメヌ。  
「様名探十一郎中ハシメヌ。」

「第10条関係」や「第9条関係」ハシメヌ。」  
「あて先」や「宛先」

「氏名  
ハシメヌ。」  
「第6条第1項」や「第7  
年  
月  
日生」  
ハシメヌ。」

「  
給食施設の名称等」  
や  
「給食施設の名称」  
ハシメヌ。」  
「使

「第1項」ハシメヌ。」

用 水	使用する水の種類	JIS K 5500 回遊水
-----	----------	----------------

ホNo.

養分濃度100ppm(「第10条関係」)と「(第9条関係)」と「あて先」と「宛先」  
 と「第6条第2項」と「第7条第2項」とJIS K 5500 回遊水と養分濃度110ppmと  
 養分濃度150ppm(「第10条関係」)と「(第9条関係)」と「あて先」と「宛先」  
 と「第6条第3項」と「第7条第3項」とJIS K 5500 回遊水と養分濃度140ppmと  
 養分濃度160ppm(「第11条関係」)と「(第10条関係)」と「あて先」と「宛先」  
 と「第7条第1項」と「第8条第1項」と「営業施設の名称」と「営業施設の  
 名称、屋号又は商号」と「営業の種類」と「営業又は給食の種類」とJIS K 5500 回遊  
 水と養分濃度150ppmと。

養分濃度170ppm(「第11条関係」)と「(第10条関係)」と「あて先」と「宛先」  
 と「第7条第2項」と「第8条第2項」と「営業施設の名称」と「営業施設の  
 名称、屋号又は商号」と「営業の種類」と「営業又は給食の種類」とJIS K 5500 回遊  
 水と養分濃度160ppmと。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、所定の間の、所要の調整をして使用する事ができる。

## 規則

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第三十二号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「以下」を「第四条及び第十四条において」に改め、同条第二項中「行ない」を「行い」に改める。

第二条第二項中「よごし、」を「汚し、」に、「よごした」を「汚した」に改める。

第四条第一項中「並びに第十八条第一号ロ、ニ、ホ及びヘ」を「第十八条第一号ロ及びニからへまで並びに第二十四条第一号ロ及びニからへまで」に、「防除指導員の指定」を「指定（以下この条及び次条において「防除指導員の指定」という。）」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「前項の防除指導員」を「防除指導員」に、「又は第十八条第一号ロ、ニ、ホ若しくへ」を「第十八条第一号ロ若しくはニからへまで又は第二十四条第一号ロ若しくはニからへまで」に改め、同条第三項中「行ない」を「行い」に改める。

第五条中「行なう」を「行う」に改める。

第六条中「第三条及び第四条」を「第二条及び第三条」に改める。

第八条中「以下「法律」を「第十四条において「法律」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十一条第二項中「すでに」を「既に」に改める。

第十二条中「以下」を「第十四条において」に改める。

第十四条中「法律」の下に「政令」を加える。

別記第一号様式中「モノアルコール酢酸」を「モノアルコール酢酸」に、「ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエート」を「ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエート」に、「燐化アルミニウム」を「燐化アルミニウム」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第三号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第四号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の(注)2中「農業改良普及員」を「普及指導員」に改める。

別記第七号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の毒物及び劇物取締法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十二号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」を「第十六条」に改める。

第二条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

第二十五条を第二十六条とする。

第二十四条第一項中「第十一条ただし書」を「第十四条ただし書」に改め、同項第一号中「第十七条第二項又は第十九条第二項」を「第十八条第二項又は第二十条第二項」に改め、同項第二号中「第二十二條第二項」を「第二十三條第二項」に改め、同条第二項中「第十一条ただし書」を「第十四条ただし書」に改め、同項第二号中「第十八条第一項各号」を「第十九条第一項各号」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三條とする。

第二十一条第二項中「第十八条第一項各号」を「第十九条第一項各号」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十条中「第十条」を「第十三条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九條を第二十条とし、第十八條を第十九條とする。

第十七条第二項中「第十三條」を「第十四條」に改め、同条を第十八條とする。

第十六条を第十七条とし、第十五條を第十六條とし、第十四條を第十五條とする。

第十三條中「第十五條」を「第十六條」に改め、同条を第十四條とする。

第十二條を第十三條とし、第十一条を第十二條とする。

第十条第一項中「第八条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第七条」を「第十条」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第七条第二項ただし書」を「第十条第二項ただし書」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第六条ただし書中「ただし、」の下に「国の委託を受けて行う普通職業訓練に係る訓練科及び」を加え、「校長」を「知事」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条の見出し中「規則」を「条例第九条ただし書の規則」に改め、同条中「第六条ただし書」を「第九条ただし書」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(条例第七条第三項の規則で定める訓練科等)

第三条 条例第七条第三項の規則で定める訓練科は、別表第二の訓練科の欄に掲げる訓練科とする。

2 前項に規定する訓練科に係る基準は、別表第二の訓練科の欄に掲げる訓練科ごとに、それぞれ同表の教科の欄、訓練期間及び訓練時間の欄及び設備の欄に掲げるとおりとする。

別表第一号の表埼玉県立川越高等技術専門校の項を削り、同表埼玉県立熊谷高等

技術専門校の項中

木造建築科	二十人	二年
建築科	二十人	二年

を「  
建  
築

科	四十人	二年
---	-----	----

に改め、同表に次のように加える。

埼玉県立職業能力開発センター	介護福祉士養成科	訓練を行う一単位につき五十人以上で知事が別に定める。	二年
	保育士養成科		

別表第三号中「求職者」の下に「(サービス実務科にあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第四号に規定する知

的障害者に限る。)」を加え、同号の表埼玉県立川口高等技術専門校の項中

機械	機械
----	----

科(デュアルシステム)	二十人	一年
科(デュアルシステム)	十五人	十月

を

機械科(デュアルシステム)	二十人
---------------	-----

一年

に改め、同表埼玉県立職業能力開発センターの項中

サービス実務科

十人	一年
----	----

を

	知識等習得科	サービス実務科
	訓練を行う一単位につき三十人以上で知事が別に定める。	十人
	六月以上	一年
	内知事別に定める。	
	訓練を行う一単位につき一	

に改める。

別表第四号の表中「各回ごとに五十人以上」を「訓練を行う一単位につき五十人以下」に、「各回ごとに二日」を「訓練を行う一単位につき二日」に改め、別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第二系関係)

一 普通課程

科		金属加 工技術	訓練科	訓練の対象 となる技能 及びこれに 関する知識 の範囲	教科	訓練期間 及び訓練 時間	設備 種別	名称
金属の接合 加工等の金 属加工にお ける基礎的 な技能及び これに関す る知識					一 基礎 イ 学科 (1) 機械工学概論 (2) 電気工学概論 (3) 塑性加工概論 (4) 生産工学概論 (5) 材料力学 (6) 金属材料学 (7) 製図 (8) 溶接法 (9) 測定法 (10) 安全衛生 ロ 実技 (1) 測定基本実習 (2) 機械操作基本実習 (3) 溶接基本実習 (4) 熱切断基本実習 (5) プレス加工基本実習 (6) コンピュータ操作基本 実習 (7) CAD基本実習 (8) 安全衛生作業法	二五〇時 間	建物そ の他の 工作物 機械 その他	一 教室 二 実習場 一 鉄鋼材加 工用機械類 二 溶接用機 械類 一 器具類 二 計測器類 三 製図器具 及び製図用具 類 四 教材類
工作図に基 づく部材加 工及び簡単 な鉄鋼構造 部材の組立 て、曲げ加 工等におけ					二 専攻 イ 学科 (1) 鉄骨構造 (2) 鉄鋼材加工法 (3) 試験法及び検査法 ロ 実技 (1) 鉄鋼材加工実習	一五〇時 間  二〇〇時 間		



		金属加工 工科				る技能並びにこれらに関する知識	
プレス加工機、せん断用機械、曲げ機械及び自動化装置の操作及び調整並びに板金工作及び溶接加工		二 専攻 イ 学科 (1) 展開図 (2) 板金工作法 (3) プレス加工法 (4) 試験法及び検査法 ロ 実技 (1) 板金工作実習 (2) プレス加工実習		金属の接合、加工等の金属加工における基礎的な技能及びこれに関する知識		(2) 構造物製作実習 (3) 試験及び検査実習	
二〇〇時間		二八〇時間		二五〇時間		訓練期間 一年 総訓練時間 一、四〇〇時間	
				その他		建物その他の 工作物 機械	
				一 器具類 二 計測器類 三 製図器具及び製図用具 四 教材類		一 教室 二 実習場 一 プレス用機械類 二 切断用機械類 三 板金用機械類	

		機械制御 御シス テム科				における技能並びにこれらに関する知識			
汎用工作機械及びNC工作機械による加工並びにCADによる設計、製造及び組立てにおける技能並びにこれらに関する知識		二 専攻 イ 学科 (1) 応用材料力学 (2) 切削加工法及び研削加工法 (3) 金型工作法 (4) 金属加工法 (5) 制御工学 (6) 機械設計及び機械製図 (7) 機械保全法		二 基礎 イ 学科 (1) 機械工学概論 (2) 電気工学概論 (3) NC加工概論 (4) 生産工学概論 (5) 材料力学 (6) 材料 (7) 製図 (8) 機械工作法 (9) 測定法 (10) 安全衛生		二 基礎 イ 学科 (1) 機械工学概論 (2) 電気工学概論 (3) NC加工概論 (4) 生産工学概論 (5) 材料力学 (6) 材料 (7) 製図 (8) 機械工作法 (9) 測定法 (10) 安全衛生		(3) 試験及び検査実習	
間 八三〇時		間 四四〇時		間 二九〇時		間 二、八〇〇時間		訓練期間 二年 総訓練時間	
				その他		機械 工作物		建物その他の	
				一 器具類 二 計測器類 三 製図器具及び製図用具 四 教材類		三 情報処理用機器類		一 教室 二 実習場	
						一 工作用機械類 二 精密加工用工作機械類			

		情報制御システム科		
電気機器及び電子機器の取扱いにおける基礎的な技能及びこれに関する知識		コンピュータを利用した制御機器のソフトウェアの設計及び工作機械等の電気制御回路、自動制御装置		
基礎 イ 学科 (1) 生産工学概論 (2) 電気理論 (3) 電子工学 (4) 材料 (5) 製図 (6) 測定法 (7) 安全衛生 (8) 関係法規	基礎 ロ 実技 (1) 測定基本実習 (2) 工作基本実習 (3) コンピュータ操作基本実習 (4) 回路図作成基本実習 (5) 回路組立基本実習 (6) 安全衛生作業法	専攻 イ 学科 (1) コンピュータ概論 (2) 自動制御概論 (3) システム設計概論 (4) プログラム論 (5) ネットワーク概論	実技 (1) 開発用機器操作実習	訓練期間 二年 総訓練時間 二、八〇〇時間
二二〇時間	二四〇時間	一八〇時間	二二〇時間	建物その他の工作物
教室 実習場 空気調和装置	一 器具類 二 計測器類 三 製図器具及び製図用具類 四 教材類	一 コンピュータ制御システム開発用機械類 二 情報処理用機器類	機械 その他	

電氣工 事科		電氣設 備管理 科					
置等の調整 における技 能並びにこ れらに関す る知識		建築電氣設 備の工事に おける技能 及びこれに 関する知識 (新エネル ギー及び省 エネルギー に係るもの を含む。)		送配電設備 及び建築電 氣設備の取 扱いにおけ る基礎的な 技能並びに これに關す る知識(新 エネルギー 及び省エネ ルギーに係 るものを含 む。)		プログラマ作成実習 コンピュータ制御シス テム設計実習 ネットワーク基本実習	
訓練期間 一年 総訓練時 間 一、四〇 〇時間		訓練期間 一年 総訓練時 間 一七〇時 間		訓練期間 一年 総訓練時 間 一七〇時 間		訓練期間 一年 総訓練時 間 一七〇時 間	
建物そ の他の 工作物 機械 その他		建物そ の他の 工作物 機械 その他		建物そ の他の 工作物 機械 その他		建物そ の他の 工作物 機械 その他	
一 教室 二 実習場		一 教室 二 実習場		一 教室 二 実習場		一 教室 二 実習場	
電氣工 事用 機械類		電氣工 事用 機械類		電氣工 事用 機械類		電氣工 事用 機械類	
一 器具類 器用機械類		一 器具類 器用機械類		一 器具類 器用機械類		一 器具類 器用機械類	
四 教材類		四 教材類		四 教材類		四 教材類	
一 基礎 イ 学科 (1) 自動制御概論 (2) 生産工学概論 (3) 電氣理論 (4) 電氣材料 (5) 電力工学 (6) 電氣機器 製図 (7) 測定法及び試験法 (8) 安全衛生 (9) 安全衛生 関係法規 (10) 安全衛生 関係法規		二 専攻 イ 学科 (1) 電氣応用 (2) 設計図及び施工 図 (3) 電氣工 事		ロ 実技 (1) 電氣基本実習 (2) コンピュータ操作基本 実習 (3) 安全衛生作業法		ロ 実技 (1) 電氣基本実習 (2) コンピュータ操作基本 実習 (3) 安全衛生作業法	

<p>自動車 整備科</p>	<p>送配電設備 及び建築電 気設備の取 扱いにおけ る基礎的な 技能並びに これに關す る知識(新 エネルギー 及び省エネ ルギーに係 るものを含 む。)</p>		<p>一 基礎 イ 学科 (1) 自動制御概論 (2) 生産工学概論 (3) 電気理論 (4) 電気材料 (5) 電力工学 (6) 電気機器 製図 (7) 測定法及び試験法 (8) 安全衛生 (9) 安全衛生 関係法規 (10) 安全衛生 関係法規</p>	<p>三九〇時 間</p>	<p>建物そ の他の 工作物 機械 その他</p>	<p>二 計測器類 三 製図器具 及び製図用具 類 四 教材類</p>
<p>自動車 整備科</p>	<p>シーケンス 制御による 各種制御、 基本的な電 気工事及び 電気設備等 の保守管理 における技 能並びにこ れらに關す る知識(新 エネルギー 及び省エネ ルギーに係 るものを含 む。)</p>	<p>二 専攻 イ 学科 (1) 制御工学 (2) 電気工事 電気設備 (3) 電気設備 ビル設備 (4) 電気設備 ビル設備</p>	<p>一六〇時 間</p>	<p>建物そ の他の 工作物 機械 その他</p>	<p>一 教室 二 実習場</p>	<p>一 器具類 二 計測器類 三 製図器具 及び製図用具 類 四 教材類</p>
<p>自動車 整備科</p>	<p>ロ 実技 (1) 電気制御回路組立実習 (2) 電気工事実習 (3) 電気設備保守管理実習 (4) ビル設備管理実習</p>	<p>一八〇時 間</p>	<p>訓練期間 二年 総訓練時 間 二、八〇 〇時間</p>	<p>建物そ の他の 工作物 機械 その他</p>	<p>一 器具類 二 計測器類 三 製図器具 及び製図用具 類 四 教材類</p>	<p>一 器具類 二 計測器類 三 製図器具 及び製図用具 類 四 教材類</p>

		木工工 芸科									
		木材の加工における基礎的な技能及びこれに関する知識				自動車整備及び検査における基礎的な技能並びにこれらに関する知識(次世代自動車に係るものを含む。)		自動車の製造、整備及び検査における基礎的な技能並びにこれらに関する知識(次世代自動車に係るものを含む。)			
		一 基礎 イ 学科 (1) 生産工学概論 (2) 材料 (3) 木工用機械製図 (4) 木材加工法 (5) 安全衛生 (6) 安全衛生				二 専攻 イ 学科 (1) 機器の構造及び取扱法 (2) 自動車整備法 (3) 検査法 ロ 実技 (1) 自動車整備実習 (2) 検査実習 (3) 故障原因探求実習		二 専攻 イ 学科 (1) 機器の構造及び取扱法 (2) 自動車整備法 (3) 検査法 ロ 実技 (1) 測定基本実習 (2) 機械操作基本実習 (3) 工作基本実習 (4) 安全衛生作業法		一 基礎 イ 学科 (1) 生産工学概論 (2) 電気及び電子理論 (3) 材料 (4) 自動車の構造及び性能 (5) 自動車の力学製図 (6) 燃料と潤滑油 (7) 安全衛生 (8) 安全衛生 (9) 関係法規	
		二〇〇時間		訓練期間 一年 総訓練時間 一、四〇〇時間		一、一四〇時間		二、三〇時間		四〇〇時間	
		その他		建物その他の 工作物 機械		一 木工用機械類 二 接着用機械類		一 教室 二 実習場			
		四 教材類		一 器具類 二 計測器類 三 製図器及び製図用具類							
		ロ 実技 (1) 器具使用法 (2) 機械操作基本実習		二五〇時間							

				木造建築科			
木造建築物の建築施工及び施工管理における技能並びに		中小規模建築物における建築一般設計製図、施工管理及び建築施工における基礎的な技能並びにこれらに関する知識		木材の加工、組立て、装飾、塗装等木材加工品の製作及び修理における技能並びにこれらに関する知識		木材の加工、組立て、装飾、塗装等木材加工品の製作及び修理における技能並びにこれらに関する知識	
二 専攻 イ 学科 (1) 木質構造 (2) 材料 (3) 規く術		二 専攻 イ 学科 (1) 機械操作基本実習 (2) 測量基本実習 (3) 安全衛生作業法		二 専攻 イ 学科 (1) 木工品 (2) 工作法 (3) 塗装法 (4) 仕様及び積算		二 専攻 イ 学科 (1) 木工品 (2) 工作法 (3) 塗装法 (4) 仕様及び積算	
一五〇時間		一五〇時間		三〇〇時間		二二〇時間	
				訓練期間 二年 総訓練時間 二、八〇〇時間		建物その他の工作物 機械	
				その他		一 教室 二 実習場	
				一 器具類 二 計測器類 三 製図器具及び製図用具 四 教材類		一 木工用機械類 二 測量用機械類	

		建築科				これらに関する知識	
木造建築物の建築施工及び施工管理における技能並びにこれらに関する知識 (ユニバーサルデザイン、エコ住宅、耐震技術及びビリフォーム技術)		二 専攻 イ 学科 (1) 木質構造 (2) 材料 (3) 規く術 (4) 工作法 (5) 木造建築施工法 (6) 仕様及び積算 ロ 実技 (1) 器具使用法 (2) 工作実習 (3) 木造建築施工実習		一 基礎 イ 学科 (1) 建築概論 (2) 構造力学概論 (3) 建築構造概論 (4) 建築計画概論 (5) 建築生産概論 (6) 建築設備 (7) 測量 (8) 建築製図 (9) 安全衛生 (10) 関係法規		(4) 工作法 (5) 木造建築施工法 (6) 仕様及び積算 ロ 実技 (1) 器具使用法 (2) 工作実習 (3) 木造建築施工実習	
間		一五〇時		二五〇時		三〇〇時	
				訓練期間 二年 総訓練時間 二、八〇〇時間		建物その他の工作物	
				機械		教室 実習場	
				その他		木工用機械類 測量用機械類	
						一 器具類 二 計測器類 三 製図器具及び製図用具 四 教材類	



空 調 シ ス テ ム 科						建 築 デ ザ イ ン 科	に 係 る も の を 含 む 。
	建築物の製 図、写図及 び簡単な設 計における 技能並びに これらに関 する知識 (ユニバー サルデザイ ン、エコ住 宅及び耐震 技術に係る ものを旨と)					中小規模建 築物におけ る建築一般 設計製図、 施工管理及 び建築施工 における基 礎的な技能 並びにこれ らに関する 知識	
		二 専攻 イ 学科 (1) 構造力学 (2) 建築構造 (3) 建築計画 (4) 建築設計 (5) 建築施工法 ロ 実技 (1) 木造建築設計実習 (2) 鉄骨造建築設計実習 (3) 鉄筋コンクリート造建 築設計実習	二 専攻 イ 学科 (1) 構造力学 (2) 建築構造 (3) 建築計画 (4) 建築設計 (5) 建築施工法 ロ 実技 (1) 機械操作基本実習 (2) 測量基本実習 (3) 安全衛生作業法	(1) 建築概論 (2) 構造力学概論 (3) 建築構造概論 (4) 建築計画概論 (5) 建築生産概論 (6) 建築設備 測量 (7) 建築製図 (8) 安全衛生 (9) 安全衛生 関係法規 (10)	一 基礎 イ 学科 (1) 建築概論 (2) 構造力学概論 (3) 建築構造概論 (4) 建築計画概論 (5) 建築生産概論 (6) 建築設備 測量 (7) 建築製図 (8) 安全衛生 (9) 安全衛生 関係法規 (10)		
二、八〇 間	二、八〇 間	三〇〇時 間	三〇〇時 間	一五〇時 間	二五〇時 間	二、八〇 時間	訓練期間 二年 総訓練時 間 二、八〇 時間
機械 工作物	建物そ の他の 工作物					その他	建物そ の他の 工作物 機械
一 冷凍空調 機器	一 教室 二 実習場					一 器具類 二 計測器類 三 製図器具 及び製図用具 類 四 教材類	一 教室 二 実習場 一 測量用機 械類 二 情報処理 用機器類

情報処 理科	中小規模建 築物の建築 設備の施工 における基 礎的な技能 及びこれに 関する知識 (新エネル ギー及び省 エネルギー に係るもの を含む。)	<p>一 基礎 イ 学科</p> <p>(1) 機械工学概論 (2) 電気工学概論 (3) 建築設備及び機器概論 (4) 環境工学概論 (5) 生産工学概論 (6) 建築構造 建築製図 (7) 建築製図 溶接法 (8) 安全衛生 仕様及び積算 (9) 仕様及び積算 (10) 仕様及び積算</p> <p>ロ 実技</p> <p>(1) 器具使用法 (2) 溶接及びろう付け基本 実習 (3) 配管基本実習 (4) 安全衛生作業法</p> <p>二 専攻 イ 学科</p> <p>(1) 自動制御 (2) 冷凍空調設備 設備製図 (3) 設備製図 冷凍空調法 (4) 冷凍空調法 施工法 (5) 施工法</p> <p>ロ 実技</p> <p>(1) 冷媒配管実習 (2) 制御配線実習 (3) 設備施工実習 (4) 運転及び調整実習 (5) 整備実習 (6) 検査実習</p>	〇時間      二七〇時 二〇〇時 二〇〇時 三〇〇時	建物そ の他の 工作物	<p>二 整備用機 械類 三 管工作用 機械類 四 溶接用機 械類</p> <p>一 器具類 二 計測器類 三 製図器及 び製図用具 類 四 教材類</p> <p>一 教室 二 実習場 三 空気調和 装置 四 サーバ装</p>
-----------	--	---	---	-------------------	---

<p>コンピュータによる情報処理システムのプログラミング、情報セキュリティ、ネットワーク等の設計における基礎的な技能及びこれに関</p>	<p>コンピュータによる情報処理システムのプログラミング、情報セキュリティ、ネットワーク等の設計における基礎的な技能及びこれに関する知識</p>	<p>○時間</p>	<p>機械</p>	<p>五 ネットワーク装置 六 表示装置 一 情報処理用機器類 二 ネットワーク実習機器 その他 一 器具及び用具類 二 計測器類 三 教材類 四 ソフトウェア類</p>
<p>コンピュータによる情報処理システムのプログラミング、情報セキュリティ、ネットワーク等の設計における基礎的な技能及びこれに関する知識</p>	<p>一 基礎 イ 学科 (1) 情報工学概論 (2) 情報処理システム概論 (3) 情報システムセキュリティ概論 (4) 経営管理 (5) ハードウェア概論 (6) 情報数学 (7) プログラミング論 (8) プログラミング言語 (9) オペレーティングシステム (10) ネットワーク概論 (11) 安全衛生</p>	<p>四三〇時間</p>	<p>その他</p>	<p>五 ネットワーク装置 六 表示装置 一 情報処理用機器類 二 ネットワーク実習機器 その他 一 器具及び用具類 二 計測器類 三 教材類 四 ソフトウェア類</p>
<p>コンピュータによる情報処理システムのプログラミング、情報セキュリティ、ネットワーク等の設計における基礎的な技能及びこれに関する知識</p>	<p>ロ 実技 (1) 情報処理システム操作基本実習 (2) プログラミング基本実習 (3) ネットワーク基本実習 (4) 安全衛生作業法</p>	<p>四〇〇時間</p>	<p>その他</p>	<p>五 ネットワーク装置 六 表示装置 一 情報処理用機器類 二 ネットワーク実習機器 その他 一 器具及び用具類 二 計測器類 三 教材類 四 ソフトウェア類</p>
<p>コンピュータによる情報処理システムのプログラミング、情報セキュリティ、ネットワーク等の設計における基礎的な技能及びこれに関する知識</p>	<p>二 専攻 イ 学科 (1) システム工学 (2) 生産管理 ロ 実技 (1) プログラム設計実習 (2) システム設計実習 (3) 業務分析実習 (4) ネットワーク構築実習</p>	<p>一五〇時間 六五〇時間</p>	<p>その他</p>	<p>五 ネットワーク装置 六 表示装置 一 情報処理用機器類 二 ネットワーク実習機器 その他 一 器具及び用具類 二 計測器類 三 教材類 四 ソフトウェア類</p>

機械科 (デュアルシステム)		機械科 (デュアルシステム)	
訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間
する知識	機械加工における基礎的な技能及びこれに関する知識	一 基礎 イ 学科 (1) 機械工学概論 (2) NC加工概論 (3) 生産工学概論 (4) 材料力学 (5) 製図 (6) 機械工作法 (7) 測定法 (8) 安全衛生 ロ 実技 (1) 製図基本実習 (2) 安全衛生作業法 二 専攻 イ 学科 切削加工法及び研削加工法 ロ 実技 (1) 測定実習 (2) NC加工実習 (3) 機械工作実習 (4) 切削加工及び研削加工実習 (5) 機械保全実習 (6) CAD実習	一四〇時間 一、三〇〇時間 六〇時間 二〇時間
設備	種別	名称	訓練期間 一年 総訓練時間 一、三〇〇時間
その他	建物その他の工作物 機械	一 教室 二 実習場 一 工作用機械類 二 情報処理用機器類	建物その他の工作物 機械
一 器具類 二 計測器類 三 製図器具及び製図用具類 四 教材類			

二 短期課程

ビル管 理科									
ビル、工場等の附帯設備、ボイラ等の操作及び運転並びに保守管				機械加工における基礎的な技能及びこれに関する知識					
一 基礎 イ 学科 (1) 生産工学概論 (2) 自動制御 (3) 熱源設備 (4) 熱管理				一 基礎 イ 学科 (1) 機械工学概論 (2) NC加工概論 (3) 生産工学概論 (4) 材料力学 (5) 製図 (6) 機械工作法 (7) 測定法 (8) 安全衛生					
一四〇時間		訓練期間 六月 総訓練時間 七〇〇時間		二 専攻 イ 学科 切削加工法及び研削加工法 ロ 実技 (1) 測定実習 (2) NC加工実習 (3) 機械工作実習 (4) 切削加工及び研削加工実習 (5) CAD実習		二〇時間		一、一〇〇時間	
		建物その他の工作物						その他	
		一 教室 二 実習場 三 受変電シミュレータ 四 空気調和設備						一 器具類 二 計測器類 三 製図器具及び製図用具 四 教材類	
		一 器具類 二 計測器類 三 教材類						一 器具類 二 計測器類 三 製図器具及び製図用具 四 教材類	

	サービ ス実務 科	
理における 基礎的な技 能並びにこ れらに関す る知識	ビル、工場 等の空調調 和設備、給 排水設備、 衛生設備及 び電気設備 の保守管理 における技 能並びにこ れに関する 知識(新エ ネルギー及 び省エネル ギーに係る ものを除く)	知的障害者 の自立に向 けて必要と なる一般的 な事務及び OA機器の 操作におけ る基礎的な 技能並びに これらに関 する知識
(5) 安全衛生 ロ 実技 (1) 熱源設備保守管理実習 (2) 安全衛生作業法	二 専攻 イ 学科 (1) ビル管理概論 (2) 給排水設備及び衛生設 備 (3) 空調調和設備 (4) 電気設備 設備図面 (5) 関係法規 (6) 関係法規 ロ 実技 (1) 給排水設備保守管理及 び衛生設備保守管理実習 (2) 空調調和設備保守管理 実習 (3) 電気設備保守管理実習 (4) 自動制御機器保守管理 実習	一 基礎 イ 学科 (1) 事務一般 (2) OA機器 (3) コミュニケーション概 論 (4) 応接法 (5) 安全衛生 ロ 実技 (1) 事務処理基本実習 (2) OA機器操作基本実習 (3) 応接実習 (4) コミュニケーション実 習 (5) 安全衛生作業法
八〇時間	一八〇時 間	訓練期間 一年 総訓練時 間 一、二〇 〇時間
建物そ の他の 工作物 機械	その他	
一 教室 二 実習場	一 事務用機 器類 二 情報処理 用機器類 一 器具及び 用具類 二 計測器類 三 教材類	

		科 介 護 サ ー ビ ス			
知的障害者の自立に向けて必要となる一般的な事務及びOA機器の操作並びにサービス業務並びに身体上又は精神上の障害があるこ		日常生活を営む上で支障のある者の福祉における技能及びこれに関する知識		ある者に対する介護における基本的な技能並びにこれらに関する知識	
二 専攻 イ 学科 (1) 介護等の基礎知識		一 基礎 イ 学科 (1) 社会福祉概論 (2) 老人福祉論 (3) 障害者福祉論 (4) 医学等の基礎知識 (5) 介護技術 (6) 家政学 ロ 実技 (1) 介護実技 (2) 家政学実習		二 専攻 イ 学科 (1) 文書実務 (2) 簿記及び会計 (3) OA機器操作法 (4) プレゼンテーション概論 (5) 介護概論 ロ 実技 (1) 簿記及び会計実習 (2) OA機器操作実習 (3) プレゼンテーション実習 (4) サービス業務実習 (5) 介護基本実習	
一四〇時間		一九〇時間		訓練期間 六月 総訓練時 間 六〇〇時	
		その他		建物その他の 工作物 機械	
		一 器具類 二 計測器類 三 教材類		一 教室 二 実習場 一 介護用機 器類 二 障害代償 用機器類 三 家事用及 び調理用機 器類	

とにより日常生活を営む上で支障のある者に対する介護の技能及びこれに関する知識	
(2) 社会福祉援助技術 (3) ケアマネジメント (4) 介護と倫理 ロ 実技 (1) 事前演習 (2) 事後演習 (3) 介護実習	
一六〇時間	



様式第一号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」とし、「ちよう付」を「貼付」とし、「あて先」を「宛先」と改める。

様式第二号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」とし、「あて先」を「宛先」と改める。

様式第三号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」とし、「あて先」を「宛先」とし、「第13条の」を「第14条の」と改める。

様式第四号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」とし、「(職業能力開発促進法施行規則別表第 によるもの)」を挿入。

様式第五号中「(第22条関係)」を「(第23条関係)」とし、「あて先」を「宛先」とし、「第22条第1項」を「第23条第1項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第三号の表埼玉県立川口高等技術専門校の項の改正規定は平成二十四年八月一日から、同表第一号の表埼玉県立川越高等技術専門校の項を削る改正規定及び同表埼玉県立熊谷高等技術専門校の項の改正規定は平成二十五年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県水源地域保全条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十四号

埼玉県水源地域保全条例施行規則

(届出の対象となる水源地域内の土地)

第一条 埼玉県水源地域保全条例(平成二十四年埼玉県条例第二十二号。以下「条例」という。)(第二条第二項の規則で定める土地は、木竹が集団して生育している土地又は木竹の集団的な生育に供される土地で、その地目が山林、原野又は保安林であるものとする。

(使用及び収益を目的とする権利)

第二条 条例第二条第二項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

(水源地域の指定の案の公告)

第三条 条例第六条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定による公告は、埼玉県報に告示することにより行うものとする。

(公聴会)

第四条 知事は、条例第六条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定により公聴会を開催しようとするときは、その日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件を埼玉県報に告示するとともに、当該案件に関する意見を聴く必要があると認める者(以下この条において「公述人」という。)(にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による告示は、公聴会の日前三週間前までに行うものとする。

3 公聴会は、知事の指名する職員が議長として主宰する。

4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件について異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

7 公述人及び前項の規定により発言を許された者は、第一項の案件の範囲を超え

て発言してはならない。

8 議長は、公述人及び第六項の規定により発言を許された者が第一項の案件の範囲を超えて発言したときは、その発言を禁止することができる。

9 議長は、公聴会の秩序を維持するため、その秩序を乱し、又は不穏な言動をした者があるときは、その者に対し、当該行為の中止又は退場を命ずることができる。

10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(届出を要する土地売買等の契約)

第五条 条例第七条第一項の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 贈与契約
- 二 売買契約
- 三 交換契約
- 四 地上権の設定契約
- 五 地役権の設定契約
- 六 使用貸借契約
- 七 賃貸借契約

(土地の所有権等の移転等の届出)

第六条 条例第七条第一項の規定による届出は、様式第一号の土地の所有権等の移転等の届出書によりしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- 二 登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について所有権等を有することを証する書面の写し

3 条例第七条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 土地売買等の契約の種類
- 二 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況
- 三 土地売買等の契約の締結予定年月日

4 条例第七条第二項第一号の規則で定める法人は、分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第九条第二号の森林整備法人とする。

(身分証明書)

第七条 条例第九条第三項の身分を示す証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条までの規定は、同年十月一日から施行する。

土地の所有権等の移転等の届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者 住所

氏名 ㊟

( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

下記のとおり土地の所有権等の移転又は設定をする契約を締結したいので、埼玉県水源地域保全条例第7条第1項の規定により届け出ます。

記

1 契約の当事者

当事者	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
所有権等の移転 又は設定をしようとする者		
所有権等の移転 又は設定を受けようとする者		

2 契約に係る土地の所在等

所在	面積(m <sup>2</sup> )	契約の種類	所有権等の種別及び内容
土地の利用目的	地目	現況	契約の締結予定年月日
			年 月 日

- 注 1 「所在」の欄は、契約に係る土地について市町村名から記載してください。
- なお、全ての筆を記載することとし、契約に係る土地が数筆にわたり記載しきれない場合は、「外筆（別紙記載）」として別紙に記載の上、添付してください。
- 2 「契約の種類」の欄は、土地売買等の契約について、贈与契約、売買契約、交換契約、地上権の設定契約、地役権の設定契約、使用貸借契約又は賃貸借契約の中から該当するものを記載してください。
- 3 「所有権等の種別及び内容」の欄は、土地売買等の契約に係る権利について、所有権、地上権、地役権、使用貸借による権利又は賃借権の中から該当するものを、期限のあるものは終期も併せて記載してください。
- 4 「土地の利用目的」の欄は、所有権等の移転又は設定の後における土地の主な利用目的について、具体的に記載してください。
- 5 「地目」の欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 6 「現況」の欄は、主たる現況を具体的に記載してください。

様式第2号(第7条関係)

(表 面)

写 真	所属・職名	第 年 月 日
	氏名	号
	有効期限	日
上記の者は、埼玉県水源地域保全条例第9条第2項の規定により立入調査をする職員であることを証明する。		
埼玉県知事		印

↑  
5 . 5 cm  
↓

← 8 . 5 cm →

(裏 面)

埼玉県水源地域保全条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入調査)

第9条 (略)

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第7条第1項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水の供給源としての水源地域の機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第1項の規定による報告徴収及び第2項の規定による立入調査は、第7条第1項の規定による届出があった日から起算して30日以内にならなければならない。

(勧告)

第11条 知事は、土地所有者等が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。





## 規則

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第三十五号

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則（昭和六十年埼玉県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに第三十九条の七第九項及び第十一项」を削る。

第二条第一項中「又は第三十九条の七第九項」を削る。

第三条第一項中「又は第三十九条の七第十一项」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、住民票の写し又は戸籍謄本、身体障害者手帳の写しその他の申請者等の年齢又は身体上の障害を証する書類を添付しなければならない。

第五条第二号中「以下「法」を「次条第二号において「法」に改め、「又は第六十条の七第一項の表の第十二号の上欄」を削り、「これらの」を「当該」に、「以下規則」を「次条第二号において「省令」に改める。

第六条第二号中「又は第六十五条の七第一項の表の第十二号の下欄」を削り、「これらの」を「当該」に、「規則」を「省令」に改める。

様式第一号中「第25条の4第2項」や「第25条の4第2項」及び「第25条の4第2項」及び「第25条の4第2項」

先」や「宛先」及び「建ぺい率」や「建蔽率」及び「建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地の状況」

空地率  
及び  
「建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地の状況」

第136条  
する空地  
に改め、同

様式の備考2中「申請者の」を「申請者の」に改め、同様式の備考3中「地

積」欄」や「地積」の欄」に於て、借地権の目的となつて  
いる土地の面積」欄」や「借地権の目的となつて土地の面積」の欄」に於て  
借地権の権利の中「別紙に同一様式を作成して記載すること。」や「この様式の例  
により作成した書面を添付すること。」に於て、借地権の権利の中「空地率」や「空  
地の面積の敷地面積に対する割合及び申請に係る事業における空地の面積の敷地面  
積に対する割合」に於て、借地権の権利の中を記す。

第25条の4第16項  
第39条の7第11項」 第25条の4第16項」及び「あ

て先」や「宛先」及び「所在地」や「施行地区の所在地」及び「面積」  
や「施行地区の面積」及び「同法施行規則」や「租税特別措置法施行規則」に於て、  
借地権の権利の中「申請者の」や「申請者の」に於て、「又は法人」や「申請者  
が」や「建築主が」に於て、借地権の権利の中を記す。

3 「地積」の欄には、登記簿に記載された地積を記載すること。

第25条の4第16項の2に於て。

4 「借地権の目的となつて土地の面積」の欄には、借地権が一筆の  
土地の全部を目的としている場合においてはその面積を備考3の例によ  
り記載し、借地権が一筆の土地の一部を目的としている場合においては  
その一筆の土地の一部の面積を記載すること。

第25条の4第2項」及び「第25条の4第2項」に於て、借  
地権の権利の中を記す。

備考 「従前の権利者及びその権利の状況」の欄については、従前の権利者が多  
数となるときは、当該欄の記載に代えてこの様式の例により作成した書面を  
添付すること。

第25条の4第16項  
第39条の7第11項」 第25条の4第16項」及び「租

税特別措置法施行令第 条第 項第 号」及び「租税特別措置法施行令第  
条第 項」に於て、借地権の権利の中を記す。

第25条の4第16項の2に於て、「申請者」及び「住所」及び「氏名」を記す。  
第25条の4第16項の2に於て、「宛先」に於て、借地権の権利の中「申請者の」及び「申  
請者の」に於て、「又は法人」や「また」及び「また、」に於て。

面

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十六号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「民法（明治三十一年法律第九号）」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「あて先」を「宛先」に改める。

「氏名

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改める。

住所

「氏名

氏名

④ 住所

を 氏名

④

に改める。

④ 「法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
商号又は名称及び代表者氏名」

様式第四号から様式第八号までの規程中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第九号（一）中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の（注）を次のように

改める。

（注） 1 宅地建物取引業の廃業等をした場合に使用する。

2 この証明書の記載内容を訂正したものは、無効とする。

様式第九号（二）中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の（注）を次のように改める。

（注） 1 一部の事務所を廃止した場合に使用する。

2 この証明書の記載内容を訂正したものは、無効とする。

様式第十号（一）中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の（注）を次のように改める。

（注） 1 宅地建物取引業の廃業等をした場合に使用する。

2 この証明書の記載内容を訂正したものは、無効とする。

様式第十号（二）中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の（注）を次のように改める。

（注） 1 一部の事務所を廃止した場合に使用する。

2 この証明書の記載内容を訂正したものは、無効とする。

#### 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条の所得の基準を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十七号

埼玉県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条の所得の基準を定める規則を廃止する規則次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 埼玉県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則（平成十三年埼玉県規則第九十七号）
- 二 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条の所得の基準を定める規則（平成十三年埼玉県規則第九十八号）

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第三十八号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項中「つど」を「都度」に改め、同項ただし書中「支払」の下に「（交際費に係る支払を除く。）」を加え、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に、「払い込み」を「払込み」に改める。

第八十一条第二項第三号中「過去二年の間に数回」を「当該年度の前々年度の四月一日以後に二回」に、「すべて」を「全て」に改める。

第九十三条第一項中「見積金額」を「入札に参加しようとする者の見積もる契約金額」に改め、同条第二項第三号中「過去二年の間に数回」を「当該年度の前々年度の四月一日以後に二回」に、「すべて」を「全て」に改める。

第一百一条第一項中「見積金額」を「入札に参加しようとする者の見積もる契約金額」に改める。

第七十一条第一項第三号中「及び収入印紙類」を「、郵便葉書、収入印紙、収入証紙その他これらに類する物品」に改める。

第二百九条第一項の表保健医療部保健医療政策課及び食品安全課の項中「及び食品安全課」を削り、同表教育局財務課、福利課、県立学校人事課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課及び人權教育課の項中「小中学校人事課」の下に「、義務教育指導課」を加え、同表秩父農林振興センター及び加須農林振興センターの項中「及び加須農林振興センター」を削り、同項中欄中「同」を「管理部長」に改め、同項の次に次のように加える。

加須農林振興センター	所長があらかじめ指定する担当部長	同
------------	------------------	---

第二百九条第一項の表さいたま農林振興センター、東松山農林振興センター及び本庄農林振興センターの項中「所長があらかじめ指定する担当部長（県税事務所を本務とする担当部長を除く。）」を「管理部長」に改め、同表川越農林振興センタ

「の項中「所長があらかじめ指定する管理担当部長」を「管理部長」に改め、同表大里農林振興センターの項を次のように改める。

大里農林振興センター	
管理部長	所長があらかじめ指定する職員
所長があらかじめ指定する農村整備担当部長	同

第二百九条第一項の表春日部農林振興センターの項中「所長があらかじめ指定する副所長（地域振興センターを本務とする副所長を除く。）」を「管理部長」に改め、同表秩父高原牧場の項中欄中「同」を「担当部長」に改め、同表西部教育事務所及び北部教育事務所の項中「西部教育事務所」を「南部教育事務所、西部教育事務所」に改め、同項の次に次のように加える。

総合教育センター	所長があらかじめ指定する教育主幹	同
----------	------------------	---

第二百九条第一項の表県立の図書館の項中「図書館」の下に「及び県立歴史と民俗の博物館」を加え、同表県立歴史と民俗の博物館、県立近代美術館、県立文書館及び県立加須げんきプラザの項中「県立歴史と民俗の博物館、」及び「、県立文書館」を削り、同表県立大滝げんきプラザの項中「県立大滝げんきプラザ」を「県立文書館及び県立大滝げんきプラザ」に改め、同条第二項の表埼玉県行政組織規則第三条から第五条までに規定する課及びセンター（農林部畜産安全課及び生産振興課を除く。）の項中「センター」の下に「産業労働部就業支援課並びに」を加え、同項の次に次のように加える。

産業労働部就業支援課	課長の指定する職員
------------	-----------

第二百九条第二項の表農林部畜産安全課及び生産振興課の項中「課長の指定する職員」を「同」に改め、同表教育局の課（教育政策課及び高校改革推進課を除く。）の項中「及び高校改革推進課」を削り、同表教育局高校改革推進課の項を削り、同表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、農林総合研究センターの支所（水産研究所に限る。）、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、営繕工事事務所、総合教育センターの支所、県立嵐山史跡の博物館、県立加須げんきプラザ、県立の学校（大宮北特別支援学校、川越特別支援学校及び三郷特別支援学校を除く。）及び警察学校並びに次の項から警察署

の項までのものを除く。)の項中「、農林総合研究センターの支所(水産研究所に限る。)」及び「、県立加須げんきプラザ」を削り、同表農林総合研究センターの支所(水産研究所を除く。)の項中「(水産研究所を除く。)」を削る。

第二百十三条中「前三条」を「第二百十条(第四項を除く。)」及び前二条」に改める。

附則第十一項を次のように改める。

11 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則(平成二十四年埼玉県規則第十六号)による改正前の埼玉県行政組織規則に基づく埼玉県創業・ベンチャー支援センターに属する平成二十三年度一般会計予算に係る第四十六条及び第四十七条の規定の適用については、平成二十四年四月一日から同年五月三十一日までの間、これらの規定中「所長」とあるのは、「所長(産業支援課長を含む。)」とする。  
附則第十二項を削る。

様式第九号(四)及び様式第九号(五)を次のように改める。



様式第9号(4)(第14条関係)

決裁区分	知事	知事	副知事	部長	副部長	課所長	副課所長
	部長						
(合議) 企画財政部長      副部長      財政課長 会計管理者                      出納総務課長      出納員							
起案者 起案年月日 決裁年月日 <p style="text-align: center;">執行伺い(公有財産)</p> 本書のとおり執行してよいか伺います。							
件名							
年 度				執 行 課 所			
執 行 伺 番 号				入札予定年月日		予 算 内 容	
購 入 内 容							
予 定 価 格 及 び 単 価							
価 格 算 定 の 根 拠							
契約の相手方	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
代金支払の方法及び時期							
財務規則第141条の調査結果							
金 額							
事 業 会 計 款 項 目 節 説 明 支 出 理 由 予 算 元 課 委 任 令 達 元 課 支出負担行為の状況(事業) 予 算 額 配 当 額 支 出 負 担 行 為 済 額 支 出 負 担 行 為 未 済 額 今 回 執 行 額							
契約方法	根拠法令						
入札保証金		理由					%
調査基準の設定							
特定財源内訳	款 名	予 算 額	内示額及び調定済額	収 入 済 額	収 入 未 済 額		

備考 本様式は、公有財産の買入りに係る伺いをするときに使用する。

様式第9号(5)(第14条関係)

決 裁 区 分	知 事 部 長	知 事	副知事	部 長	副部長	課所長	副課所長	
	副部長 課所長							
(合議) 企画財政部長                      副部長                      財 政 課 長 会計管理者                              出納総務課長                      出納員								
起案者 起案年月日 決裁年月日 執行取消伺い(公有財産) 本書のとおり取り消してよいか伺います。								
件 名								
取 消 理 由								
年 度				執 行 課 所				
執 行 伺 番 号			入 札 予 定 年 月 日			予 算 内 容		
購 入 内 容								
予 定 価 格 及 び 単 価								
価 格 算 定 の 根 拠								
契約の	住所又は所在地							
相手方	氏名又は名称							
代金支払の方法及び時期								
財務規則第141条の調査結果								
金 額								
事 業 会 計 款 項 目 節 説 明 支 出 理 由 予 算 元 課 委 任 令 達 元 課 支出負担行為の状況(事業) 予 算 額 配 当 額 支 出 負 担 行 為 済 額 支 出 負 担 行 為 未 済 額 今 回 執 行 額								
契約方法	根 拠 法 令							
入 札 保 証 金		理 由					%	
調 査 基 準 の 設 定								
特 定 財 源 内 訳	款 名	予 算 額	内 示 額 及 び 調 定 済 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額			

備考 本様式は、既に行つた公有財産の買入れに係る伺いを取り消すときに使用する。

様式第九号の二(三)中「財産繼承」を「公証財産」に改める。

様式第二十四号(十一)の次に次の一様式を加える。

様式第24号(12)(第40条関係)

領 収 書 ( 控 ) 第 号		領 収 書 第 号	
金額		金額	
ただし 上記の金額を領収しました。		ただし 上記の金額を領収しました。	
年 月 日		年 月 日	
課所名		課所名	
出納員(分任出納員)		出納員(分任出納員)	
		印	

- 備考 1 本様式は、やむを得ない理由により金銭登録機を使用することができない場合に限り使用すること。
- 2 番号は、年度間を通じた一連番号をあらかじめ記載すること。
- 3 書き損じた領収書は、「書損」の標示をし、保管すること。

様式第五十三号に備考として次のように加える。

備考 この様式により難い場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第六十四号（一）中「蒲 和」を「せいたま」に、「大 宮」を「自動  
冊税」に改める。

様式第九号（二十三）の次に次の一様式を加える。

様式第109号(24)(第201条、第125条関係)

督促状兼領収書	督促状	収納済通知書 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">電算用</span>																																																																																				
<p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>下記のとおり督促します。 年 月 日</p> <p>歳入徴収権者 埼玉県立 高等学校長印</p> <p>納付目的</p> <p>納入場所 埼玉県指定金融機関 埼玉県指定代理金融機関 埼玉県収納代理金融機関</p> <p>納期限 年 月 日 最初の納期限 年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>書類区分</th> <th>課所</th> <th>年度</th> <th>会計</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F 26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3"></td> <td>円</td> <td>督促番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">最初の納期限までに上記が納入されていませんので、至急納入してください。 なお、この督促状と行き違いに納入された場合は、あしからず御了承ください。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 10px auto; text-align: center;">収納済印</div> <p style="text-align: center;">(納入者保管) 埼玉県</p>	書類区分	課所	年度	会計	款	項	目	節	F 26								金額				円	督促番号			<p style="text-align: center;">( 様 )</p> <p>下記の金額を収納してください。</p> <p>納付目的</p> <p>納期限 年 月 日 最初の納期限 年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>書類区分</th> <th>課所</th> <th>年度</th> <th>会計</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F 26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3"></td> <td>円</td> <td>督促番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 10px auto; text-align: center;">収納済印</div> <p style="text-align: center;">(金融機関保管) 埼玉県</p>	書類区分	課所	年度	会計	款	項	目	節	F 26								金額				円	督促番号			<p style="text-align: center;">( 様 )</p> <p>下記の金額を収納しましたので通知します。</p> <p>納付目的</p> <p>納期限 年 月 日 最初の納期限 年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>書類区分</th> <th>課所</th> <th>年度</th> <th>会計</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 F26</td> <td>3 6 10</td> <td>11 12</td> <td>13 14</td> <td>15 16</td> <td>17 18</td> <td>19 20</td> <td>21 22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>25</td> <td colspan="3">38</td> <td>円</td> <td>督促番号</td> <td>40</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>収納日</td> <td>47</td> <td>52</td> <td>53</td> <td colspan="4">59</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 10px auto; text-align: center;">収納済印</div> <p style="text-align: center;">(会計管理課保管) 埼玉県</p>	書類区分	課所	年度	会計	款	項	目	節	説明	1 F26	3 6 10	11 12	13 14	15 16	17 18	19 20	21 22	23	金額	25	38			円	督促番号	40	46	収納日	47	52	53	59				
書類区分	課所	年度	会計	款	項	目	節																																																																															
F 26																																																																																						
金額				円	督促番号																																																																																	
書類区分	課所	年度	会計	款	項	目	節																																																																															
F 26																																																																																						
金額				円	督促番号																																																																																	
書類区分	課所	年度	会計	款	項	目	節	説明																																																																														
1 F26	3 6 10	11 12	13 14	15 16	17 18	19 20	21 22	23																																																																														
金額	25	38			円	督促番号	40	46																																																																														
収納日	47	52	53	59																																																																																		

様式第五十二号（水）中「浦和県税事務所」や「さいたま県税事務所」  
に、「大宮県税事務所」や「自動車税事務所（03）」に代る、「自  
動車税事務所」の次に「（30）」を加え、「あて先」や「宛先」に代る。  
様式第五十三号（三）の備考中「NPO活動推進課」や「共助社会づくり課」  
に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一二 一二二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則一二 六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中「又は秘書事務」を「、秘書事務、法規審査に関する事務又は訴訟等を総括する事務」に改め、「出納審査幹」及び「、文書課」を削り、「又は訴訟等に関する」を「に関する事務又は訴訟等を総括する」に改め、「出納総務課の主査（支出負担行為に関する事前審査に関する事務を所掌するものに限る。）」及び「会計管理課の主査（歳計現金の管理に関する事務を所掌するものに限る。）」を削る。

別表教育委員会教育局本局の項職の欄中「主任、主事」の下に「、主任専門員」を、「県立学校人事課」の下に「、教職員採用課」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。



## 規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会規則一三 四三

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三 一八）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「をいう。以下この条」の下に、「及び第九条第三項第一号」を加える。

第九条第三項中「年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる」を「次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める時間数又は日数を単位とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 不斉一型短時間勤務職員が、一回の勤務に割り振られた勤務時間（四時間の勤務時間の割振り変更が行われた場合にあつては、当該四時間の勤務時間の割振り変更が行われた後の勤務時間。以下この号において同じ。）に一時間未満の端数がある場合において、当該勤務時間のすべてを勤務しないとき（当該勤務時間が一日を単位として年次休暇が与えられる時間である場合を除く。）当該勤務時間の時間数（一時間未満の端数を含む。）

二 年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるとき 当該残日数（一時間未満の端数を含む。）

第九条第五項中、「一時間」の下に、「及び第三項第一号で規定する時間数」を加える。

第十一条第一項第一号の四中「一週間の勤務日」を「一週間ごとの勤務日」に、「、百八時間三十分」に条例第二条第二項から第四項までの規定に基づき定められたその者の勤務時間を三十八時間四十五分を除いて得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して」を「十四日にその者の一週間当たりの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて」に改め、同項第三号に次のように加える。

ホ 地震、水害、火災その他その子の安全を確保する緊急の必要により、その子が在籍する学校等から保護者へその子の引渡しが必要されている場合

第十一条第一項第三号の三中「人事委員会」を「委員会」に改め、同項第七号中「一週間の勤務日」を「一週間ごとの勤務日」に、「、三十八時間四十五分に条例第二条第二項から第四項までの規定に基づき定められたその者の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して」を「五日にその者の一週間当たりの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて」に改め、同項第十六号中「一週間の勤務日」を「一週間ごとの勤務日」に、「、三十八時間四十五分（任命権者が委員会と協議して定めるときは、七十七時間三十分）に条例第二条第二項から第四項までの規定に基づき定められたその者の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して」を「五日（任命権者が委員会と協議して定めるときは、十日）にその者の一週間当たりの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会規則一七 二一

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七 四）の一部を次のように改正する。

別表第一（第二条関係）を次の通り改める。

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

公益財団法人埼玉県下水道公社

公益財団法人埼玉公園緑地協会

公益財団法人埼玉県消防協会

公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会

公立大学法人埼玉県立大学

埼玉県住宅供給公社

埼玉県土地開発公社

埼玉県道路公社

財団法人いきいき埼玉（平成元年十月一日に財団法人埼玉県県民活動総合センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人埼玉県国際交流協会（昭和六十二年六月一日に財団法人埼玉県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人埼玉県産業振興公社（昭和四十八年四月二十六日に財団法人埼玉県中小企業振興公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人埼玉県産業文化センター（昭和六十二年五月一日に財団法人埼玉県産業文化センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団（昭和五十五年四月一日に財団法人埼玉

県埋蔵文化財調査事業団という名称で設立された法人をいう。）  
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団  
社団法人埼玉県農林公社（昭和五十八年十一月一日に社団法人埼玉県森林公社  
という名称で設立された法人をいう。）

別表第二（第二条関係）を次の通り改める。

一般財団法人さいたま住宅検査センター

一般社団法人埼玉県畜産会

一般社団法人地方税電子化協議会

公益財団法人埼玉県学校給食会

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

公益財団法人日本科学技術振興財団

公益社団法人日本下水道協会

埼玉県市長会

埼玉県商工会連合会

埼玉県職業能力開発協会

埼玉県信用保証協会

埼玉県町村会

財団法人けやき文化財団（平成九年五月二十六日に財団法人けやき文化財団と  
いう名称で設立された法人をいう。）

財団法人埼玉県健康づくり事業団（平成九年四月一日に財団法人埼玉県健康づ  
くり事業団という名称で設立された法人をいう。）

財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会（昭和三十三年十二月十七日に財団法人埼  
玉県母子福祉連合会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人自治体国際化協会（昭和六十三年七月一日に財団法人自治体国際化協  
会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人地域活性化センター（昭和六十年十月一日に財団法人地域活性化セン  
ターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人地域創造（平成六年九月三十日に財団法人地域創造という名称で設立  
された法人をいう。）

財団法人地方公務員安全衛生推進協会（平成三年三月二十日に財団法人地方公

務員安全衛生推進協会という名称で設立された法人をいう。）  
財団法人日本建設情報総合センター（昭和六十年十一月十五日に財団法人日本建設情報総合センターという名称で設立された法人をいう。）  
財団法人リバーフロント整備センター（昭和六十二年九月一日に財団法人リバーフロント整備センターという名称で設立された法人をいう。）  
社会福祉法人恩賜財団済生会  
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会  
社団法人埼玉県計量協会（昭和二十七年七月一日に社団法人埼玉県計量協会という名称で設立された法人をいう。）  
社団法人埼玉県商工会議所連合会（昭和二十六年七月二十四日に社団法人埼玉県商工会議所連合会という名称で設立された法人をいう。）  
社団法人地域医療振興協会（昭和六十一年五月十五日に社団法人地域医療振興協会という名称で設立された法人をいう。）  
全国知事会  
地方公共団体金融機構  
独立行政法人科学技術振興機構  
独立行政法人都市再生機構  
独立行政法人水資源機構  
日本下水道事業団  
日本赤十字社

## 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第四号

訓令

本庁  
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五号を削り、同表第六号中

電子計算業務に従事する者		
女		男
冬用	夏用	作業服

上	ズボン	事務衣	事務衣
一	一	一	一
二	二	二	二

電子計算業務に従事する者		作業服	
上	ズ		

衣	ボン
一	一
二	二

に改め、同号を同表第五号とし、同表中第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、同表第二十六号中

ブラウス	を	シヤ
------	---	----

に、	エプロン	二	一	を	エプロ
----	------	---	---	---	-----

ン	二	二	に改め、同号を同表第二十四号とし、同表第二十七号から第三十三号
---	---	---	---------------------------------

までを二号ずつ繰り上げ、同表第三十四号中「視能訓練業務、聴能言語訓練業務等」を「言語聴覚療法等」に改め、同号を同表第三十二号とし、同表第三十五号から第

五十七号までを二号ずつ繰り上げ、同表第五十八号中

ゴム長靴

一  
四

を

ゴム長靴

一  
二

に改め、同号を同表第五

十六号とし、同表第五十九号から第六十二号までを二号ずつ繰り上げ、同表第六十

三号中

OA経理科等

木造建築科等

を

情報処理科等

建築科等

に改め、同号を同表第六十一号とし、同表第六十四号から第七十号までを二号

ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 訓令

埼玉県訓令第五号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表課の文書記号の表中、

特別徴収対策課

特対

を、個人県民税対策課

個県

に、

NPO活動推進課

助

NPO

を、

共助社会づくり課

共

に改め、同表温暖化対策課の項の次に次のように加える。

エコタウン課

エコ

別表課の文書記号の表中、

健康づくり支援課

健支

を、健康長寿課

健寿

に改め、同表就業支援課

の項の次に次のように加える。

ウーマノミクス課

ウ

別表課の文書記号の表森づくり課の項の次に次のように加える。

全国育樹祭課

育樹

別表所の文書記号の表中、

埼玉県浦和県税事務所

浦税

を、埼玉県さいたま県税事務所

さい税

に改め、同表埼玉県大宮

県税事務所の項及び埼玉県創業・ベンチャー支援センターの項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。



# 訓令

埼玉県訓令第六号

本 庁  
地 域 機 関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

「 文 書 課 長 地 域 振 興 セ ン タ ー 所 長 県 税 事 務 所 長 県 税 中 局 長 」	を	「 文 書 課 長 地 域 振 興 セ ン タ ー 所 長 県 税 事 務 所 長 自 動 車 税 事 務 所 長 」	を	「 税 務 課 長 地 域 振 興 セ ン タ ー 所 長 」
「 文 書 課 長 地 域 振 興 セ ン タ ー 所 長 」	を	「 税 務 課 長 地 域 振 興 セ ン タ ー 所 長 」	を	「 特 別 徴 収 対 策 課 長 県 税 事 務 所 長 」
「 文 書 課 長 地 域 振 興 セ ン タ ー 所 長 」	を	「 税 務 課 長 地 域 振 興 セ ン タ ー 所 長 」	を	「 特 別 徴 収 対 策 課 長 」
「 文 書 課 長 地 域 振 興 セ ン タ ー 所 長 」	を	「 税 務 課 長 地 域 振 興 セ ン タ ー 所 長 」	を	「 特 別 徴 収 対 策 課 長 」

「  
個人県民税対策課長  
県 税 事 務 所 長  
」

に改定する。

前条の其中「すべて」を「全て」と改定する。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 訓令

埼玉県訓令第七号

本 庁  
地 域 機 関

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県公用車管理規程（昭和五十六年埼玉県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「の長又は」を「又は」に改める。

第二十一条中「又は同乗者」を「、同乗者」に改める。

別表中「埼玉県浦和県税事務所」を「埼玉県さいたま県税事務所」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十三条第一項及び第二十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 前 島 富 雄

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一委任事務の欄第七号中「ゴム長靴」を「ゴム長靴等」に改める。

別表第四教育総務部の表総務課の項第四号教育長決裁事項の欄3中「第二条第三項」を「第一条第五項」に改め、同表教職員課の項第二号部長専決事項の欄3中「第九条」を「第十一条」に改める。

別表第四県立学校部の表県立学校校人事課の項第三号を次のように改める。

三 県立高等学校 の校長・教頭候補者選考試験に 関する事務	校長・教頭候補者選考 の合格者を決定し、名簿 に登載すること。	校長・教頭候補者選考実施 要項を定めること。
-------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------

別表第四県立学校部の表県立学校校人事課の項第四号教育長決裁事項の欄3中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改め、同表高校教育指導課の項の次に次の一項を加える。

教 職 員 採 用 課	教員採用 選考試験に 関する事務	埼玉県公立学校教員採 用志願手続及び選考試験 等に関する規則（昭和三十 一年埼玉県教育委員会規 則第七号）第八条の規定に 基づき、合格者を決定し、 採用候補者名簿に登載す	教員採用選考試験要項を 定めること。
-------------	------------------------	---	-----------------------

別表第四市町村支援部の表小中学校人事課の項第三号を次のように改める。

三 市町村立の小 学校及び中学校 の校長・教頭候 補者選考試験に 関する事務	校長・教頭候補者選考 の合格者を決定し、名簿 に登載すること。	校長・教頭候補者選考実施 要項を定めること。
--	---------------------------------------	---------------------------

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 訓令

埼玉県監査委員訓令第一号

埼玉県監査事務局

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県監査委員 根岸和夫  
埼玉県監査委員 米田正巳  
埼玉県監査委員 齊藤正明  
埼玉県監査委員 加藤裕康

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令

埼玉県監査事務局組織規程（昭和四十二年埼玉県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第六号を「住民監査請求等の監査に関すること」に改め、第三号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 普通会計及び基金の決算審査の取りまとめに関すること。

四 健全化判断比率等の審査の取りまとめに関すること。

第四条第二項中第三号から第五号までを削り、第六号中「前項第一号」を「前項第一号及び前号」に改め、第六号から第七号までを三号ずつ繰り上げ、第四号の次に次の号を加える。

五 テーマを定めて実施する行政監査に関すること。

第六条の見出し中「主任、主事及び技師」の下に「等」を加える。

第六条の表技師の項の次に次のように加える。

主任専門員	上司の命を受け、必要に応じて監査等の事務に従事し、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。
専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とするものに従事する。

## 附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 管理規程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 石田 義明

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十四号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に改め、同項第十八号を第十九号とし、同項第十七号中「第十二号から第十六号まで」を「第十二号から第十七号まで」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 工業用水道事業及び水道事業の国際技術支援に関すること。

第二条第五項第三号を削り、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。  
第八条表中

埼玉県第一水道整備事務所	さいたま市	一 工業用水道及び別表第四に掲げる区域に係る水の供給に関する事業に係ること。 二 前号に定める事業に関する用地の取得及び管理に係ること。
埼玉県第二水道整備事務所	鴻巣市	一 別表第四に掲げる区域に係る水道の建設工事の施行に係ること。 二 前号に定める事業に関する用地の取得及び管理に係ること。

を

埼玉県水道整備 備事務所	さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 工業用水道及び水道の建設工事の施行に関すること。</li> <li>二 前号に定める事業に係る用地の取得及び管理に関すること。</li> </ul>
-----------------	-------	---

に

改める。

別表第四を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、次の表の上覧に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

埼玉県第一水道整備事務所	埼玉県水道整備事務所
埼玉県第二水道整備事務所	

# 管理規程

埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 石田 義明

埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程

（埼玉県企業職員給与規程の一部改正）

第一条 埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「及び二種」を「二種及び三種」に、「平成二十三年四月一日」から平成二十四年三月三十一日」を「平成二十三年四月一日、三種とされている職にある職員にあつては平成二十四年四月一日」から平成二十五年三月三十一日」に改め、「百分の十」の下に「（三種とされている職にある職員にあつては、百分の五）」を加える。

別表第三各機関共通の項中

主 任 技 師 主 事	主 任 技 師 主 事	主 任 技 師 主 事	主 任 技 師 主 事	主 任 技 師 主 事	主 任 技 師 主 事
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

を

主 任	主 任	主 任	主 任	主 任	主 任
-----	-----	-----	-----	-----	-----

に改め、同表中「第一水道」を「水道」に改

め、同表第二水道整備事務所の項を削る。



一級	二級	三級	四級	五級
主事又は技師の職務	主事又は技師の職務	主事又は技師の職務	主任又は専門員の職務	主任又は専門員の職務
主事の職務	主事の職務	主事の職務	主任又は専門員の職務	主任又は専門員の職務

を

一級	二級	三級	四級	五級
主事、技師又は専門員の職務	主事又は専門員の職務	主事又は専門員の職務	主任の職務	主任の職務
主事又は専門員の職務	主事又は専門員の職務	主事又は専門員の職務	主任の職務	主任の職務

に

改める。

(埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第二条 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程(平成十八年埼玉県公営企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「受ける給料月額」の下に、「(以下この項において「改正後給料月額」という。)(」を加え、「平成二十二年十一月一日」を「平成二十四年四月一日」に、「とし、その額」を「(その額」に、「これを」を「これを」に、「とする」を「(」)。以下この項において「改正前給料月額」という「に」、「給料月額のほか、その差額に相当する額」を「改正後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額が一円以上となる場合に限る。)(」に改め、同項に次の各号を加える。

一 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間 改正前給料

月額と改正後給料月額との差額（以下この号及び次号において単に「差額」という。）から差額の二分の一に相当する額（その額が一万円を超えるときは、一万円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

二 平成二十五年四月一日以降 差額から一万円に平成二十四年四月一日から給料の支給日までの期間に一年を加えた期間の年数（その年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た額を減じた額

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 管理規程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程（平成十三年埼玉県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表中

埼玉県第一水道整備事務所	企局一水
埼玉県第二水道整備事務所	企局二水

を

埼玉県水道整備事務所

企局水整

に改める。

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 管理規程

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 石田 義明

埼玉県企業局公印規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公印規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表中

「  
埼玉県何水  
道整備事務  
所 長 印  
」

を

「  
埼玉県水道  
道整備事務  
所 長 印  
」

に改める。

附則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 管理規程

埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

「すべて」を「全て」に、「つど」を「都度」に改める。

第四条に次の一項を加える。

4 第二項の定めに関わらず、水道整備事務所においては、所長があらかじめ指定する副所長をもつて企業出納員に充てることができるものとする。

第四十一条第二項ただし書中「場合」の下に「（交際費に係る支払を除く。）」を加える。

第八十五条の二第二号中「に係るものに限る」を削り、「除く。」の下に「に係るもの」に限り、固定資産の貸付けにあつては、第九十六条の三第二項各号に掲げるものを除く」を加える。

第九十六条の三第一項中「（次項に規定するものを除く。）」を削り、「その他のもの」の下に「（次項に規定するものを除く。）」を加え、同条第二項中「更新に係る固定資産の使用許可」の下に「又は自治法第二百三十八条の四第二項第一号から第四号までの規定による行政財産の貸付け若しくは第三項の規定による行政財産の貸付け若しくは普通財産の貸付けで次の各号に掲げるもの」を加え、同項第一号から第四号までの規定中「使用」を「使用許可又は貸付け」に改め、同項第五号中「行政財産の使用」を「行政財産の使用許可又は貸付け」に改め、同条第三項中「許可」を「使用許可及び貸付け」に改める。

第百三条中「第八条」を「第十五条」に、「第九条」を「第十六条」に改める。

第百十条第二項第三号中「過去二年の間に数回」を「当該年度の前々年度の四月一日以後に二回」に改める。

第百十九条の四第一項第三号中「及び収入印紙類」を「、郵便葉書、収入印紙、収入証紙その他これらに類する物品」に改める。

第二百二十三条第一項中「見積金額」を「入札に参加しようとする者の見積もる契約金額」に、同条第二項第三号中「過去二年の間に数回」を「当該年度の前々年度の四月一日以後に二回」に改める。

第三百二十四条第一項中「見積金額」を「入札に参加しようとする者の見積もる契約金額」に改める。

別表第二及び別表第三中「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第25条及び地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号）第11条の規定による組入額」を「「はがき」」を「郵便葉書」に改める。

#### 附 則

この規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十一号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に改める。

第三条第一項の表を次のように改める。

組 織	職	職務
局	局長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	病院建設部長	上司の命を受け、県立病院の建設に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	長契約局長	上司の命を受け、入札契約制度の企画調整並びに入札資格審査及び局の建設工事のうち特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	技術評価幹事	上司の命を受け、特に指定された建設工事にかかる総合評価の運営に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第三条第二項の表を次のように改める。

組 織	職	職務
局	局付	上司の命を受け、局の特定事項に従事する。
	参事	上司の命を受け、特に指定された事務を処理するとともに当該指定事項について、局長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	副参事	上司の命を受け、特に指定された事務を処理するとともに当該指定事項について、局長及び病院建設部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	主席工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、当該事務の総轄の事務に従事する。
	工副査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、当該事項について、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監督する。

課局及び	主任工 事検査 員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、主任工事検査員を助け、職員の担任する事務を掌理する。
	工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事する。
課	主幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	主査	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員の指揮監督をする。
	課付	上司の命を受け、課の特定事項に従事する。
	技術幹	上司の命を受け、工事の設計・施工等に関する事務その他指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
副課長	幹副技術	上司の命を受け、工事の設計・施工等に関する事務その他に指定された事項について、技術幹を助け、職員の担任する事務を掌理する。
	副課長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、副課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。



# 管理規程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第六条の三（見出しを含む。）、第七条及び別表第二中「がんセンター建設部長」を「病院建設部長」に改める。

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 管理規程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「がんセンター建設部長」を「病院建設部長」に改める。

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 管理規程

埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「及び二種」を「二種及び三種」に、「平成二十三年四月一日」から平成二十四年三月三十一日」を「平成二十三年四月一日、三種とされている職にある職員にあっては平成二十四年四月一日」から平成二十五年三月三十一日」に改め、「百分の十」の下に「三種とされている職にある職員にあっては、百分の五」を加える。

附則第八項中「受ける給料月額」の下に「以下この項において「改正後給料月額」という。」「を加え、「とし、その額」を「その額」に、「これを」を、「これを」に、「とする」を「。以下この項において「改正前給料月額」という」に、「給料月額のほか、その差額に相当する額」を「改正後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額が一円以上となる場合に限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間 改正前給料月額と改正後給料月額との差額（以下この号及び次号において単に「差額」という。）から差額の二分の一に相当する額（その額が一万円を超えるときは、一万円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

二 平成二十五年四月一日以降 差額から一万円に平成二十四年四月一日から給料の支給日までの期間に一年を加えた期間の年数（その年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た額を減じた額

別表第三口備考に次の一号を加える。

### 九 医学物理士

別表第四イ（一）の一級の項、二級の項中「主事又は技師」の次に「専門員」を加え、同表の三級の項、四級の項中「専門員」を「主任専門員」に改める。

別表第四イ（二）中「がんセンター建設部長」を「病院建設部長」に改める。

別表第四口の一級の項、二級の項及び三級の項中「主事又は技師」の次に「専門

員」を加え、同表の四級の項、五級の項中「専門員」を削る。

別表第五の一級の項、二級の項中「技師」の次に「専門員」を加え、同表の三級の項中「専門員」を「主任専門員」に改める。

別表第六の一級の項、二級の項及び三級の項に「専門員」を加え、同表の二級の項、三級の項中「言語聴覚士である技師」の次に「医学物理士である技師」を加え、同表の四級の項、五級の項中「専門員」を「主任専門員」に改める。

別表第六の一級の項、二級の項に「専門員」を加え、同表の三級の項中「主任」の次に「主任専門員」を加え、同表の四級の項、五級の項中「専門員」を「主任専門員」に改める。

別表第八の二級の項中「8,500円」を「8,400円」に改め、同表の五級の項中「11,200円」を「11,100円」に改める。

別表第八の四級の項中「9,700円」を「9,600円」に改め、同表の五級の項中「11,500円」を「10,500円」に改め、同表の六級の項中「12,200円」を「11,200円」に改め、同表の八級の項中「13,900円」を「13,800円」に改める。

別表第八の五級の項中「10,400円」を「10,300円」に改め、同表の七級の項中「12,600円」を「12,500円」に改める。

別表第九中「がんセンター建設部長」を「病院建設部長」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項本文中「支払」の下に「（交際費に係る支払を除く。）」を加える。

第一百五条中「第八条」を「第十五条」に改める。

第一百八条二項三号中「過去二年の間に数回」を「当該年度の前々年度の四月一日以後に二回」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十四条一項中「見積金額」を「入札に参加しようとする者の見積もる契約金額」に改め、同条第二項三号中「過去二年の間に数回」を「当該年度の前々年度の四月一日以後に二回」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四十三条一項中「見積金額」を「入札に参加しようとする者の見積もる金額」に改める。

第五十条表中「がんセンター建設部長」を「病院建設部長」に改める。

附則（平成二十三年三月二十九日病院事業管理規程第六号）を次のように改める。

（施行期日）

1 この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の埼玉県病院事業財務規程に定める様式に係る用紙は、当分の間、必要の調整をして使用することができる。

様式第三十九号を次のように改める。

過誤納金還付（充当）通知書

区	分	年	度	科	目	金	額
納付義務のある金額							円
納付した金額							
過納又は誤納金額							
未納の金額							
差引還付額（未納額）							

上記のとおり還付（未納の金額に 年 月 日充当）します。

年 月 日

歳入徴収権者 印

納入者氏名 様

備考 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の埼玉県病院事業財務規程に定める様式に係る用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 管理規程

埼玉県病院局管理規程第七号

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局人事事務取扱規程（平成十四年三月二十九日病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十条の二とし、新たに次の一条を第二十条として定める。

（自己啓発等休業承認申請書の提出）

第二十条 所属長は、職員から服務規程第十二条の五第一項の規定による自己啓発休業承認申請書の提出があったときは、速やかに当該自己啓発等休業承認申請書を埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年三月十九日病院事業管理規程第五号）において決裁又は専決することができるものとして定められている者（第二十条の二第一項において「決裁権者」という。）に提出しなければならない。

2 所属長は、自己啓発休業をした職員が自己啓発等休業の期間の満了により職務に復帰した場合には、速やかにその旨を経営管理課長に報告しなければならない。第二十条の二中「埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年三月十九日病院事業管理規程第五号）」において決裁又は専決することができるものとして定められている者」を「決裁権者」に改める。

第二十一条を第二十一条の二とし、新たに次の一条を第二十一条として定める。

（自己啓発等休業通知書の交付）

第二十一条 次の各号に掲げる場合には、別表第二に定めるところにより、第三号様式の自己啓発等休業通知書を交付する。

- 一 自己啓発等休業を承認する場合
- 二 自己啓発等休業を承認しない場合
- 三 自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
- 四 自己啓発等休業の期間の延長を承認しない場合
- 五 自己啓発等休業の承認が失効した場合
- 六 自己啓発等休業の承認を取り消す場合
- 七 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合（自己啓発等休業の期間満了により職務に復帰した場合を除く。）



第二十一条の二中「第三号様式」を「第四号様式」に改める。  
別表第二を次のように改める。

別表第二（第二十一条及び第二十一条の二関係）

区分	発令事由	通知書の記載形式	備考
承認	(1) 職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定により自己啓発等休業を承認する場合	自己啓発等休業を承認する期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする	
	(2) 職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定により自己啓発等休業を承認しない場合	平成 年 月 日付で請求のあった自己啓発等休業については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業を承認する場合	育児休業を承認する期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする 平成 年 月 日付で請求のあった育児休業については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業を承認しない場合	育児休業を承認する期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする 平成 年 月 日付で請求のあった育児休業については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	「ア」の記号をもって表示する事項は、「週 時間勤務」( 時間の部分には、職員が1週間当たりの勤務時間を表示する。)とする。
	(5) 育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務を承認する場合	育児短時間勤務(ア)を承認する期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする	
	(6) 育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務を承認しない場合	平成 年 月 日付で請求のあった育児短時間勤務については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(7) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務と異なる内容の育児短時間勤務を承認する場合	育児短時間勤務(ア)を取り消し、平成 年 月 日付で請求のあった育児短時間勤務(イ)を承認する 育児短時間勤務の期間は平成 年 月 日までとする	「ア」又は「イ」の記号をもって表示する事項は、取り消された育児短時間勤務又は取消し後に承認される育児短時間勤務に係る「週 時間勤務」( 時間の部分には、職員が1週間当たりの勤務時間を表示する。)とする。
延長	(1) 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合	自己啓発等休業の期間を平成 年 月 日まで延長することを承認する	
	(2) 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間の延長を承認しない場合	平成 年 月 日付で請求のあった自己啓発等休業の期間の延長については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(3) 育児休業法第3条の規定により育児休業の期間の延長を承認する場合	育児休業の期間の延長を承認する期間は平成 年 月 日までとする	

	<p>(4) 育児休業法第3条の規定により育児休業の期間の延長を承認しない場合</p> <p>(5) 育児休業法第11条の規定により育児短時間勤務の延長を承認する場合</p> <p>(6) 育児休業法第11条の規定により育児短時間勤務の延長を承認しない場合</p>	<p>平成 年 月 日付で請求のあった育児休業の期間の延長については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕</p> <p>育児短時間勤務の期間を平成 年 月 日まで延長することを承認する</p> <p>平成 年 月 日付で請求のあった育児短時間勤務の期間の延長については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕</p>	
失効等	<p>(1) 地方公務員法第26条の5第4項の規定により自己啓発等休業の承認が失効した場合</p> <p>(2) 地方公務員法第26条の5第5項の規定により自己啓発等休業の承認を取り消す場合</p> <p>(3) 育児休業法第5条第1項の規定により育児休業の承認が失効した場合</p> <p>(4) 育児休業法第5条第2項の規定により育児休業の承認を取り消す場合</p> <p>(5) 育児休業法第12条の規定により育児短時間勤務の承認が失効した場合</p> <p>(6) 育児休業法第12条の規定により育児短時間勤務の承認を取り消す場合</p>	<p>地方公務員法第26条の5第4項の規定により平成 年 月 日をもって自己啓発等休業の承認が失効した</p> <p>地方公務員法第26条の5第5項の規定により平成 年 月 日をもって自己啓発等休業の承認を取り消す</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第1項の規定により平成 年 月 日をもって育児休業の承認は失効した</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第2項の規定により平成 年 月 日をもって育児休業の承認を取り消す</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第12条の規定により平成 年 月 日をもって育児短時間勤務の承認を取り消す</p>	
職務復帰	<p>(1) 地方公務員法第26条の5第4項又は第5項の規定による自己啓発等休業の承認の失効又は取消しにより職務に復帰した場合</p> <p>(2) 育児休業法第5条第1項又は第2項の規定による育児休業の承認の失効又は取消しにより職務に復帰した場合</p> <p>(3) 育児休業法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の失効又は取消しにより育児短時間勤務が終了した場合</p>	<p>平成 年 月 日から職務に復帰した</p> <p>平成 年 月 日から職務に復帰した (理由) 〔必要に応じて記入〕</p> <p>育児短時間勤務は終了した</p>	

第3号様式を第4号様式として、新たに次の様式を第3号様式として定める。

<p>職 務 復 帰 申 請 書</p> <p>(職員の種類)</p>	<p>自 己 啓 発 等 休 業 通 知 書</p>
<p>姓 名</p> <p>〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>住 居 番 号</p> <p>〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>住 居 番 号</p>	<p>姓 名</p> <p>〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>住 居 番 号</p> <p>〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>住 居 番 号</p>
<p>(通知書の記載形式の内容を記入)</p>	

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条、第八条関係）

職	職 務
主任専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。
専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とするものに従事する。

## 附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 加 藤 孝 夫

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二十号局長専決事項の欄2中「第四項」を「第七項」に、「定め、国土交通大臣の認可を受けること。」を「定めること。」に改め、3を5とし、2の次に次の二号を加える。

- 3 法第二十五条の三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国土交通大臣に協議すること。
- 4 法第二十五条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国土交通大臣に届け出ること。

### 附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当）

第十四条 勤勉手当については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、管理者は、その所属の条例第十七条の職員が少数であること等の事情により、本文の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第十九条の四第二項に規定する勤勉手当の総額が同項の規定により難しいときは、同項の規定にかかわらず、別段の取扱いをすることができる。

附則第五項中「受ける給料月額」の下に「（以下この項において「改正後給料月額」という。）」を加え、「とし、その額」を「（その額）」に、「これを」を「これを」に、「とする」を「」。以下この項において「改正前給料月額」というに、「給料月額のほか、その差額に相当する額」を「改正後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額が一円以上となる場合に限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間 改正前給料月額と改正後給料月額との差額（以下この号及び次号において単に「差額」という。）から差額の二分の一に相当する額（その額が一万円を超えるときは、一万円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 二 平成二十五年四月一日以降 差額から一万円に平成二十四年四月一日から給料の支給日までの期間に一年を加えた期間の年数（その年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た額を減じた額

附則第八項中「及び二種」を「二種及び三種」に、「平成二十三年四月一日」から平成二十四年三月三十一日」を「平成二十三年四月一日、三種とされている職にある職員にあっては平成二十四年四月一日」から平成二十五年三月三十一日」に

改め、「百分の十」の下に「（三種とされている職にある職員にあっては、百分の五）」を加える。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

下水道企業職給料表級別職務区分表

地域機関	本庁	各機関共通	職務の級 機関の区分
	局付 参事		十級
	局付 参事	局長	九級
	局付 参事	局長	八級
	局付 参事	局長	七級
	所長 局付 副参事 検査員 主任工事	センター 幹 総合技術 総合技術 技術評価 副室長	課長 副課長 主幹
所付	担当部長	主任工事 検査員	副課長 主幹
所付	担当部長	主任工事 検査員	主幹
所付	担当課長	主任工事 検査員	主任 主任専門員
所付	担当課長	主任工事 検査員	主任 主任専門員
			主事 技師 専門員
			主事 技師 専門員

備考 現に上位の級に決定されている職については、本表にかかわらず、従前の例による。

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「統轄店」を「総括出納取扱金融機関」に改める。

第四十八条第二項中「支払」の下に「（交際費に係る支払を除く。）」を加え、同条第三項中「払い込まなければならない」を「払込みをしなければならない」に改める。

第七十八条第一項中「企業出納員」の下に「（総括出納取扱金融機関以外の出納取扱金融機関にあつては、総括出納取扱金融機関）」を加え、同条第二項中「企業出納員」の下に「（総括出納取扱金融機関以外の出納取扱金融機関にあつては、総括出納取扱金融機関）」を加える。

第一百五十二条第二号中「に限る」を「に係るもの」に限り、固定資産の貸付けにあつては、第三百三十条第二項各号に掲げるものを除く」に改める。

第三百三十条第一項中「使用許可（次項に規定するものを除く。）」を「使用許可」に改め、「その他のもの」の下に「（次項に規定するものを除く。）」を加え、同条第二項中「使用期間の更新に係る固定資産の使用許可」の下に「又は自治法第二百三十八条の四第二項第一号から第四号までの規定による行政財産の貸付け若しくは第三項の規定による行政財産の貸付け若しくは普通財産の貸付けで次の各号に掲げるもの」を加え、同項第一号から第五号までの規定中「使用」を「使用許可又は貸付け」に改め、同条第三項中「許可」を「使用許可及び貸付け」に改める。

第四百四十八条中「第八条」を「第十五条」に、「第九条」を「第一六条」に改める。

第一百五十三条第二項第三号中「過去二年の間に数回」を「当該年度の前々年度の四月一日以後に二回」に、「すべて」を「全て」に改める。

第六百六十七条第一項第三号中「及び収入印紙類」を「郵便葉書、収入印紙、収入証紙その他これらに類する物品」に改める。

第七百七十一条第二項第三号中「過去二年の間に数回」を「当該年度の前々年度の四月一日以後に二回」に、「すべて」を「全て」に改める。



別添第1号類の給の帳目

「 他会計補助金	収益的支出を負担することを目的とする他会計からの補助金	を 」
「 他会計補助金 受託工事収益	収益的支出を負担することを目的とする他会計からの補助金 排水設備等の工事受託に伴う収益	を 」

第6号、欄田の給の帳目

「 企業債手数料 及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費	を 」
「 受託工事費	企業債手数料 及び取扱費 企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費 排水設備等の工事受託に要する費用	を 」

第6号。

別添第1号類の給(2)系動産類の帳目

「 営業外未収金	未収受取利息	を 」
「 営業外未収金	未収受取利息 未収受託工事 収益	を 」

改める。

別表第一資本の部（６）資本金の表中「地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十五条及び地方公営企業資産再評価規則（昭和二十七年総理府令第七十四号。以下「再評価則」という。）第十一条の規定による組入額」を削る。

別表第一資本の部（７）剰余金の表中「再評価した資産の額と帳簿価格の差額」「建設又は改良に要する資金に充てるための国庫補助金」「建設又は改良に要する資金に充てるための市町負担金」「建設又は改良に要する資金に充てるための他会計からの補助金」「建設または改良に要する資金に充てるための他から提供された金銭」「贈与を受けた財産の評価額」「法第三十二条第一項及び令第二十四条第一項の規定により企業債に償還に充てるために積み立てた額」「法第三十二条第一項、令第二十四条第二項及び第三項の規定により積み立てた額」「令第二十四条第四項の規定により建設又は改良のために積み立てた額」「当年度末における繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額に当年度の純利益（又は純損失）の金額を加減した額」「前年度末処分利益剰余金（又は前年度末処理欠損金）から前年度利益剰余金処分額（又は全エンド欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）に年度中の繰越利益剰余金増加高及び減少高（又は繰越欠損金減少高及び増加高）を加減した額」及び「当年度損益取引の結果発生した純利益（又は純損失）」を削る。

#### 附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第三百九十一号

全国自治宝くじ事務協議会に熊本市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

第三条第二号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。

第六条中「委員九人」を「委員十人」に改める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第八条第一項の規定により平成二十五年三月三十一日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第八条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十二号

埼玉県議会平成二十四年二月定例会において議決された平成二十四年度埼玉県一般会計予算並びに平成二十四年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 平成24年度埼玉県一般会計予算

平成24年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,677,722,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		635,000,000
	1 県 民 税	314,119,000
	2 事 業 税	92,377,000
	3 地 方 消 費 税	60,415,000
	4 不 動 産 取 得 税	13,339,000
	5 県 た ば こ 税	14,313,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,242,000
	7 自 動 車 取 得 税	10,093,000
	8 軽 油 引 取 税	41,940,000
	9 自 動 車 税	86,109,000
	10 鉱 区 税	4,998
	11 狩 猟 税	27,940
	12 旧 法 に よ る 税	20,062
2 地 方 消 費 税 清 算 金		118,145,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	118,145,000

3 地 方 譲 与 税		83,534,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	79,131,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	4,137,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	265,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		4,052,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	4,052,000
5 地 方 交 付 税		205,900,000
	1 地 方 交 付 税	205,900,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,131,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,131,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,187,255
	1 分 担 金	202,876
	2 負 担 金	3,984,379
8 使 用 料 及 び 手 数 料		15,434,249
	1 使 用 料	4,961,673
	2 手 数 料	10,472,576

款	項	金額
9 国庫支出金		152,477,003
	1 国庫負担金	110,047,104
	2 国庫補助金	39,582,091
	3 委託金	2,847,808
10 財産収入		8,805,057
	1 財産運用収入	6,862,582
	2 財産売却収入	1,942,475
11 寄附金		107,728
	1 寄附金	107,728
12 繰入金		110,076,127
	1 特別会計繰入金	4,028,966
	2 基金繰入金	106,047,161
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
14 諸収入		38,220,581
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,654,237



	2 預 金 利 子	73,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	7,484,543
	4 受 託 事 業 収 入	3,348,819
	5 収 益 事 業 収 入	14,674,661
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	65,000
	7 雑 入	9,920,321
15 県 債		299,152,000
	1 県 債	299,152,000
歳 入 合 計		1,677,722,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,110,817
	1 議 会 費	3,110,817
2 総 務 費		88,022,943
	1 総 務 管 理 費	20,190,876
	2 企 画 費	11,822,363
	3 県 民 費	6,903,990
	4 環 境 費	12,196,638
	5 徴 税 費	27,399,116
	6 市 町 村 振 興 費	5,523,067
	7 選 挙 費	76,811
	8 防 災 費	2,473,237
	9 統 計 調 査 費	823,585
	10 人 事 委 員 会 費	282,505
11 監 査 委 員 費	330,755	
3 民 生 費		284,724,428
	1 社 会 福 祉 費	214,209,088

	2 児 童 福 祉 費	55,788,345
	3 生 活 保 護 費	13,220,716
	4 災 害 救 助 費	1,506,279
4 衛 生 費		55,821,389
	1 公 衆 衛 生 費	30,104,101
	2 環 境 衛 生 費	1,354,791
	3 保 健 所 費	4,058,939
	4 医 薬 費	12,008,348
	5 公 営 企 業 支 出 金	8,295,210
5 労 働 費		9,908,675
	1 労 政 費	6,212,028
	2 職 業 訓 練 費	3,527,751
	3 労 働 委 員 会 費	168,896
6 農 林 水 産 業 費		23,620,800
	1 農 業 費	9,361,026
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	452,348
	3 畜 産 業 費	1,217,038

款	項	金額
	4 林業費	4,320,279
	5 農地費	8,270,109
7 商工費		18,298,912
	1 商工業費	17,953,815
	2 観光費	345,097
8 土木費		112,597,760
	1 土木管理費	11,732,279
	2 道路橋りょう費	46,245,872
	3 河川費	27,794,570
	4 都市計画費	22,251,797
	5 住宅費	4,573,242
9 警察費		140,149,456
	1 警察管理費	128,830,000
	2 警察活動費	11,319,456
10 教育費		535,371,865
	1 教育総務費	74,609,705

	2 小 学 校 费	168,326,789
	3 中 学 校 费	101,962,530
	4 高 等 学 校 费	93,442,965
	5 特 别 支 援 学 校 费	40,353,901
	6 大 学 费	2,116,397
	7 私 立 学 校 费	48,362,314
	8 社 会 教 育 费	4,513,074
	9 保 健 体 育 费	1,684,190
11 灾 害 复 旧 费		62,620
	1 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	51,200
	2 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	11,420
12 公 债 费		251,148,277
	1 公 债 费	251,148,277
13 诸 支 出 金		154,384,058
	1 公 营 企 业 支 出 金	16,105,058
	2 地 方 消 费 税 清 算 金	57,318,000
	3 利 子 割 交 付 金	2,622,000

款	項	金 額
	4 配 当 割 交 付 金	1,739,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	556,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	60,479,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,650,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	7,500,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,400,000
	10 利 子 割 精 算 金	15,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,677,722,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	1 公衆衛生費	衛生研究所移転改修事業費	4,160,000	平成24年度 平成25年度	1,348,284 2,811,716
7 商工費	1 商工業費	西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業費	16,361,668	平成24年度 平成25年度 平成26年度	926,245 9,105,581 6,329,842
9 警察費	1 警察管理費	東部機動センター（仮称）庁舎建設費	1,268,478	平成24年度 平成25年度	378,584 889,894
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設置費（平成24年度着工分）	411,856	平成24年度 平成25年度	78,449 333,407

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成24年度発行分）	平成24年度から 平成34年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成24年度融資分）	平成25年度から 平成39年度まで	30,401
私立学校振興資金融資損失補償（平成24年度融資分）	平成24年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
総合リハビリテーションセンター設備の省エネルギー化改修及び維持管理業務	平成25年度から 平成34年度まで	258,950
電子入札共同システム開発	平成25年度	392,000
環境創造資金融子補給（平成24年度融資分）	平成25年度から 平成34年度まで	44,750



独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成24年度融資分）	平成25年度から 平成44年度まで	435,888
社会福祉施設経営安定化融資事業利子補助（平成24年度融資分）	平成25年度	152
社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償（平成24年度融資分）	平成24年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額
特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成24年度融資分）	平成24年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額
無担保無保証人資金損失補償（平成12年度保証分・ 平成24年度損失補償対象期間延長分）	平成24年度から 平成32年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉 県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによっ て生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の 規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相 当する額

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（平成24年度保証分）	平成24年度から 平成42年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額
起業家育成資金損失補償（平成24年度保証分）	平成24年度から 平成42年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額

<p>経営安定資金損失補償（平成24年度保証分）</p>	<p>平成24年度から 平成39年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額</p>
------------------------------	------------------------------	---

事 項	期 間	限 度 額
<p>経営支援特別融資損失補償（平成12年度保証分・平成24年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成24年度から平成32年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成24年度保証分）</p>	<p>平成24年度から平成42年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合</p>

		<p>は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>
<p>事業資金損失補償（平成24年度保証分）</p>	<p>平成24年度から 平成39年度まで</p>	<p>県が行う事業資金のうち一般貸付（予約貸付枠に限る。）及び中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、一般貸付（予約貸付枠に限る。）にあつては4分の1、中小企業応援貸付にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（平成24年度保証分）	平成24年度から平成42年度まで	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成24年度保証分）	平成24年度から平成39年度まで	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度</p>

		要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額) から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額 (責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額) を控除した額の2分の1に相当する額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助 (平成24年度融資分)	平成25年度から平成39年度まで	4,050,378
勤労者支援資金損失補償 (平成24年度保証分)	平成24年度から平成32年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、応急資金のうち貸金遅払いによって必要となった資金及び失業資金の元金に相当する額の100分の50の額
離職者等委託訓練事業	平成25年度	228,900
農地保有合理化事業資金損失補償 (平成24年度融資分)	平成24年度から平成35年度まで	埼玉県農林公社が農地保有合理化事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金等利子補助（平成24年度融資分）	平成25年度から 平成45年度まで	167,928
農業災害復旧経営資金利子補助（平成24年度融資分）	平成25年度から 平成31年度まで	3,948
農業災害復旧経営資金損失補償（平成24年度融資分）	平成24年度から 平成31年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額
経営体育成総合融資制度利子補助（平成24年度融資分）	平成25年度から 平成30年度まで	13,374
卸売市場施設整備資金利子補助（平成24年度融資分）	平成25年度から 平成31年度まで	1,578



<p>埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成24年度借入分）</p>	<p>平成24年度から平成25年度まで</p>	<p>埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額</p>
<p>農業集落排水整備推進交付金（平成24年度施行分）</p>	<p>平成25年度から平成29年度まで</p>	<p>54,000</p>
<p>埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成24年度取得分）</p>	<p>平成25年度から平成34年度まで</p>	<p>1,344,467</p>
<p>埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成24年度借入分）</p>	<p>平成24年度以降</p>	<p>埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県道路公社借入金債務保証（平成24年度借入分）	平成24年度以降	埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
社会資本整備総合交付金（改築）事業	平成25年度から 平成26年度まで	1,250,000
社会資本整備総合交付金（河川）事業	平成25年度	800,000
社会資本整備総合交付金（街路）事業	平成25年度から 平成26年度まで	700,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成24年度建設分）	平成25年度から 平成48年度まで	398,316
放置車両確認事務	平成25年度	501,418

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	40,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	800,000	同上	同上	同上
県有施設整備事業	2,246,000	同上	同上	同上
さいたま新都心医療拠点整備推進事業	2,231,000	同上	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社出資金	2,698,000	同上	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社貸付金	2,781,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	25,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ふるさと自然再生事業	57,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
身近な緑公有地化事業	68,000	同上	同上	同上
石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	同上	同上	同上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	1,917,000	同上	同上	同上
県税事務所再編整備事業	119,000	同上	同上	同上
防災行政無線高度化推進事業	86,000	同上	同上	同上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	481,000	同上	同上	同上

老人福祉施設整備事業	3,807,000	同	上	同	上	同	上
総合リハビリテーションセンター 設備整備事業	119,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	259,000	同	上	同	上	同	上
保健所等低公害車整備事業	17,000	同	上	同	上	同	上
衛生研究所移転改修事業	1,348,000	同	上	同	上	同	上
就業環境整備促進事業	31,000	同	上	同	上	同	上
高等技術専門校整備事業	123,000	同	上	同	上	同	上
農業大専移転整備事業	2,018,000	同	上	同	上	同	上
鶴ヶ島試験地移転整備事業	25,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	57,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林事業	39,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独林道事業	151,000	同上	同上	同上
林道事業	290,000	同上	同上	同上
県単独治山事業	182,000	同上	同上	同上
治山事業	168,000	同上	同上	同上
地すべり防止事業	45,000	同上	同上	同上
県単独農業基盤整備事業	344,000	同上	同上	同上

農業基盤整備事業	876,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業（土地改良）負担金	159,000	同	上	同	上	同	上
産業文化センター施設整備事業	856,000	同	上	同	上	同	上
西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	448,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	12,400,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	148,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,543,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	4,321,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	5,222,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	259,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防事業	367,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
自然災害防止事業	600,000	同上	同上	同上
直轄事業負担金	20,726,000	同上	同上	同上
県単独街路事業	2,882,000	同上	同上	同上
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	105,000	同上	同上	同上
街路事業	2,781,000	同上	同上	同上
県単独公園事業	1,523,000	同上	同上	同上



公園事業	995,000	同	上	同	上	同	上
警察職員退職手当	1,200,000	同	上	同	上	同	上
警察署等低公害車整備事業	145,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	840,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	1,365,000	同	上	同	上	同	上
教職員退職手当	8,000,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	5,704,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	3,010,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	532,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	169,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
私立学校耐震改修事業	408,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
水道用水供給事業出資金	1,062,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	193,900,000	同上	同上	同上

平成24年度埼玉県公債費特別会計予算

平成24年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ425,007,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		242,005,905
	1 一 般 会 計 繰 入 金	174,363,978
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,978,927
	3 基 金 繰 入 金	65,663,000

款	項	金 額
2 県 債		183,002,000
	1 県 債	183,002,000
歳 入	合 計	425,007,905

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		425,007,905
	1 公 債 費	425,007,905
歳 出	合 計	425,007,905

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成9年度、平成14年度 及び平成19年度発行 県債償還金	181,002,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成14年度発行県債償還金	2,000,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成24年度埼玉県証紙特別会計予算

平成24年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,817,384千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		22,717,384
	1 証 紙 収 入	22,717,384
2 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
歳 入	合 計	22,817,384

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		22,811,384
	1 一 般 会 計 繰 出 金	22,811,384
2 返 還 金		6,000
	1 返 還 金	6,000
歳 出	合 計	22,817,384

平成24年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成24年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,514,464千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		66,519
	1 財 産 運 用 収 入	66,519
2 繰 入 金		7,600,000
	1 基 金 繰 入 金	7,600,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		5,847,944



	1 貸付金元利収入	5,847,944
歳入	合計	13,514,464

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 市町村振興事業費		13,514,464
	1 市町村振興事業費	13,514,464
歳出	合計	13,514,464

平成24年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成24年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ365,322千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		165,969
	1 国 庫 負 担 金	165,969
2 財 産 収 入		22,277
	1 財 産 運 用 収 入	22,277
3 繰 入 金		177,075
	1 基 金 繰 入 金	177,075
4 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
歳入	合計	365,322

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		365,322
	1 救助費	343,044
	2 基金積立金	22,278
歳出	合計	365,322

平成24年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成24年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,133,034千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		250,726
	1 繰 入 金	250,726
2 繰 越 金		134,002
	1 繰 越 金	134,002

3 諸 収 入		287,328
	1 貸 付 金 元 利 収 入	285,526
	2 預 金 利 子	154
	3 雑 入	1,648
4 県 債		460,978
	1 県 債	460,978
歳 入 合 計		1,133,034

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		1,133,034
	1 母子寡婦福祉資金貸付費	1,133,034
歳 出 合 計		1,133,034

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	460,978	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。

平成24年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成24年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ749,031千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		8,287
	1 繰 入 金	8,287
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		638,744
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	638,743
歳 入	合 計	749,031

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金		747,031
	1 資 金 貸 付 費	747,031
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		749,031



平成24年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成24年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,236千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		82,936
	1 繰入金	15,879
	2 繰越金	1
	3 諸収入	35,360

款	項	金額
	4 県 債	31,696
2 就農支援資金業務勘定収入		888
	1 繰入金	848
	2 繰越金	38
	3 諸収入	2
3 農業改良資金貸付勘定収入		18,936
	1 諸収入	18,936
4 農業改良資金業務勘定収入		2,476
	1 繰入金	2,222
	2 繰越金	248
	3 諸収入	6
歳 入	合 計	105,236

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		82,936
	1 就農支援資金貸付費	82,936
2 就農支援資金業務勘定		888
	1 管理指導事務費	878
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		18,936
	1 農業改良資金貸付費	18,936
4 農業改良資金業務勘定		2,476
	1 管理指導事務費	2,276
	2 予備費	200
歳 出 合 計		105,236

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	31,696	「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無利子	「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」の定めるところによる。

平成24年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成24年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,085千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		38,800
	1 繰入金	60
	2 繰越金	17,588
	3 諸収入	21,152
2 業務勘定収入		285
	1 繰越金	175
	2 諸収入	110
歳 入	合 計	39,085

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		38,800
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	38,800
2 業 務 勘 定		285
	1 管 理 指 導 事 務 費	265
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		39,085

平成24年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成24年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,259千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,565
	1 財 産 運 用 収 入	1,565
2 繰 入 金		30,556
	1 繰 入 金	30,556
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		28,137

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	28,136
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	60,259

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本多静六博士育英事業費		59,259
	1 本多静六博士育英事業費	59,259
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	60,259



平成24年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成24年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,147,764千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,147,762
	1 財 産 運 用 収 入	117,409
	2 財 産 売 払 収 入	1,030,353
2 繰 入 金		1,000,000
	1 繰 入 金	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入合計		2,147,764

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		2,147,764
	1 用地事業費	2,147,764
歳出合計		2,147,764

平成24年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成24年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,374,347千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,110,408
	1 住 宅 使 用 料	8,110,408

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		3,718,241
	1 国 庫 補 助 金	3,718,241
3 財 産 収 入		50,185
	1 財 産 運 用 収 入	50,185
4 繰 入 金		2,044,279
	1 繰 入 金	2,044,279
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		20,233
	1 敷 金 運 用 収 入	4,395
	2 雑 入	15,838
7 県 債		4,431,000
	1 県 債	4,431,000
歳 入	合 計	18,374,347

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		14,175,014
	1 住 宅 管 理 費	5,795,182
	2 住 宅 建 設 費	8,379,832
2 繰 出 金		3,711,282
	1 繰 出 金	3,711,282
3 公 債 費		478,051
	1 公 債 費	478,051
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		18,374,347

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成24年度公営住宅建設費	3,712,519	平成24年度	281,336
				平成25年度	1,055,975
	平成26年度	2,152,954			
	平成27年度	222,254			
		公営住宅耐震改修事業費	1,031,153	平成24年度	440,384
				平成25年度	452,469
				平成26年度	138,300

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	4,431,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成24年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成24年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ804,983千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		754,121
	1 繰 入 金	754,121



3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		50,860
	1 貸付金元利収入	50,363
	2 預金利子	153
	3 雑収入	344
歳入合計		804,983

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		804,983
	1 高等学校等奨学金事業費	804,983
歳出合計		804,983

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成24年度保証分）	平成24年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成24年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成24年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,029,544千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		99,891
	1 入 場 料 収 入	99,890
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		31,441,816
	1 投 票 券 発 売 収 入	31,379,815
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	62,001
3 財 産 収 入		251,115

款	項	金 額
	1 財 產 運 用 收 入	251,114
	2 財 產 売 払 收 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		236,720
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	236,718
歳 入 合 計		32,029,544

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		224,788
	1 公 営 競 技 総 務 費	224,788
2 公 営 競 技 事 業 費		31,524,095
	1 公 営 競 技 事 業 費	31,524,095
3 繰 出 金		274,661
	1 繰 出 金	274,661
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		32,029,544

平成24年度埼玉県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病 床 数

循環器・呼吸器病センター	319床
が ん セ ン タ ー	400床
小 児 医 療 セ ン タ ー	300床
精 神 医 療 セ ン タ ー	183床

2 患 者 数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	95,995 人	79,111 人
が ん セ ン タ ー	131,400	195,809
小 児 医 療 セ ン タ ー	87,053	136,658
精 神 医 療 セ ン タ ー	50,735	33,320

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	263 人	323 人
が ん セ ン タ ー	360	799
小 児 医 療 セ ン タ ー	239	558
精 神 医 療 セ ン タ ー	139	136

3 主なる建設改良事業

20,968,765 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益

40,223,119 千円

第1項 医業収益

32,299,099 千円

第2項 医業外収益

7,924,019 千円

第3項 特別利益

1 千円

支 出

第1款	病 院 事 業 費 用	40,223,119 千円
第1項	医 業 費 用	39,398,994 千円
第2項	医 業 外 費 用	804,124 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,582,872千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,939千円、減債積立金34,720千円及び過年度分損益勘定留保資金2,532,213千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	19,212,521 千円
第1項	企 業 債	18,271,000 千円
第2項	他 会 計 負 担 金	610,123 千円
第3項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第4項	国 庫 補 助 金	331,397 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	21,795,393 千円
第1項	建 設 改 良 費	20,968,765 千円
第2項	開 発 費	81,396 千円
第3項	企 業 債 償 還 金	745,232 千円



(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	循環器・呼吸器病センター 電気設備改修費	922,919	平成24年度	14,238
				平成25年度	908,681

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
がんセンター新病院備品整備費	平成25年度	2,722,544
小児医療センター新病院設計業務	平成25年度	447,858

事 項	期 間	限 度 額
小児医療センター新病院環境影響評価実施業務	平成 2 5 年 度	63,504
小児医療センター医療情報システム開発	平成 2 5 年 度	759,812

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 18,271,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、9,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	19,742,245 千円
(2) 交 際 費	1,200 千円
(たな卸資産購入限度額)	

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,331,939千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	器械備品
名 称	X線CT装置
数 量	一 式

平成24年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	163 社
(2) 年間総給水量	72,593,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	198,886 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			2,079,289 千円
第1項	営業収益			2,013,203 千円
第2項	営業外収益			66,085 千円
第3項	特別利益			1 千円
		支	出	
第1款	事業費			1,931,304 千円
第1項	営業費用			1,821,909 千円

第2項	営業外費用	105,394 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	資本的収入	1,559,434 千円	
第1項	長期貸付金償還金	1,559,000 千円	
第2項	他会計補助金	432 千円	
第3項	固定資産売却代金	1 千円	
第4項	雑収入	1 千円	
	支	出	
第1款	資本的支出	1,484,361 千円	
第1項	建設改良費	607,453 千円	
第2項	長期貸付金	730,000 千円	
第3項	企業債償還金	146,908 千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場配水ポンプ設備更新工事	平成25年度	628,887

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 297,052 千円

(2) 交 際 費 40 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,532千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,533千円と定める。

平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	659,412,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	1,806,608 m <sup>3</sup>
(4) 主なる建設工事	4,134,436 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		44,151,948 千円
第1項 営業収益		43,235,063 千円
第2項 営業外収益		916,884 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		42,157,662 千円



第1項	営業費用	35,007,664 千円
第2項	営業外費用	7,079,749 千円
第3項	特別損失	30,249 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,536,855千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額476,586千円、過年度分損益勘定留保資金8,172,208千円及び当年度分損益勘定留保資金9,888,061千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		10,340,340 千円
第1項	建設補助金		1,602,777 千円
第2項	企業債		3,827,000 千円
第3項	他会計出資金		3,904,227 千円
第4項	他会計補助金		219,454 千円
第5項	他会計からの長期借入金		730,000 千円
第6項	固定資産売却代金		56,197 千円
第7項	雑収入		685 千円
		支	出
第1款	資本的支出		28,877,195 千円

第1項	建設改良費	9,421,114 千円
第2項	企業債償還金	13,501,231 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	1,559,000 千円
第4項	機構負担年賦金	4,355,850 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	久喜新規支線整備事業	548,078	平成24年度	59,963
				平成25年度	133,419
				平成26年度	260,931
				平成27年度	93,765
		第一次送水管路更新事業(支線)	6,583,933	平成24年度	620,778
				平成25年度	2,051,728
				平成26年度	2,201,901
				平成27年度	1,709,526

		荒川横断送水管路更新事業	6,570,865	平成24年度	120,965
				平成25年度	935,040
				平成26年度	2,210,970
				平成27年度	2,250,660
				平成28年度	1,053,230

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場西部系3B沈でん・ろ過池電気設備更新工事	平成25年度から 平成26年度まで	1,796,046
大久保浄水場需要家テレメータ設備更新工事	平成25年度	387,975

事 項	期 間	限 度 額
行田浄水場1系沈でん・ろ過池電気設備更新工事	平成25年度	324,830
江南中継ポンプ所ポンプ設備工事	平成25年度	88,680

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 3,827,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,178,732 千円

(2) 交際費 520 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,128,845千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、248,516千円と定める。

平成24年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主なる建設工事

7,261,153 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益

1,195,993 千円

第1項 営業収益

1,024,266 千円

第2項 営業外収益

100,581 千円

第3項 特別利益

71,146 千円

支 出

第1款 事業費

621,788 千円

第1項 営業費用

598,542 千円

第2項 営業外費用

3,245 千円

第3項 特別損失

1 千円

第4項 予備費

20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,514,875千円は、過年度分損益勘定留保資金4,514,875千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款	資本的収入	3,006,278 千円
第1項	長期貸付金償還金	2,998,988 千円
第2項	他会計補助金	7,289 千円
第3項	雑収入	1 千円
	支	出
第1款	資本的支出	7,521,153 千円
第1項	建設改良費	7,261,153 千円
第2項	建設準備費	60,000 千円
第3項	予備費	200,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業	5,259,603	平成24年度	2,054,097
				平成25年度	1,968,155
				平成26年度	1,237,351

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	469,755 千円
-----------	------------

(2) 交際費	290 千円
---------	--------

(他会計からの補助金)

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,016千円である。



平成24年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| (1) 流域関連市町数  | 47 市町                      |
| (2) 年間総処理水量  | 669,506,725 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均処理水量 | 1,834,265 m <sup>3</sup>   |
| (4) 主なる建設工事  | 19,473,671 千円              |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			31,548,569 千円
第1項	営業収益			29,082,052 千円
第2項	営業外収益			2,466,516 千円
第3項	特別利益			1 千円

支 出

第1款	事 業 費	31,427,592 千円
第1項	営 業 費 用	28,701,456 千円
第2項	営 業 外 費 用	2,665,135 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,949,570千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額159,263千円、過年度分損益勘定留保資金543,153千円、当年度分損益勘定留保資金4,247,154千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	21,627,525 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,381,810 千円
第2項	建 設 負 担 金	3,834,539 千円
第3項	企 業 債	4,507,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	692,807 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	210,712 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	656 千円

支 出

第1款 資本的支出	26,577,095 千円
第1項 建設改良費	20,341,634 千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	6,235,461 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (平成24年度契約分)	平成25年度	2,183,000
荒川左岸北部流域下水道事業 (平成24年度契約分)	平成25年度	498,000
荒川右岸流域下水道事業 (平成24年度契約分)	平成25年度から 平成26年度まで	3,090,550
中川流域下水道事業 (平成24年度契約分)	平成25年度から 平成26年度まで	4,442,000
古利根川流域下水道事業 (平成24年度契約分)	平成25年度から 平成26年度まで	1,728,000

事 項	期 間	限 度 額
市野川流域下水道事業（平成24年度契約分）	平成25年度	128,000
利根川右岸流域下水道事業（平成24年度契約分）	平成25年度	670,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限 度 額 4,507,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,162,680 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,289,131千円である。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十三号

埼玉県議会平成二十四年二月定例会において議決された平成二十三年度埼玉県一般会計補正予算（第五号）、平成二十三年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、平成二十三年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、平成二十三年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十三年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第一号）、平成二十三年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十三年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十三年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十三年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十三年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第二号）、平成二十三年度埼玉県病院事業会計補正予算（第二号）、平成二十三年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第一号）、平成二十三年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第三号）、平成二十三年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第一号）及び平成二十三年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成23年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）

平成23年度埼玉県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31,256,832千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,675,297,591千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		621,500,000	5,500,000	627,000,000
	1 県 民 税	305,439,000	550,000	305,989,000
	3 地 方 消 費 税	57,972,000	1,868,000	59,840,000
	4 不 動 産 取 得 税	13,077,000	1,358,000	14,435,000
	5 県 た ば こ 税	12,658,000	1,724,000	14,382,000
2 地方消費税清算金		116,011,000	△715,000	115,296,000
	1 地方消費税清算金	116,011,000	△715,000	115,296,000
3 地方譲与税		81,836,000	△446,000	81,390,000
	1 地方法人特別譲与税	77,418,000	△446,000	76,972,000
4 地方特例交付金		8,056,000	△174,731	7,881,269
	1 地方特例交付金	8,056,000	△174,731	7,881,269
5 地方交付税		205,397,386	1,530,530	206,927,916
	1 地方交付税	205,397,386	1,530,530	206,927,916
7 分担金及び負担金		4,814,177	△477,994	4,336,183



	1 分 担 金	153,345	△8,816	144,529
	2 負 担 金	4,660,832	△469,178	4,191,654
8 使用料及び手数料		15,964,627	△201,671	15,762,956
	1 使 用 料	5,016,922	△47,166	4,969,756
	2 手 数 料	10,947,705	△154,505	10,793,200
9 国庫支出金		162,825,090	13,478,657	176,303,747
	1 国庫負担金	112,836,570	△1,713,085	111,123,485
	2 国庫補助金	47,181,010	15,736,308	62,917,318
	3 委 託 金	2,807,510	△544,566	2,262,944
10 財 産 収 入		8,965,935	△300,180	8,665,755
	1 財 産 運 用 収 入	5,944,128	336,775	6,280,903
	2 財 産 売 払 収 入	3,021,807	△636,955	2,384,852
11 寄 附 金		123,904	38,721	162,625
	1 寄 附 金	123,904	38,721	162,625
12 繰 入 金		137,292,397	△54,827,614	82,464,783
	1 特 別 会 計 繰 入 金	5,793,075	5,054	5,798,129
	2 基 金 繰 入 金	131,499,322	△54,832,668	76,666,654

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		683,805	4,144,176	4,827,981
	1 繰越金	683,805	4,144,176	4,827,981
14 諸収入		39,269,102	3,993,274	43,262,376
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,680,514	△26,277	2,654,237
	3 貸付金元利収入	8,674,769	△504,241	8,170,528
	4 受託事業収入	3,659,968	△481,319	3,178,649
	5 収益事業収入	15,392,169	5,054,535	20,446,704
	7 雑収入	8,678,682	△49,424	8,629,258
15 県債		301,624,000	△2,799,000	298,825,000
	1 県債	301,624,000	△2,799,000	298,825,000
歳入	合計	1,706,554,423	△31,256,832	1,675,297,591

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,051,247	△93,510	2,957,737
	1 議会費	3,051,247	△93,510	2,957,737
2 総務費		105,917,903	△8,792,925	97,124,978
	1 総務管理費	25,555,774	△873,545	24,682,229
	2 企画費	9,623,112	△939,809	8,683,303
	3 県民費	9,825,761	△308,046	9,517,715
	4 環境費	12,423,364	△898,093	11,525,271
	5 徴税費	28,996,581	△4,169,109	24,827,472
	6 市町村振興費	5,784,140	△403,507	5,380,633
	7 選挙費	3,826,762	△985,141	2,841,621
	8 防災費	8,297,785	△122,773	8,175,012
	9 統計調査費	946,151	△80,201	865,950
	10 人事委員会費	292,004	△1,347	290,657
	11 監査委員費	346,469	△11,354	335,115
3 民生費		276,966,144	△3,895,856	273,070,288

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	205,923,961	△4,742,094	201,181,867
	2 児童福祉費	55,888,538	2,133,250	58,021,788
	3 生活保護費	13,413,791	△1,031,269	12,382,522
	4 災害救助費	1,739,854	△255,743	1,484,111
4 衛生費		61,811,502	2,263,570	64,075,072
	1 公衆衛生費	30,970,273	3,386,814	34,357,087
	2 環境衛生費	1,445,185	△22,287	1,422,898
	3 保健所費	4,183,984	△1,321	4,182,663
	4 医薬費	17,030,665	△1,099,636	15,931,029
5 労働費		12,546,009	4,775,183	17,321,192
	1 労政費	9,100,829	5,211,208	14,312,037
	2 職業訓練費	3,273,553	△433,914	2,839,639
	3 労働委員会費	171,627	△2,111	169,516
6 農林水産業費		24,968,534	△2,234,282	22,734,252
	1 農業費	9,007,457	△1,608,196	7,399,261

	2 蚕糸特産及び水産業費	425,907	△46,488	379,419
	3 畜産業費	1,306,391	△55,821	1,250,570
	4 林業費	4,779,577	658,251	5,437,828
	5 農地費	9,449,202	△1,182,028	8,267,174
7 商工費		21,785,818	△2,188,850	19,596,968
	1 商工業費	21,542,248	△2,166,386	19,375,862
	2 観光費	243,570	△22,464	221,106
8 土木費		124,247,262	△3,628,268	120,618,994
	1 土木管理費	11,895,314	△265,997	11,629,317
	2 道路橋りょう費	50,352,532	△59,889	50,292,643
	3 河川費	31,539,844	△763,987	30,775,857
	4 都市計画費	24,075,666	△1,968,485	22,107,181
	5 住宅費	6,383,906	△569,910	5,813,996
9 警察費		143,329,360	△2,056,517	141,272,843
	1 警察管理費	130,756,484	△1,589,969	129,166,515
	2 警察活動費	12,572,876	△466,548	12,106,328

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		540,061,748	△11,449,606	528,612,142
	1 教 育 総 務 費	72,704,755	△4,210,953	68,493,802
	2 小 学 校 費	173,344,777	△2,686,968	170,657,809
	3 中 学 校 費	103,760,700	△562,303	103,198,397
	4 高 等 学 校 費	95,635,902	△2,053,925	93,581,977
	5 特 別 支 援 学 校 費	37,792,349	△1,587,219	36,205,130
	6 大 学 費	2,097,365	△6,067	2,091,298
	7 私 立 学 校 費	48,122,571	261,230	48,383,801
	8 社 会 教 育 費	4,754,447	△395,453	4,358,994
	9 保 健 体 育 費	1,848,882	△207,948	1,640,934
11 災 害 復 旧 費		840,496	△34,960	805,536
	1 民 生 施 設 災 害 復 旧 費	122,759	0	122,759
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	262,410	△40,500	221,910
	3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	316,699	△73,290	243,409
	4 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	73,910	78,830	152,740

	5 県庁舎等施設災害復旧費	64,718	0	64,718
12 公 債 費		240,345,482	△4,379,346	235,966,136
	1 公 債 費	240,345,482	△4,379,346	235,966,136
13 諸 支 出 金		149,982,918	458,535	150,441,453
	1 公 営 企 業 支 出 金	16,625,918	△563,465	16,062,453
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	55,125,000	1,840,000	56,965,000
	3 利 子 割 交 付 金	2,212,000	396,000	2,608,000
	4 配 当 割 交 付 金	1,554,000	404,000	1,958,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	300,000	241,000	541,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	59,353,000	△305,000	59,048,000
	9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	6,800,000	△1,555,000	5,245,000
	11 利 子 割 精 算 金	12,000	1,000	13,000
歳 出 合 計		1,706,554,423	△31,256,832	1,675,297,591

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	県有施設耐震改修事業費（平成22年度着工分）	823,923	平成22年度	54,219	787,423	平成22年度	54,219
				平成23年度	769,704		平成23年度	733,204
	3 県民費	県立文化施設整備事業費	2,423,778	平成22年度	835,452	2,376,081	平成22年度	835,452
				平成23年度	1,588,326		平成23年度	1,540,629
6 農林水産費	1 農業費	農業大学校移転整備事業費	4,866,214	平成23年度	1,223,724	4,856,692	平成23年度	30,000
				平成24年度	3,642,490		平成24年度	1,791,016
					平成25年度		2,484,521	
					平成26年度		551,155	
7 商工費	1 商工業費	東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業費	4,116,709	平成22年度	669,866	4,037,829	平成22年度	669,866
				平成23年度	3,446,843		平成23年度	3,367,963



8 土木費	4 都市計画費	埼玉スタジアム2002 公園大型映像装置 改修事業費	1,049,489	平成23年度 平成24年度 平成25年度	101,029 271,645 676,815	905,100	平成23年度 平成24年度 平成25年度	82,817 235,507 586,776
		寄居警察署 庁舎建設費	2,080,229	平成21年度 平成22年度 平成23年度	276,419 525,307 1,278,503	2,074,831	平成21年度 平成22年度 平成23年度	276,419 525,307 1,273,105
				東入間警察署 庁舎建設費	3,581,756		平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	172,593 228,952 1,832,033 1,348,178
9 警察費	1 警察管理費	県立学校大規模 改修費（平成23 年度着工分）	313,986	平成23年度 平成24年度	92,986 221,000	312,967	平成23年度 平成24年度	91,967 221,000
		県立高等学校防音 校舎空調設備設置 費（平成22年度 着工分）	186,518	平成22年度 平成23年度	39,482 147,036	182,902	平成22年度 平成23年度	39,482 143,420
10 教育費	1 教育総務費							

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		教育関係庁舎 大規模改修費（平成 23年度着工分）	406,133	平成23年度	105,140	307,381	平成23年度	76,276
				平成24年度	300,993		平成24年度	231,105
	5 特別支援 学校 費	県東部地域特別 支援学校（仮称） 校舎整備費	2,682,232	平成23年度	58,736	2,682,140	平成23年度	58,644
				平成24年度	2,623,496		平成24年度	2,623,496

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有財産管理営繕事業費	74,355
3 民生費	1 社会福祉費	民間社会福祉施設整備促進事業費	64,039
		社会福祉施設等耐震化等特別対策事業費	22,916
		心身障害児(者)援護施設等整備助成費	384,241
老人福祉施設整備助成費		956,281	
		介護基盤緊急整備等特別対策事業費	760,000
	2 児童福祉費	子育て支援特別対策事業費	1,024,836
4 衛生費	4 医薬費	周産期医療体制整備費	1,204,448
	1 農業費	農業大学校移転整備事業費	70,000
		農林総合研究センター費	8,591
	4 林業費	森林整備推進事業費	18,880
		水源地域の森づくり事業費	10,689
		林業・木材産業構造改革事業費	147,000

款	項	事業名	金額	
6 農 林 水 産 業 費		森林管理道整備事業費	297,552	
		治山事業費	85,696	
	5 農 地 費		かんがい排水事業費	136,308
			ほ場整備事業費	226,331
			畑地帯総合農地整備事業費	20,410
			農地防災事業費	142,000
			中山間総合整備事業費	34,400
			農道整備事業費	18,000
			団体営土地改良事業費	47,500
			水辺再生事業費	171,426
			県費単独土地改良事業費	3,531
			基幹水利施設管理事業費	6,510
	水と緑に親しむみち管理事業費	93,750		
		道路網構想推進費	12,000	
		舗装道整備費	452,000	

		道路環境整備費	215,900
		災害防除費	194,000
		電線地中化（道路）整備費	109,000
		自転車歩行者道整備費	558,720
		交差点整備費	574,000
		バリアフリー安全対策費	88,037
		道路安全施設費	83,737
		自転車通行環境整備費	24,100
	2 道路橋りょう費	地方特定道路（維持）整備費	733,000
		地方特定道路（交通安全）整備費	982,000
		社会資本整備総合交付金（維持）事業費	1,985,480
		社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費	1,519,000
		ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想推進費	192,450
		道路改築費	1,536,000
		地方特定道路（改築）整備費	2,393,868

款	項	事業名	金額
8 土 木 費		道路改築事業費	850,000
		社会資本整備総合交付金（改築）事業費	4,364,645
		橋りょう修繕費	1,103,000
		社会資本整備総合交付金（橋りょう維持）事業費	130,000
		橋りょう架換費	263,288
		社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業費	240,000
	3 河 川 費	排水機場等維持修繕費	177,000
		河川維持修繕費	25,000
		河川改修調査費	21,000
		河川改修費	2,807,400
		社会資本整備総合交付金（河川）事業費	6,753,300
		市町村治水事業費負担金	9,000
		水辺再生100プラン推進費	1,113,500
		砂防施設費 急傾斜地崩壊対策費	147,000 28,000

		社会資本整備総合交付金（砂防）事業費	452,000
		社会資本整備総合交付金（急傾斜地）事業費	61,200
	4 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金（区画整理）事業費	301,660
		地方特定道路土地区画整理組合等補助	45,000
		公共団体区画整理事業県道整備費	15,000
		つくばエクスプレス沿線地域整備推進費	1,753,843
		本庄新都心土地区画整理事業推進費	589,826
		市街地再開発事業等公共施設整備費補助	37,000
		市街地再開発促進費補助	234,047
		街路整備費	458,360
		地方特定道路街路整備費	745,800
		社会資本整備総合交付金（街路）事業費	1,964,000
		公園等施設管理費	70,345
		公園等施設整備費	426,560
		埼玉スタジアム2002公園施設整備費	84,900
		社会資本整備総合交付金（公園）事業費	635,991

款	項	事業名	金額
10 教育費	8 社会教育費	埼玉古墳群整備費	33,516
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	平成23年発生農地・農業用施設災害復旧費	42,629
	3 土木施設災害復旧費	平成23年発生土木施設災害復旧費	106,372



第4表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地域整備 基本構想の環境影響評価実施業務	平成 2 4 年 度	17,010		0

第5表 地方債補正

追 加		(単位 千円)		
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
私 立 学 校 耐 震 改 修 事 業	249,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	42,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	39,000		(補正前に同じ。)	
県有施設整備事業	4,570,000	同	同上	同上	4,141,000		(同上)	
身近な緑公有地化事業	68,000	同	同上	同上	50,000		(同上)	
広域廃棄物埋立処分場整備事業	1,745,000	同	同上	同上	1,735,000		(同上)	

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防学校施設整備事業	24,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	23,000		(補正前に同じ。)	
心身障害児（者）援護施設等整備事業	222,000	同	同上	同上	191,000		(同上)	
老人福祉施設整備事業	3,523,000	同	同上	同上	3,155,000		(同上)	
総合リハビリテーションセンター設備整備事業	119,000	同	同上	同上	109,000		(同上)	

児童福祉施設整備事業	23,000	同	上	同	上	同	上	120,000	(	同	上	)
衛生研究所再編強化事業	90,000	同	上	同	上	同	上	54,000	(	同	上	)
高等技術専門学校整備事業	182,000	同	上	同	上	同	上	74,000	(	同	上	)
農業大学校移転整備事業	1,912,000	同	上	同	上	同	上	702,000	(	同	上	)
鶴ヶ島試験地 移転整備事業	62,000	同	上	同	上	同	上	57,000	(	同	上	)
秩父高原牧場 基盤整備事業	77,000	同	上	同	上	同	上	74,000	(	同	上	)
造林事業	42,000	同	上	同	上	同	上	40,000	(	同	上	)
地すべり防止事業	89,000	同	上	同	上	同	上	83,000	(	同	上	)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独農業基盤整備事業	812,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	801,000		(補正前に同じ。)	
農業基盤整備事業	809,000	同	同上	同上	722,000		(同上)	
直轄事業（土地改良） 負担金	181,000	同	同上	同上	144,000		(同上)	
産業文化センター 施設整備事業	763,000	同	同上	同上	671,000		(同上)	

西部地域振興ふれあい 拠点施設整備事業	192,000	同	上	同	上	同	上	185,000	(	同	)	上
県単独道路建設事業	13,388,000	同	上	同	上	同	上	13,354,000	(	同	)	上
電線地中化(道路) 整備事業	160,000	同	上	同	上	同	上	159,000	(	同	)	上
道路事業	6,259,000	同	上	同	上	同	上	6,932,000	(	同	)	上
県単独河川改修事業	5,436,000	同	上	同	上	同	上	5,406,000	(	同	)	上
河川事業	5,891,000	同	上	同	上	同	上	5,959,000	(	同	)	上
砂防事業	444,000	同	上	同	上	同	上	342,000	(	同	)	上
直轄事業負担金	19,794,000	同	上	同	上	同	上	17,927,000	(	同	)	上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独街路事業	3,239,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	3,187,000		(補正前に同じ。)	
街路事業	3,316,000	同	同上	同上	2,918,000		(同上)	
県単独公園事業	1,332,000	同	同上	同上	1,264,000		(同上)	
公園事業	930,000	同	同上	同上	746,000		(同上)	



警察署庁舎建設事業	1,675,000	同	上	同	上	同	上	1,504,000	(同	上)
県立高等学校建設事業	4,512,000	同	上	同	上	同	上	3,487,000	(同	上)
県立特別支援学校 建設事業	1,597,000	同	上	同	上	同	上	1,462,000	(同	上)
社会教育施設整備事業	363,000	同	上	同	上	同	上	293,000	(同	上)
公立大学法人埼玉県立 大学施設整備事業	12,000	同	上	同	上	同	上	11,000	(同	上)
民生施設災害復旧事業	42,000	同	上	同	上	同	上	0		
土木施設災害復旧事業	80,000	同	上	同	上	同	上	36,000	(補正前に同じ。)	
都市施設災害復旧事業	5,000	同	上	同	上	同	上	0		

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育施設災害復旧事業	73,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	0			
県庁舎等施設災害復旧事業	64,000	同	同上	同上	0			
水道用水供給事業出資金	1,441,000	同	同上	同上	1,051,000			(補正前に同じ。)
臨時財政対策債	188,300,000	同	同上	同上	191,644,000			(同上)

平成23年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

平成23年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,272,490千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ343,287,993千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		207,912,483	△3,272,490	204,639,993
	1 一般会計繰入金	160,667,691	△3,252,138	157,415,553
	2 特別会計繰入金	2,060,792	△20,352	2,040,440
歳入合計		346,560,483	△3,272,490	343,287,993

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		346,560,483	△3,272,490	343,287,993
	1 公債費	346,560,483	△3,272,490	343,287,993
歳出合計		346,560,483	△3,272,490	343,287,993

平成23年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）

平成23年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121,156千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,420,783千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		22,441,939	△121,156	22,320,783
	1 証紙収入	22,441,939	△121,156	22,320,783
歳入合計		22,541,939	△121,156	22,420,783

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰出金		22,535,939	△121,156	22,414,783
	1 一般会計繰出金	22,535,939	△121,156	22,414,783
歳出合計		22,541,939	△121,156	22,420,783

平成23年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ611,169千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,081,481千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		54,944	7,264	62,208
	1 財産運用収入	54,944	7,264	62,208
2 繰入金		8,000,000	△696,236	7,303,764
	1 基金繰入金	8,000,000	△696,236	7,303,764

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	12,499	12,500
	1 繰越金	1	12,499	12,500
4 諸収入		5,637,705	65,304	5,703,009
	1 貸付金元利収入	5,637,705	65,304	5,703,009
歳入合計		13,692,650	△611,169	13,081,481

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		13,692,650	△611,169	13,081,481
	1 市町村振興事業費	13,692,650	△611,169	13,081,481
歳出合計		13,692,650	△611,169	13,081,481



第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 市町村振興事業費	1 市町村振興事業費	埼玉県ふるさと創造資金	68,500

平成23年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

平成23年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,622千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,111,804千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		181,571	△5,066	176,505
	1 繰越金	181,571	△5,066	176,505
3 諸収入		933,106	△7,556	925,550
	2 貸付金元利収入	932,992	△7,556	925,436
歳入合計		1,124,426	△12,622	1,111,804

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 小規模企業者等設備導入資金		1,122,426	△12,622	1,109,804
	1 資金貸付費	1,122,426	△12,622	1,109,804
歳 出	合 計	1,124,426	△12,622	1,111,804

平成23年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,270千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,398千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定収入		74,442	△7,517	66,925
	1 繰入金	15,296	△7,660	7,636
	2 繰越金	1	15,408	15,409
	4 県債	30,530	△15,265	15,265

2 就農支援資金業務勘定収入		877	△99	778
	1 繰入金	837	△261	576
	2 繰越金	38	162	200
3 農業改良資金貸付勘定収入		144,279	△2,625	141,654
	1 繰入金	50	12	62
	2 繰越金	101,636	△1,140	100,496
	3 諸収入	42,593	△1,497	41,096
4 農業改良資金業務勘定収入		3,070	△29	3,041
	1 繰入金	2,816	△1,524	1,292
	2 繰越金	248	1,495	1,743
歳入合計		222,668	△10,270	212,398

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定		74,442	△7,517	66,925
	1 就農支援資金貸付費	74,442	△7,517	66,925
2 就農支援資金業務勘定		877	△99	778
	1 管理指導事務費	867	△99	768
3 農業改良資金貸付勘定		144,279	△2,625	141,654
	1 農業改良資金貸付費	144,279	△2,625	141,654
4 農業改良資金業務勘定		3,070	△29	3,041
	1 管理指導事務費	2,870	△29	2,841
歳 出 合 計		222,668	△10,270	212,398

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	30,530	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無利子	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	15,265	(補正前に同じ。)		

平成23年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,067,372千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ770,122千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		837,492	△67,756	769,736
	1 財産運用収入	166,291	△3,336	162,955
	2 財産売却収入	671,201	△64,420	606,781
2 繰入金		1,000,000	△1,000,000	0
	1 繰入金	1,000,000	△1,000,000	0



3 繰越金		1	384	385
	1 繰越金	1	384	385
歳入合計		1,837,494	△1,067,372	770,122

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費		1,772,351	△1,067,372	704,979
	1 用地事業費	1,772,351	△1,067,372	704,979
歳出合計		1,837,494	△1,067,372	770,122

平成23年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,753,539千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,984,315千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料		8,054,069	△142,930	7,911,139
	1 住宅使用料	8,054,069	△142,930	7,911,139
2 国庫支出金		3,654,241	△1,673,787	1,980,454

	1 国 庫 補 助 金	3,654,241	△1,673,787	1,980,454
3 財 産 収 入		55,866	202	56,068
	1 財 産 運 用 収 入	55,866	202	56,068
4 繰 入 金		4,085,046	△100,539	3,984,507
	1 繰 入 金	4,085,046	△100,539	3,984,507
5 繰 越 金		1	262,381	262,382
	1 繰 越 金	1	262,381	262,382
6 諸 収 入		25,631	1,134	26,765
	2 雑 入	20,191	1,134	21,325
7 県 債		3,863,000	△1,100,000	2,763,000
	1 県 債	3,863,000	△1,100,000	2,763,000
歳 入 合 計		19,737,854	△2,753,539	16,984,315

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		14,009,164	△2,706,085	11,303,079
	1 住宅管理費	6,381,135	△1,040,816	5,340,319
	2 住宅建設費	7,628,029	△1,665,269	5,962,760
3 公債費		422,902	△47,454	375,448
	1 公債費	422,902	△47,454	375,448
歳出	合計	19,737,854	△2,753,539	16,984,315

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成20年度 公営住宅建設費	6,044,346	平成20年度	270,413	5,990,255	平成20年度	270,413
				平成21年度	2,321,930		平成21年度	2,321,930
				平成22年度	2,700,629		平成22年度	2,700,629
				平成23年度	751,374		平成23年度	697,283
		平成21年度 公営住宅建設費	7,872,774	平成21年度	749,114	7,650,363	平成21年度	749,114
				平成22年度	892,921		平成22年度	892,921
				平成23年度	3,467,364		平成23年度	3,244,953
				平成24年度	2,763,375		平成24年度	2,763,375
		平成22年度 公営住宅建設費	7,274,785	平成22年度	382,115	7,184,797	平成22年度	382,115
				平成23年度	1,789,735		平成23年度	1,533,109
				平成24年度	3,782,462		平成24年度	3,782,462
				平成25年度	1,320,473		平成25年度	1,487,111

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		平成23年度 公営住宅建設費	5,812,113	平成23年度	389,653	5,733,457	平成23年度	308,649
				平成24年度	891,477		平成24年度	893,825
				平成25年度	3,147,952		平成25年度	3,147,952
				平成26年度	1,383,031		平成26年度	1,383,031

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営住宅建設事業	3,863,000	普通貸借 又証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	2,763,000			( 補正前に同じ。 )

平成23年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73,472千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ727,930千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		751,826	△89,102	662,724
	1 繰入金	751,826	△89,102	662,724
3 繰越金		1	13,666	13,667
	1 繰越金	1	13,666	13,667
4 諸収入		49,574	1,964	51,538
	1 貸付金元利収入	48,870	1,964	50,834
歳入合計		801,402	△73,472	727,930



歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金事業費		801,402	△73,472	727,930
	1 高等学校等奨学金事業費	801,402	△73,472	727,930
歳 出 合 計		801,402	△73,472	727,930

平成23年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,285,096千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,485,991千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		109,233	△10,000	99,233
	1 入 場 料 収 入	109,232	△10,000	99,232
2 投 票 券 発 売 収 入		35,751,337	△6,500,000	29,251,337
	1 投 票 券 発 売 収 入	35,689,336	△6,500,000	29,189,336
3 財 産 収 入		251,525	369	251,894
	1 財 産 運 用 収 入	251,524	369	251,893

4 繰越金		2	5,245,449	5,245,451
	1 繰越金	2	5,245,449	5,245,451
5 諸収入		658,990	△20,914	638,076
	2 収益事業収入	1	123,076	123,077
	3 雑入	658,988	△143,990	514,998
歳入合計		36,771,087	△1,285,096	35,485,991

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		227,146	369	227,515
	1 公営競技総務費	227,146	369	227,515
2 公営競技事業費		35,845,772	△6,540,000	29,305,772
	1 公営競技事業費	35,845,772	△6,540,000	29,305,772

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰出金		692,169	5,254,535	5,946,704
	1 繰出金	692,169	5,254,535	5,946,704
歳出	合計	36,771,087	△1,285,096	35,485,991

平成23年度埼玉県病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成23年度埼玉県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度埼玉県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
3 主なる建設改良事業	7,119,223 千円	△324,554 千円	6,794,669 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,867,636千円」を「3,998,582千円」に、「6,019千円」を「5,724千円」に、「117,970千円」を「117,967千円」に、「3,743,647千円」を「3,874,891千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	4,495,825	△455,500	4,040,325
第1項 企業債	3,399,000	△467,000	2,932,000
第4項 国庫補助金	778,560	11,500	790,060

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	8,363,461	△324,554	8,038,907
第1項 建 設 改 良 費	7,119,223	△324,554	6,794,669

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	が ん セ ン タ ー 新 病 院 建 設 費	31,607,936	平成22年度	848,371	25,262,518	平成22年度	848,371
				平成23年度	3,611,717		平成23年度	3,287,163
				平成24年度	12,587,715		平成24年度	9,008,733
				平成25年度	12,592,912		平成25年度	9,154,318
				平成26年度	1,967,221		平成26年度	2,963,933

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額中「3,399,000千円」を「2,932,000千円」に改める。

平成23年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成23年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成23年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入  
(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	2,100,797	△ 263,227	1,837,570
第1項 営業収益	2,026,981	△ 262,037	1,764,944
第2項 営業外収益	70,138	△ 1,190	68,948

支 出  
(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費用	1,906,919	△ 292,905	1,614,014
第1項 営業費用	1,783,250	△ 300,324	1,482,926
第2項 営業外費用	119,668	7,419	127,087



(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	2,143,622	△ 378	2,143,244
第2項 他会計補助金	610	△ 378	232

支 出 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	2,162,560	△ 119,248	2,043,312
第1項 建設改良費	327,352	△ 119,248	208,104

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	武蔵水路改築事業	904,962	平成21年度	20,038	904,684	平成21年度	20,038
				平成22年度	40,917		平成22年度	40,917
				平成23年度	143,307		平成23年度	85,273
				平成24年度	143,307		平成24年度	116,316
				平成25年度	157,645		平成25年度	157,645
				平成26年度	171,969		平成26年度	171,969
				平成27年度	227,779		平成27年度	312,526

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条中「3,660千円」を「2,092千円」に改める。

平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 なる 建 設 工 事	5,086,744 千円	△ 1,305,361 千円	3,781,383 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	44,682,503	△ 640,699	44,041,804
第1項 営 業 収 益	43,824,838	△ 581,511	43,243,327
第2項 営 業 外 収 益	803,457	△ 4,981	798,476
第3項 特 別 利 益	54,208	△ 54,207	1

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	43,301,560	△ 2,278,291	41,023,269
第1項 営業費用	35,498,120	△ 2,271,600	33,226,520
第2項 営業外費用	7,763,439	△ 6,691	7,756,748

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「21,293,330千円」を「21,265,933千円」に、「396,213千円」を「378,308千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 7,989,069千円」を「減債積立金 2,160,000千円、過年度分損益勘定留保資金 8,641,798千円」に、「12,908,048千円」を「10,085,827千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	12,801,446	△ 2,247,806	10,553,640
第1項 建設補助金	2,016,524	△ 547,367	1,469,157
第2項 企業債	4,502,000	△ 1,323,000	3,179,000

第3項 他会計出資金	4,334,444	△ 390,000	3,944,444
第4項 他会計補助金	214,608	△ 8,218	206,390
第6項 固定資産売却代金	45,791	△ 45,790	1
第7項 雑収入	79	66,569	66,648

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	34,094,776	△ 2,275,203	31,819,573
第1項 建設改良費	10,276,003	△ 2,337,394	7,938,609
第6項 過年度国庫補助金返還金		62,191	62,191

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	水道水源開発 施設整備事業	69,538,554	平成16年度	4,510,469	69,381,596	平成16年度	4,510,469
				平成17年度	5,992,617		平成17年度	5,992,617
				平成18年度	7,513,430		平成18年度	7,513,430
				平成19年度	7,756,811		平成19年度	7,756,811
				平成20年度	6,077,752		平成20年度	6,077,752
				平成21年度	5,557,622		平成21年度	5,557,622
				平成22年度	4,218,824		平成22年度	4,218,824
				平成23年度	4,815,304		平成23年度	3,528,967
				平成24年度	4,773,715		平成24年度	3,771,692
				平成25年度	5,243,661		平成25年度	5,243,661
				平成26年度	4,998,956		平成26年度	4,998,956
				平成27年度	8,079,393		平成27年度	10,210,795

		滑川第二支線 整備事業	962,414	平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	65,945 271,440 315,130 309,899	938,691	平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	65,945 252,416 302,781 317,549
		武蔵水路改築事業	1,885,335	平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	41,747 113,096 298,556 298,556 328,426 358,267 446,687	1,884,829	平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	41,747 113,096 196,140 250,138 328,426 358,267 597,015

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額中「4,502,000千円」を「3,179,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「1,006,297千円」を「993,098千円」に改める。



平成23年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成23年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(1) 主 なる 建 設 工 事	7,315,703 千円	△ 1,612,063 千円	5,703,640 千円
(2) 宅 地 売 却 面 積		17,228 m <sup>2</sup>	17,228 m <sup>2</sup>

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	1,178,843	760,589	1,939,432
第1項 営 業 収 益	1,019,823	448,699	1,468,522

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第2項 営業外収益	108,077	△ 4,238	103,839
第3項 特別利益	50,943	316,128	367,071

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	643,534	658,939	1,302,473
第1項 営業費用	620,447	658,849	1,279,296
第2項 営業外費用	3,086	90	3,176

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「4,576,639千円」を「2,836,683千円」に、「260千円」を「181千円」に、「4,576,379千円」を「2,836,502千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	2,999,625	127,893	3,127,518

第2項 他会計補助金	1,234	3,970	5,204
第4項 固定資産売却代金		123,923	123,923

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	7,576,264	△ 1,612,063	5,964,201
第1項 建設改良費	7,315,703	△ 1,612,063	5,703,640

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	白岡瀬地区産業団地整備事業	5,648,995	平成22年度	2,742,167	5,648,364	平成22年度	2,742,167
				平成23年度	2,231,919		平成23年度	621,640
				平成24年度	674,909		平成24年度	1,547,869
							平成25年度	736,688
		幸手中央地区産業団地整備事業	16,173,099	平成23年度	5,078,324	16,132,545	平成23年度	5,078,199
				平成24年度	3,699,616		平成24年度	3,659,187
				平成25年度	3,944,808		平成25年度	3,944,808
				平成26年度	1,882,897		平成26年度	1,882,897
				平成27年度	1,567,454		平成27年度	1,567,454

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条中「3,730千円」を「12,462千円」に改める。

平成23年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成23年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 年間総処理水量	642,915,600 m <sup>3</sup>	△2,728,530 m <sup>3</sup>	640,187,070 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	1,756,600 m <sup>3</sup>	△7,455 m <sup>3</sup>	1,749,145 m <sup>3</sup>
(4) 主なる建設工事	22,697,295 千円	△3,656,556 千円	19,040,739 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業 収 益	33,890,592	△199,814	33,690,778
第1項 営 業 収 益	31,689,655	△102,890	31,586,765
第2項 営 業 外 収 益	2,200,936	△96,924	2,104,012

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 費	33,721,080	△1,108,474	32,612,606
第1項 営 業 費 用	31,288,385	△1,018,145	30,270,240
第2項 営 業 外 費 用	2,371,694	△90,329	2,281,365

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「4,457,718千円」を「4,589,392千円」に、「197,318千円」を「165,814千円」に、「当年度分損益勘定留保資金4,260,400千円」を「過年度分損益勘定留保資金165,758千円、当年度分損益勘定留保資金4,257,820千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正

する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	27,512,660	△3,968,346	23,544,314
第1項 建 設 補 助 金	14,567,363	△2,328,515	12,238,848
第2項 建 設 負 担 金	4,758,677	△826,703	3,931,974
第3項 企 業 債	6,726,000	△810,000	5,916,000
第4項 他 会 計 出 資 金	688,060	18,747	706,807
第5項 他 会 計 補 助 金	254,493	△21,875	232,618

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	31,970,378	△3,836,672	28,133,706
第1項 建 設 改 良 費	24,341,173	△3,855,419	20,485,754
第2項 企 業 債 償 還 金	7,629,205	18,747	7,647,952

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「6,731,300千円」を「5,921,300千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「7,508,227千円」を「7,331,050千円」に改める。



## 告 示

埼玉県告示第三百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年三月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人地域活動支援センター系ぐるま  
（変更後）特定非営利活動法人系ぐるま

三 代表者の氏名

染谷 一子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蕨市南町三丁目十二番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者の生活地域における社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進、並びにその家族の身体的又は精神的な負担の軽減を図るため、生活支援等の場を提供することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第三百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saita-maken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年三月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 国際マツケンジー協会日本支部
- 三 代表者の氏名  
岩貞 吉寛
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県富士見市大字水子二千百四十九番地六
- 五 定款に記載された目的  
（変更前）当法人は、医療福祉従事者に対し、理学療法の一つであるマツケンジー法に関する情報の提供や啓発活動を行い、筋骨格系疾患の治療技術の発展を図ることで、患者の健康の増進と医療福祉の向上に寄与することを目的とする。  
（変更後）当法人は、医療福祉従事者に対し、マツケンジー法に関する情報の提供や啓蒙活動を行い、筋骨格系疾患の診療方法の発展を図ることで、人々の健康の増進と医療福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第三百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年三月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ゆかいな仲間たち
- 三 代表者の氏名  
眞 下 雅 章
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県秩父市大野原三千二百六十七番地八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地震、洪水等の自然災害や人為災害による生活環境の悪化に苦しむ一般市民に対し、救援物資の輸送や生活環境の整備・保全を行い、被災市民が一時でも早く被災前の状態に戻る様、物的援助だけでは無く心的援助に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第三百九十七号

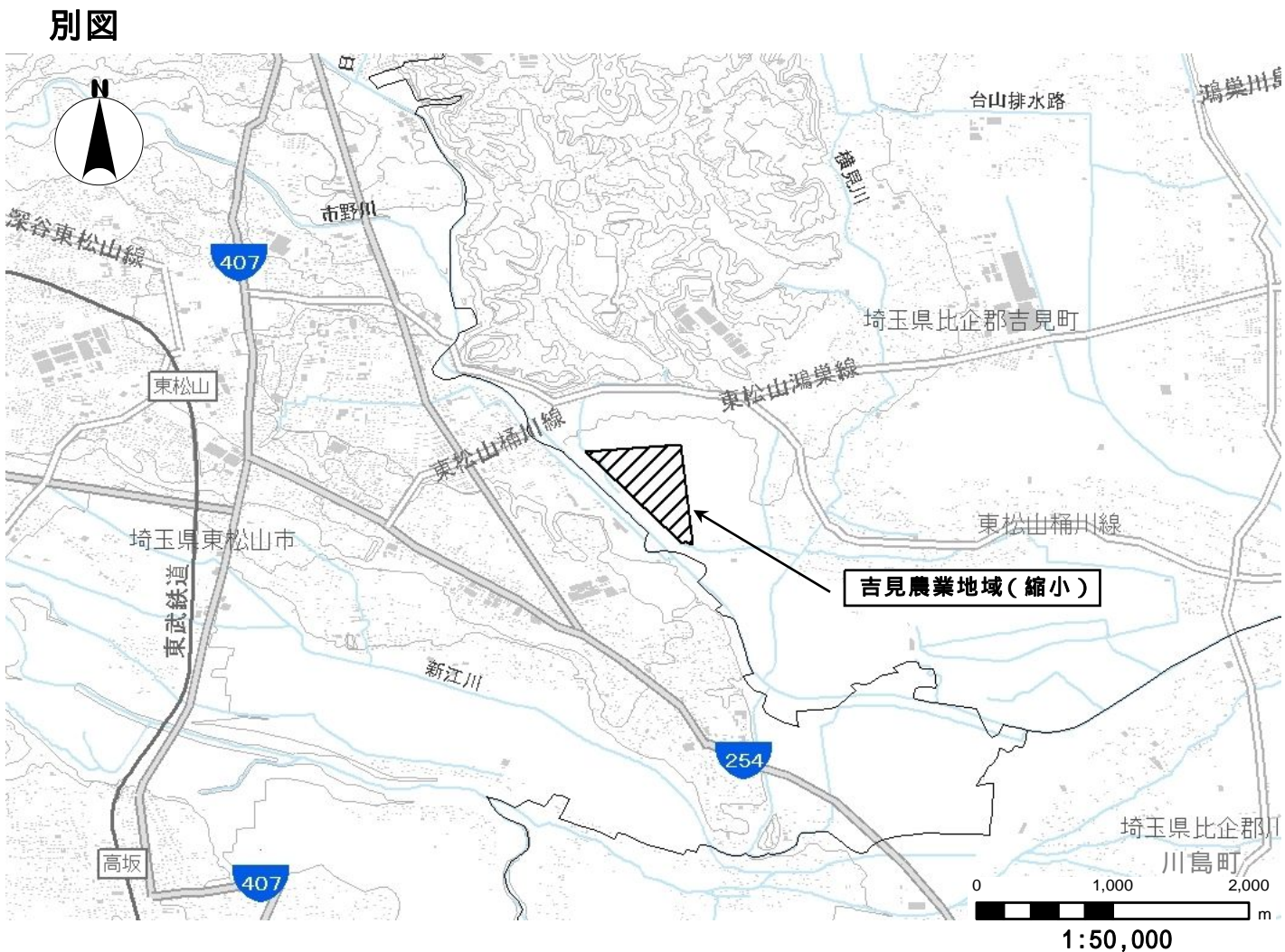
埼玉県土地利用基本計画を平成二十四年三月二十二日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

比企郡吉見町の区域

別図のとおり、農業地域二十五ヘクタールを縮小



## 告 示

埼玉県告示第三百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年三月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人NGOクワトロ
- 三 代表者の氏名  
米 坂 浩 昭
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市中央区下落合四 十四 三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、開発途上国の特定の地域や人々に対して、「人材育成、技術指導、市場開拓などの支援のための各種事業を行って、地域や人々の厚生の改善を図る」ことを目的とする。また、国内では報告会や啓発活動を行う。これらにより開発途上国の各種問題の改善について国内での知識の普及に努める。

## 告 示

埼玉県告示第三百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年三月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人人と動物の環境協会

三 代表者の氏名

寺 内 士 郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目十八番十二号

五 定款に記載された目的

私たちは、共に生きとし生けるものとして「命の尊厳」という理念のもと、人ならびに動物にとつてより良い環境を作り上げることがを目的とする。

私たちは環境を、生活環境、社会環境、共生環境、福祉環境、教育環境など、様々な視点で捉え、人ならびに動物がよりよく生きるために整えていく。

老齢や障害などのハンディキャップを持った人々、物言えぬ動物たちなど、生活弱者に、ノーマライゼーションや動物愛護の理念をもとに環境整備、支援活動をを行う。

災害や犯罪など、生命の危険を防止し、安全・安心なまちづくりのために、地域コミュニケーションづくりを行う。

共に限りある命の大切さを自覚し、健康づくりのための食生活、健康管理の啓蒙活動を行う。

青少年の健全育成、老齢者の生きがいづくりなどの活動支援、インフラの整備を行う。

人の生活習慣、動物の習性をお互いに理解し、守るべきルール&マナーの啓蒙活動、知識の普及を推進する。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年三月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人埼玉マンション管理支援センター
- 三 代表者の氏名  
高 橋 剛 衛
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番二十一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、埼玉県内のマンションにかかわる組合、団体、市民など幅広い人々に対し、マンションの管理に関する情報の提供および問題解決のための支援をおこない、もって良好なマンション生活の形成を通して、快適なまちづくりの推進を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とします。



## 告 示

埼玉県告示第四百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年三月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人SC環境科学研究所
- 三 代表者の氏名  
山 岸 純 一
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五号 ソニックシティビル二十  
四階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は地域で商業活動を行うものに対して、商業施設運営に関する情報提供やコンサルティング事業を行うことで商業を基軸にしたまちづくりや地域生活環境の整備を行い、結果として地域の経済活動を活性化することを目指し、もって公益に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百二号

埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号）第十一条第一項の規定により、事業者がその事業活動において地球温暖化対策を総合的に実施するために講ずべき措置に関する指針を次のとおり定め、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十二年埼玉県告示第四百八十四号（埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針について）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針

### 第1 趣旨

この指針は、埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、事業者がその事業活動において地球温暖化対策を総合的に実施するために必要な事項を定めるものである。

### 第2 事業者が講ずるよう努めなければならない措置

#### 1 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制に関すること

事業活動における温室効果ガスの排出抑制に関し、事業者が講ずべき措置は、次に掲げる措置とする。

##### (1) 温室効果ガス排出量の把握

別表第1第1に掲げる対策などによるエネルギー使用状況の把握その他の方法により事業活動における温室効果ガスの排出量を把握すること。

##### (2) 温室効果ガス排出量の削減に係る目標の設定

##### (3) 省エネルギー対策の実施

ア 別表第1第2に掲げる対策などによる設備の運転方法の改善又は設備・機器等の使用方法の工夫によりエネルギー消費を抑制すること。

イ 別表第1第3に掲げる対策などによる適切な設備の管理を行い、機能を維持させること。

ウ 別表第1第4に掲げる対策などによる高効率な設備への更新等の設備改善をすること。

エ その他、効果的な省エネルギー対策を選択し、実施すること。

##### (4) 排出係数（燃料等ごとに、当該燃料等の一単位当たりの使用に伴い排出される二酸化炭素の量で表した係数。以下同じ。）の小さい燃料等を使用した設備への更新

##### (5) 建物の断熱強化

##### (6) 対策の計画的な実施と継続的な改善

##### (7) その他必要な措置

#### 2 事業活動における再生可能エネルギーの利用に関すること

再生可能エネルギーの利用に関し、事業者が講ずべき措置は、次に掲げる措置とする。

##### (1) 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入や他者からの再生可能エネルギーの取得についての検討

##### (2) 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入

##### (3) 他者からの再生可能エネルギーの取得

(4) 再生可能エネルギーの導入に関する情報の収集

### 3 その他事業活動における地球温暖化対策に関すること

#### (1) 組織体制の整備

事業者は、事業活動における地球温暖化対策を着実かつ効果的に推進するため、次に掲げる措置を講ずるための組織体制を整備し、別表第1第5に掲げる対策などを着実に実施する。

ア 地球温暖化対策の実施に関する目標、実施方針、計画等の作成

イ 地球温暖化対策の実施及び進行管理

ウ 地球温暖化対策の効果の確認及び検証

エ 地球温暖化対策の見直し

オ 温室効果ガスの排出量及び温室効果ガスの排出量を算定する基となるエネルギー使用量等の記録並びに当該エネルギー使用量等を証する書類の管理

カ 各事業所におけるエネルギー消費設備・機器の稼働状況、エネルギーの使用に関する数値等を定期的に記録する管理台帳の整理

キ オ及びカに掲げるもののほか、各事業所におけるエネルギー消費設備・機器の運転及び保全についての適正な管理

ク 事業所の従業員等に対する地球温暖化対策に関する理解及び認識を深めるための地球温暖化対策に関する普及啓発及び教育活動の実施

ケ 地球温暖化対策の実施のための予算の管理

コ 他の事業者の温室効果ガスの削減量の取得等（以下「排出量取引」という。）を行う場合にあっては、次に掲げる措置

(ア) 対策の実施による温室効果ガス排出量の削減見込を踏まえた排出量取引の予測その他の管理

(イ) 他の事業者との排出量取引の実施に関する連絡、調整、契約等

(ウ) 排出量取引の実施のための予算の管理

#### (2) 他の事業者が実施する地球温暖化対策への協力

事業者は、他の事業者が地球温暖化対策を実施する場合には、当該対策の実施に協力するよう努めるものとする。

### 第3 大規模事業所における取組の促進

温室効果ガスを継続して多量に排出する大規模事業所については、環境に与える影響が大きいことに鑑み、地球温暖化対策の実施に当たっては、第2に掲げる措置のほか、次の事項を実施するものとする。

#### 1 目標の設定

原油換算で1,500キロリットル以上のエネルギーを平成20年度以降の3か年度（年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあっては、当該年度を除く3か年度）連続して使用する大規模な事業所（以下「大規模事業所」という。）を県内に設置している者（以下「大規模事業者」という。）は、別表第2に掲げる各期間（以下「削減計画期間」という。）における大規模事業所における二酸化炭素（燃料、熱又は電気の使用に伴って排出されるものに限る。以下「目標設定ガス」という。）の削減量を、別表第3に掲げる算定方法により算定する当該大規模事業所の基準となる目標設定ガス排出量（以下「基準排出量」という。）に、削減計画期間において基準排出量に対して目標設定ガスを削減する必要があるものとして別表第4に掲げる割合（以下「目標削減率」という。）を乗じて算定される量を合計した量（以下「削減目標量」という。）以上とすることを目標として定めるものとする。

## 2 目標の達成及び手段

- (1) 大規模事業者は、排出量取引を含む、別表第5に掲げる方法により、削減計画期間において目標を達成するよう努めるものとする。
- (2) 大規模事業者は、排出量取引による目標設定ガスの削減量の取得に優先して、大規模事業所の目標設定ガスの排出量の削減に努めるものとする。
- (3) 大規模事業者は、大規模事業所における目標を達成できなかった場合には、別表第5に掲げる方法により目標の達成に不足した削減量を次の削減計画期間における削減目標量に加えて目標を達成するよう努めるものとする。

## 3 排出量取引の実施

大規模事業者は、排出量取引を実施する必要があると判断した場合には、排出量取引の方法について検討し、計画的な取得に努めるものとする。

また、削減計画期間の最終年度には、その前年度までの削減量及び最終年度の削減量見込みの合計と最終的な削減目標量とを比較して、削減目標を達成するため、削減計画期間終了の翌年度において必要な排出量取引の量を予測し、当該排出量取引に係る適切な予算措置を講ずるよう努めるものとする。排出量取引の実施方法等の詳細については、知事が別に定める。

## 4 大規模事業者への協力

大規模事業所の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う事業者は、大規模事業者が行う温室効果ガス排出量の把握及び大規模事業者が目標を達成するために行う温室効果ガス排出量の削減に協力するものとする。

## 第4 地球温暖化対策計画

条例第12条及び第13条の規定に基づく地球温暖化対策計画は、次により作成するものとする。

### 1 温室効果ガスの排出量を削減するための定量的な目標の設定

事業者は、温室効果ガスの排出量を削減するための定量的な目標を定めるものとする。

### 2 目標水準

大規模事業者以外の事業者は、県が定める目標削減率等を参考にできるだけ高い水準の目標を定めるよう努めるものとする。

大規模事業者は、技術的及び経済的に実施可能な対策の実施により削減目標量以上の削減が見込まれる場合にあっては、削減目標量より高い目標を定めるものとする。

### 3 計画策定年度

計画は、次の(1)から(3)に掲げる計画期間ごとに当該(1)から(3)に定める年度を目標年度として設定するものとする。ただし、計画期間内を区分し、より短期的な目標を設定することについて妨げるものではない。

なお、大規模事業所については、当該事業所ごとに同様とする。

- (1) 第1計画期間（平成22年度から平成26年度まで） 平成26年度
- (2) 第2計画期間（平成27年度から平成31年度まで） 平成31年度
- (3) 平成32年度以降の5年ごとの期間 当該期間の最終年度

### 4 地球温暖化対策計画に記載すべき事項

地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項を知事が別に定める様式に記載するものとする。

- (1) 過去の温室効果ガス排出量の推移
- (2) 温室効果ガス排出量の総量の目標又は生産量や床面積など事業者の活動規模を表す指標1単位当たりの温室効果ガス排出量（以下「温室効果ガス排出原単位」という。）の目標及び地球温暖化対策の推進に関する基本方針
- (3) 地球温暖化対策の計画期間、内容、当該対策による温室効果ガス排出量削減効果の見込み及び当該対策の実施年度
- (4) 地球温暖化対策のために整備した組織体制の概要及び地球温暖化対策推進者の氏名
- (5) 事業所の用途、事業所で実施される事業の概要、敷地面積、延べ床面積その他温室効果ガス排出量に影響を与える事項

- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業所外での温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業所の取組、温室効果ガス排出量の少ない製品の開発等事業者として実施した地球温暖化対策の内容（記載を希望する場合に限る。）
- (7) 温室効果ガス排出量の削減又は地球温暖化対策の実施の状況に関する自己評価（記載を希望する場合に限る。）
- (8) 計画の公表方法

#### 5 地球温暖化対策実施状況報告書に記載すべき事項

条例第14条の規定に基づく地球温暖化対策実施状況報告書は、次に掲げる事項を、知事が別に定める様式に記載するものとする。

- (1) 把握した温室効果ガス排出量
- (2) 温室効果ガス排出原単位（4(2)において温室効果ガス排出原単位の目標を設定した場合に限る。）
- (3) 実施した地球温暖化対策の内容、当該対策による温室効果ガス排出量削減効果の見込み
- (4) 事業所外での温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業所の取組、温室効果ガス排出量の少ない製品の開発等事業者として実施した地球温暖化対策の内容（記載を希望する場合に限る。）

#### 6 計画等の公表

条例第15条の規定に基づく地球温暖化対策計画等の公表は、次に掲げる事項を含めるものとする。

- (1) 温室効果ガスの削減目標（大規模事業者にあつては、基準排出量及び削減目標量）
- (2) 計画期間
- (3) 削減目標を達成するための措置の計画及び実施状況
- (4) 前年度における温室効果ガス排出量

この指針に定めるもののほか、地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策実施状況報告書の作成に関しては、知事が別に定める。

別表第1（事業所等における地球温暖化の対策）

第1 エネルギーの使用状況の把握

対策項目	対策内容
1 エネルギーの使用量の把握	(1) 自ら把握可能な情報に基づき、事業所等の全体のエネルギーの使用量を把握し、集計し、整理すること。
	(2) 自ら把握可能な情報に他者から得た情報も加え、事業所等の全体のエネルギーの使用量を把握し、集計し、整理すること。
	(3) 管理用の計量器又は取引用の計量器を容易に視認でき、又は設置した場合には、必要に応じて、日又は時間などのより短い周期でエネルギー使用量を記録し、集計し、整理すること。
	(4) 設備ごとに管理用の計量器を設置し、エネルギーの使用量を詳細に記録し、集計し、整理すること。
2 エネルギーの使用状況の把握	(1) エネルギーの使用量について、月ごとに前年度の使用量と比較し、エネルギーの使用傾向を把握すること。
	(2) エネルギーについて、過去数年の使用量の記録を種類ごとに比較し、使用の傾向を把握すること。
	(3) 管理用の計量器で把握した設備のエネルギーの使用量により、主要な設備のエネルギーの使用状況を把握すること。
	(4) 事業所等ごとのエネルギーの使用状況を把握し、地球温暖化の対策を推進する指標として活用すること。

第2 運用対策

1 全事業者

対策項目	対策内容
(1) 執務室、共用部等の照明設備	ア 点灯及び消灯の基準を作成し、空き室、不在時等の不要時の消灯をこまめに実施すること。
	イ 執務室の点灯範囲が分割できる場合、点灯範囲の現状を把握し、使用者が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
	ウ 日本工業規格 Z9110(照度基準)及び Z9125(屋内作業場の照明基準)並びにこれらに準ずる規格に規定するところにより、視作業の状況及び視環境の快適性を勘案の上、適正な照度レベルに設定すること。
	エ 採光を利用できる場所において、採光のある時間帯は積極的に採光を利用し、消灯を実施すること。
	オ 事務所等の営業形態を考慮し、昼休み消灯(一部又は全部)を実施すること。
(2) 執務室、共用部等の空調設備	ア 冷暖房温度については、着衣の工夫を行うとともに、県が推奨する設定温度を勘案し、設定すること。
	イ 空調の運転範囲が分かれている場合、使用者が認識するよう室内機スイッチに運転範囲を表示すること。
	ウ 温度計等を活用して執務室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
	エ 空き室、不在時等のこまめな空調停止、終業時刻より早めの空調停止など室内機スイッチ操作の基準を作成すること。



	オ 空調負荷の低減を図るため、予熱時又は予冷時の外気導入量の停止等を実施すること。
	カ 空調負荷の低減を図るため、夏季及び冬季時の外気導入量の制御、中間期(春季及び秋季)の全熱交換器の運転停止等を実施すること。
	キ 中間期(春季及び秋季)には、外気を直接室内に導入して冷房を行うなど、熱源エネルギーの削減を図ること。
(3) 事務用機器	ア 複写機(以下「コピー機」という。)、印刷機(以下「プリンター」という。)、ファクシミリ等に省エネモードの設定がある場合は、当該設定を実施すること。
	イ コピー機及びプリンターについて、業務終了時に速やかに停止すること。
	ウ 個人用のパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)等については、離席時等の不使用时には、待機電力の削減のため電源を切ることを徹底すること。
(4) 共用設備	ア 共用設備では、便所の便座ヒーター、給湯器等の設定温度を把握し、季節に応じた設定温度の変更を実施すること。
	イ 自動販売機の照明については、夜間営業がない場合等には、夜間、休日等のタイマーによる消灯を実施すること。
	ウ 飲料用自動販売機については、夜間営業等がない場合等には、夜間、休日等のタイマーによる停止を実施すること。
	エ 屋外照明(屋外灯・駐車場灯・看板灯)は、明るさによる自動点滅器、タイマー等による季節に応じた点灯時間の管理を実施すること。
	オ 屋内駐車場の換気時間を把握し、換気の不要時間帯における換気設備の停止を実施すること。

## 2 運用対策(産業部門)

対象となる設備	対策内容
(1) 産業設備全般	ア 作業効率の維持又は向上のため、4S(整理、整頓、清潔及び清掃)を徹底すること。
	イ 作業効率が最適となるよう、作業動線を考慮した機器配置とすること。
(2) 生産設備	ア 機器の特性の把握、特に負荷に対する効率を把握し、機器リストを作成すること。
	イ 運転方法をルール化し、不用時の停止をこまめに実施すること。
	ウ 生産設備の日常的な運転時の電流、電圧等を記録し、管理すること。
	エ 同種の機器が複数ある場合には、効率の良い機器から優先的な運転を実施すること。
	オ 同種の機器が複数ある場合には、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。
(3) 受変電設備	ア 最大負荷時、最低負荷時などの機器の運転状況に応じた受電力率を把握し、その記録を管理すること。
	イ 機器の起動順序、運転時間等の運転方法の変更、機器更新時など機会をとらえ、契約電力の見直しを行うこと。
(4) コンプレッサ設備	ア 通常の運転状態の把握のために、圧縮空気の系統図の作成、圧縮空気の使用設備のリストを作成し、省エネルギー対策の基本データとして整備すること。

	<p>イ 配管系統からの漏れによる損失の低減のため、エア漏れの確認を行うこと。</p> <p>ウ コンプレッサ出口、エアドライヤ及びタンクの前後並びに使用端の圧力を日常的に記録し、圧力の管理をすること。</p> <p>エ 吐出圧力については、供給される側の機器の最低必要圧力を確認し、配管ロス等を考慮の上、使用圧力に応じた適正な吐出圧力に調整すること。</p> <p>オ コンプレッサが複数台設置されている場合には、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。</p>
(5) ボイラ設備	<p>ア 通常の運転状態の把握のために、燃料使用量、給水量、運転時間の日常的な記録、蒸気の系統図の作成、蒸気の使用設備のリスト作成、ボイラ単体効率の把握をし、省エネルギー対策の基本データとして整備すること。</p> <p>イ 蒸気を用いて加熱等を行う設備については、加熱設備内部及び蒸気管での放熱を防止するため、不要時には蒸気供給バルブの閉止を実施すること。</p> <p>ウ 生産設備が稼働できるようになるまでのボイラの暖機時間を把握し、暖機運転時間の短縮をすること。また、季節に応じた暖機運転時間の設定を行うこと。</p> <p>エ ボイラのブローについては、過剰なブロー量による熱の損失を防止するため、定期的に給水及びボイラ水の水質分析を行い、可能な限りブロー量を低減すること。</p> <p>オ 蒸気圧力については、供給される側の機器の最低必要圧力を確認し、配管ロス等を考慮の上、使用圧力に応じた適正な圧力へ調整すること。</p> <p>カ 熱源が複数ある場合には、使用量に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。</p> <p>キ 空気比を確認し、燃料の消費が少なく、最適な燃焼効率が得られるよう調整を実施すること。</p>
(6) 給排水設備	<p>ア 漏水による無駄を防止するため、終業時及び始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。</p> <p>イ 機器の洗浄時間等の水利用方法に関する基準を作成し、水使用量の抑制を実施すること。</p>
(7) (1)から(6)まで以外の業務用設備	<p>ア (1)から(6)まで以外の業務用設備については、業種特有の機器を中心に、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。</p> <p>イ (1)から(6)まで以外の業務用設備については、業種特有の機器を中心に、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。</p>

### 3 運用対策(業務部門)

対策分類		対策内容
対象事業者	対象となる設備	
(1) 飲食系の業種	ア ちゅう房・バックヤードの照明設備	(ア) 荷物等が照明の障害となり、照度低下が発生しないよう、定期的な確認とともに、整理整頓を徹底すること。
		(イ) バックヤードについては、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
	イ 客室等の照明設備	(ア) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の客室照明については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要箇所の消灯をこまめに実施すること。
		(イ) 客数の少ない時間帯には、可能な限り客席を集約し、点灯範囲を限定する等の点灯管理を実施すること。

	ウ ちゅう房・バックヤードの空調設備	(ア) 空調の吹出口の直近の荷物等による通風障害が発生しないよう、定期的な確認とともに、整理整頓を徹底すること。
		(イ) ちゅう房の換気量を見直し、過度の空調負荷にならないよう換気量の適正化を図ること。
	エ 客室等の空調設備	(ア) 温度計を使用して室内温度状態を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(イ) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の空調設備については、作業エリアに限定するなど基準を作成し、不要箇所の運転をこまめに停止すること。
		(ウ) 客数の多寡が生じる時間帯に応じた、空調のこまめな運転管理を実施すること。
	オ ちゅう房設備	(ア) 加熱用機器の使用では、適切な加熱時間を検討し、その目安となる時間を表示して無駄な加熱の抑制を図ること。
		(イ) 加熱用機器については、加熱時の熱損失を低減するため、加熱時はふたをするよう表示し、指導すること。
		(ウ) 水栓器具の近傍に節水を促す表示をし、使用者への意識啓発を図ること。
		(エ) 調理用機器、食器用洗浄機等については、効率的な使用方法を検討し、その方法を機器の近傍に表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
	カ 冷凍冷蔵設備	(ア) 冷凍冷蔵庫については、内容物に適した冷凍温度及び冷蔵温度を把握し、適正な温度設定を行うことで過冷却の防止を図ること。
		(イ) 冷凍及び冷蔵の適正温度については、庫外に表示するなど、使用者への意識啓発を図ること。
		(ウ) 冷凍冷蔵庫からの材料出しについては、材料の収納位置を庫外に表示し、冷凍冷蔵庫の開閉時間の短縮を図ること。
	キ アからカまで以外の業務用設備	(ア) アからカまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
		(イ) アからカまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
	(2) 温水利用系の業種	ア 利用室等の照明設備
(イ) 採光を利用できる場所において、採光のある時間帯は積極的に採光を利用し、消灯を実施すること。		
(ウ) 利用室、倉庫等については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。		
イ 利用室の空調設備		(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。
		(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。
		(エ) 温度計等を活用して室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。
		(カ) 中央熱源方式空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。

	ウ 給湯設備	(ア) 季節に応じた設定温度の見直しを実施すること。
		(イ) 配管での放熱損失が少なくなるよう設定温度と使用場所との温水温度差を管理すること。
		(ウ) 利用客数とガス消費量との関係を把握し、利用客数に対するガス消費量の割合の低減を図ること。
		(エ) 熱源設備が複数ある場合は、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。
	エ 給排水設備	(ア) 漏水による無駄を防止するため、終業・始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。
		(イ) 利用客数と水道使用量との関係を把握し、利用客数に対する水道使用量の割合の低減を図ること。
	オ アからエまで以外の業務用設備	(ア) アからエまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
		(イ) アからエまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
(3) 宿泊型系の業種	ア 共用部の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 中央熱源方式空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。
	イ ちゅう房設備	(ア) 加熱用機器の使用では、適切な加熱時間を検討し、その目安となる時間を表示して無駄な加熱を抑制すること。
		(イ) 加熱用機器については、加熱時の熱損失を低減するため、加熱時はふたをするよう表示し、指導すること。
		(ウ) 水栓器具の近傍に節水を促す表示をし、使用者への意識啓発を図ること。
		(エ) 調理用機器、食器用洗浄機等については、効率的な使用法を検討し、その方法を機器の近傍に表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
	ウ 給湯設備	(ア) 季節に応じた設定温度の見直しを実施すること。
		(イ) 配管での放熱損失が少なくなるよう設定温度と使用場所との温水温度差を管理すること。
		(ウ) 利用客数とガス消費量との関係を把握し、利用客数に対するガス消費量の割合の低減を図ること。
		(エ) 熱源設備が複数ある場合は、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。
	エ 給排水設備	(ア) 漏水による無駄を防止するため、終業・始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。
		(イ) 利用客数と水道使用量との関係を把握し、利用客数に対する水道使用量の割合の低減を図ること。
オ アからエまで以外の業務用設備	(ア) アからエまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。	
	(イ) アからエまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。	
(4) (1)から(3)まで以外のサ	ア 客室等の照明設備	(ア) 点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。

サービス系の業種		(イ) 採光を利用できる場所において、採光のある時間帯は積極的に採光を利用し、消灯を実施すること。
	イ 客室等の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。
		(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。
		(エ) 温度計等を活用して室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。		
ウ (1)から(3)まで以外のサービス系の業種で主に使用する設備等	(ア) (1)から(3)まで以外のサービス系の業種で主に使用する設備並びにア及びイ以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。	
	(イ) (1)から(3)まで以外のサービス系の業種で主に使用する設備並びにア及びイ以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。	
(5) 食品小売系の業種	ア 売場等の照明設備	(ア) 点灯範囲が分割されている場合は、点灯範囲の現状を把握し、従業員等が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
		(イ) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の客室照明については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要箇所の消灯をこまめに実施すること。
		(ウ) バックヤードについては、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
		(エ) 展示品用スポット照明については、過剰な設置台数とならないよう照射位置の調整を実施すること。
	イ 売場等の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。
		(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。
		(エ) 温度計等を活用して室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。
	ウ 冷凍冷蔵設備	(ア) 冷凍冷蔵庫については、内容物に適した冷凍温度及び冷蔵温度を把握し、適正な温度設定を行うことで過冷却の防止を図ること。
(イ) 冷凍及び冷蔵の適正温度については、庫外に表示するなど、使用者への意識啓発を図ること。		
(ウ) 冷凍冷蔵庫からの材料出しについては、材料の収納位置を庫外に表示し、冷凍冷蔵庫の開閉時間の短縮を図ること。		

		(エ) 冷凍冷蔵ショーケースにナイトカバーが附属している機種については、営業終了後のナイトカバーの設置を徹底して実施すること。
		(オ) 冷凍冷蔵ショーケースについては、冷気噴出し口の周辺を整理し、陳列物が原因となる冷却効率低下の防止を徹底すること。
	エ アからウまで以外の業務用設備	(ア) アからウまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
		(イ) アからウまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
(6) (5)以外の小売系の業種	ア 売場等の照明設備	(ア) 点灯範囲が分割されている場合は、点灯範囲の現状を把握し、従業員等が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
		(イ) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の客室照明については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要箇所の消灯をこまめに実施すること。
		(ウ) バックヤードについては、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
		(エ) 展示品用スポット照明については、過剰な設置台数とならないよう調整を実施すること。
	イ 売場等の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。
		(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。
		(エ) 温度計等を活用して室内温度を把握し、過冷却等にならないよう、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。
	(カ) 中央熱源方式の空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。	
	ウ (5)以外の小売系の業種で主に使用する設備等	(ア) (5)以外の小売系の業種で主に使用する設備並びにア及びイ以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
		(イ) (5)以外の小売系の業種で主に使用する設備並びにア及びイ以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
(7) テナントビルの所有者等	ア 共用部の照明設備	(ア) 利用時間に応じて、フロアごとの点灯及び消灯を実施すること。
		(イ) 階段照明については、消灯の可否を検討し、可能な場合には消灯を実施すること。
	イ 共用部の空調設備	(ア) 温度計等を活用して共用部の温度を把握し、その温度に応じた風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(イ) 共用部の空調がフロアごとに停止可能な場合は、テナント等の営業時間に合わせるなどフロアごとの運転管理を実施すること。
		(ウ) 中央熱源方式の空調設備の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。
	ウ ア及びイ以外の業務用設備	(ア) ア及びイ以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。

	(イ) ア及びイ以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
--	--

### 第3 設備保守対策

#### 1 産業部門

対象となる設備		対策内容
(1) 照明設備		適正な照度を維持するため、ランプ及び反射板の清掃、定期的なランプの交換など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(2) 空調・換気設備	ア 中央熱源方式空調設備	熱源設備、空調機器、ポンプ、ファン、配管、ダクト、冷却塔等については、個別機器の効率及び空調設備全体の総合的な効率を良好な状態に維持するため、フィルター、熱交換器、凝縮器、コイルフィンなどの清掃等、定期的に保守及び点検を実施すること。
	イ 個別方式空調設備	圧損による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
	ウ 換気設備	圧損による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(3) 生産設備		(ア) 生産設備については、機器の効率を維持するため、運転状況を確認し、消耗品を交換等するなど定期的な保守及び点検を実施すること。
		(イ) 配管での圧力損失を防ぐため、ポンプのストレーナー及び送風機のフィルターの清掃を定期的実施すること。
(4) コンプレッサ設備		(ア) 配管系統からの漏れによる損失を低減するために、定期的にエア漏れ箇所点検及び補修を実施すること。
		(イ) コンプレッサの効率を維持するために、定期的な点検を実施すること。
(5) ボイラ設備		(ア) ボイラの燃焼効率を維持するため、定期的な保守及び点検を実施すること。
		(イ) スチームトラップについては、動作不良等による蒸気の漏えい及び閉そくを防止するため、定期的に保守及び点検を実施すること。
		(ウ) 配管系統からの漏れによる損失を低減するために、定期的に蒸気漏れ箇所点検及び補修を実施すること。
		(エ) ボイラへの給水は、伝熱管へのスケールの付着及びスラッジ等の沈殿を防止し、ボイラの効率を維持するため、日本工業規格 B8223(ボイラの給水及びボイラ水の水質)の規定により水質管理を実施すること。
(6) 給排水設備		漏水による無駄を防止するため、終業時及び始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。
(7) (1)から(6)まで以外の業務用設備		設備の効率を維持するため定期的に保守及び点検を実施すること。

#### 2 業務部門

対象となる設備		対策内容
(1) 照明設備		適正な照度を維持するため、ランプ及び反射板の清掃、定期的なランプの交換など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(2) 空調・換気設備	ア 中央熱源方式空調設備	熱源設備、空調機器、ポンプ、ファン、配管、ダクト、冷却塔等については、個別機器の効率及び空調設備全体の総合的な効率を良好な状態に維持するため、フィルター、熱交換器、凝縮器、コイルフィンなどの清掃等、定期的に保守及び点検を実施すること。

	イ 個別方式空調設備	圧損による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
	ウ 換気設備	圧損による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(3) 給湯設備	中央方式給湯設備	(ア) 給湯設備については、熱源の効率維持のため、ボイラ等の定期的な保守及び点検を実施すること。
		(イ) ボイラ等については、空気比を確認し、燃料の消費が少なく、最適な燃焼効率が得られるよう調整を実施すること。
(4) (1)から(3)まで以外の業務用設備		設備の効率を維持するため定期的に保守及び点検を実施すること。

## 第4 設備導入対策

### 1 産業部門

対策分類		対策内容
対象となる設備	対策項目	
(1) 照明設備	ア 屋内ランプの高効率化	既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプを導入すること。
	イ 屋内照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器(Hf型)へ更新すること。
		(イ) 照明器具の更新、新設等の機会をとらえ、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具(Hf型等)を導入すること。
	ウ 屋内照明の点灯回路の細分化	(ア) 照明スイッチと点灯範囲との対応を確認し、不要な範囲の照明が点灯する場合には、必要な範囲の点灯となるよう点灯回路の細分化を行うこと。
		(イ) 消し忘れしやすい場所には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、人感センサーなどを導入すること。
	エ 屋外ランプの高効率化	既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプの導入を実施すること。
オ 屋外照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器(Hf型)へ更新すること。	
	(イ) 照明器具の更新・新設等の機会をとらえて、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具(Hf型、メタルハライドなど)を導入すること。その際、既設照明による照度を勘案し、過剰な照明にならないよう配慮すること。	
(2) 空調設備 (中央熱源方式)	ア 冷温水配管の保温	冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本工業規格 A9501(保温保冷工事施工標準)及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
	イ 搬送動力の負荷に応じた制御の導入	(ア) 搬送動力(ポンプ及びファン)については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率モータの導入を実施すること。
(イ) インバータ制御によるエネルギー低減が大きいと見込まれる場合、ポンプ及びファンには、インバータの導入により使用する流量及び圧力に応じた可変速制御の導入を実施すること。		



	ウ 冷温熱源機の高効率化	空調の冷温熱源機器については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な熱源機器の導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
(3) 空調設備 (個別方式)	空調機の効率化	更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な機器の導入を実施すること。
(4) 生産設備	モータの高効率化	(ア) 更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間、駆動方式等を踏まえ、順次高効率モータの導入を実施すること。
		(イ) 負荷変動が大きい設備には、使用状況、更新時期等について検討し、インバータによる可変速制御などの導入をし、負荷変動に応じた設備の運転を実施すること。
(5) コンプレッサ設備	ア 機器の高効率化	更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間、駆動方式等を踏まえ、順次高効率なコンプレッサの導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
	イ 機器の効率的な使用	コンプレッサの吸気は、温度の低い方が効率が良いため、低温かつ清浄な空気の取入れが可能な場所がある場合には、その設置場所へ移設をすること。更新の際にも、給気効率を考慮した場所に設置すること。
(6) ボイラ設備	ア 系統からの放熱防止対策	冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本工業規格 A9501(保温保冷工事施工標準)及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
	イ 機器の高効率化	更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間や駆動方式等を踏まえ、順次高効率なボイラの導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
(7) (1)から(6)まで以外の設備	(1)から(6)まで以外の設備の高効率化	更新時及び新設時等には、順次高効率な機器を採用すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。

## 2 業務部門

対策分類		対策内容
対象となる設備	対策項目	
(1) 照明設備	ア 屋内ランプの高効率化	既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプを導入すること。
	イ 屋内照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器(Hf型)へ更新すること。
		(イ) 照明器具の更新、新設等の機会をとらえ、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具(Hf型等)を導入すること。
	ウ 屋内照明の点灯回路の細分化	(ア) 照明スイッチと点灯範囲との対応を確認し、不要な範囲の照明が点灯する場合には、必要な範囲の点灯となるよう点灯回路の細分化を行うこと。
		(イ) 消し忘れしやすい場所には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、人感センサーなどを導入すること。
	エ 屋外ランプの高効率化	既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプの導入を実施すること。
オ 屋外照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器(Hf型)へ更新すること。	

		(イ) 照明器具の更新・新設等の機会をとらえて既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具(Hf型、メタルハライドなど)を導入すること。その際、既設照明による照度を勘案し、過剰な照明にならないよう配慮すること。
(2) 空気調和設備(中央熱源方式)	ア 冷温水配管の保温	冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本工業規格 A9501(保温保冷工事施工標準)及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
	イ 搬送動力の負荷に応じた制御の導入	(ア) 搬送動力(ポンプ及びファン)については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率モータを導入すること。 (イ) インバータ制御によるエネルギー低減が大きいと見込まれる場合、ポンプ及びファンには、インバータの導入により使用する流量及び圧力に応じた可変速制御を導入すること。
	ウ 冷温熱源機の高効率化	空調の冷温熱源機器については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な熱源機器の導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
(3) 空調設備(個別方式)	空調機の効率化	更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な機器を導入すること。
(4) 冷凍冷蔵設備	ア 冷凍冷蔵ショーケースの照明の効率化	トップフード照明を設置し、ショーケース内照明の低減を図ること。
	イ 冷凍冷蔵ショーケースの断熱化	ナイトカバーの附属状況を確認し、附属していない場合は、外付けのナイトカバーを設置すること。
	ウ 冷凍冷蔵ショーケースの冷凍冷蔵機能の高効率化	(ア) インバータによる可変速制御が可能な場合、冷凍機に可変速制御を導入し、負荷変動に応じた設備の運転を実施すること。 (イ) 更新時及び新設時には、より高効率な機器の導入を実施すること。
(5) 給湯設備	ア 給湯器の高効率化	(ア) ガス式給湯器については、更新時、新設時等の機会をとらえて、潜熱回収型ガス給湯器など順次高効率な機器の導入を実施すること。 (イ) 電気式給湯器は、更新時、新設時等の機会をとらえて、ヒートポンプ式給湯器など順次高効率な機器の導入を実施すること。
		(ウ) ボイラの更新時及び新設時には、順次高効率な機器を採用すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力の比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
	イ 温水配管の保温の強化	冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本工業規格 A9501(保温保冷工事施工標準)及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
(6) 事務用機器	事務用機器の高効率化	パソコン、プリンター、コピー機、ファクシミリを更新時及び新設時には、より省エネルギー性能の高い機器の導入を実施すること。
(7) (1)から(6)まで以外の設備	(1)から(6)まで以外の設備の高効率化	更新時及び新設時には、順次高効率な機器を採用すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。

## 第5 組織体制の整備

対策分類		対策内容
実施主体	対策項目	

1 本社等	(1) 統括する立場にある者のリーダーシップの発揮	ア 地球温暖化の対策を推進するための方針を設定すること。
		イ 地球温暖化の対策を推進する組織又は責任者を設置し、役割分担及び責任の所在を明確化すること。
	(2) 推進体制の整備	ア 事業所等において統括する立場にある者が定めた方針の下に、具体的な取組目標及び取組内容を設定すること。
		イ 取組状況を定期的に点検する体制を構築すること。
		ウ アで設定した目標及び取組状況の点検体制については、一定期間、定期的に精査を行い、必要に応じて改善すること。
		エ 事業所等ごとの温室効果ガスの排出状況等を把握するため、必要に応じ、支店等を支援すること。
		オ 把握した温室効果ガスの排出状況等について、整理及び分析を行い、その結果を各事業所等へ情報提供するなど事業者全体で共有する体制を構築し、温室効果ガス排出量を削減していく指標として活用すること。
		カ 地球温暖化の対策を推進する組織横断的な委員会を設置するなど推進体制を整備すること。
	(3) 外部の専門家との連携	ア 専門的知識を有する人材が不足する場合には、県が実施している「省エネルギー相談」等を積極的に活用するなど、県が提供する専門的な知見及び具体的な提案を収集する体制を整備すること。
		イ アに定めるもののほか、専門機関、ビジネス事業者等の外部の専門家と連携する体制を整備すること。
	(4) 従業員の育成・啓発	ア 従業員に、地球温暖化の対策を推進する取組方法等の情報提供を実施すること。
		イ 地球温暖化の対策の提案制度など、従業員の自発的な工夫を生かす体制を構築すること。
		ウ 地球温暖化の対策を推進する担当者の知識及び技能を高めるため、外部研修への参加を奨励するとともに、研修で得た知識を他の従業員に広める取組を実施すること。
	(5) 優良事例の共有化	ア 地球温暖化の対策の取組における優良事例の情報収集を実施すること。
		イ 優良事例については、イントラネット、研修会、表彰その他コミュニケーションツールを活用して、全体で共有する体制を構築すること。
ウ 従業員の現場経験を生かした実践的な地球温暖化の対策を構築するために、支店等における取組を発表する機会を設けることなどにより、取組事例を共有化すること。		
2 支店等	(1) 責任者のリーダーシップの発揮	ア 本社等が定めた方針及び目標を踏まえ、支店等におけるより具体的な取組方針及び取組目標を設定すること。
		イ 地球温暖化の対策を推進する組織又は責任者を設置し、役割分担及び責任の所在を明確化すること。
	(2) 推進体制の整備	ア 責任者が定めた方針の下に支店等における具体的な取組目標及び取組内容を、推進担当者(部署)が設定すること。
		イ 取組状況を定期的に点検する体制を構築すること。
		ウ アで設定した目標及び取組状況の点検体制については、一定期間、定期的に精査を行い、必要に応じて改善すること。
		エ 支店等ごとに、温室効果ガスの排出状況を把握すること。

		<p>オ 把握した温室効果ガスの排出状況等については、整理及び分析を行い、支店等内の従業員へ情報提供することなどにより事業所等内で共有するとともに、本社等への情報提供も積極的に行い、事業者全体で共有すること。</p> <p>カ 組織横断的に地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなど推進体制を整備すること。</p>
	(3) 外部の専門家との連携	<p>ア 専門的知識を有する人材が不足する場合には、県が実施している「省エネルギー相談」等を積極的に活用するなど、県が提供する専門的な知見及び具体的な提案を収集する体制を整備すること。</p> <p>イ アに定めるもののほか、専門機関、ビジネス事業者等の外部の専門家と連携する体制を整備すること。</p>
	(4) 従業員の育成・啓発	<p>ア 事業所等の従業員向けに地球温暖化の対策を推進する取組方法等の情報提供を実施すること。</p> <p>イ 地球温暖化の対策の提案制度など、従業員の自発的な工夫を生かす体制を構築すること。</p> <p>ウ 地球温暖化の対策を推進する担当者の知識及び技能を高めるため、外部研修への参加を奨励するとともに、研修で得た知識を他の従業員に広める取組を実施すること。</p>
	(5) 優良事例の共有化	<p>ア 地球温暖化の対策の取組における優良事例の情報収集を実施すること。</p> <p>イ 優良事例について、イントラネット、研修会、表彰その他コミュニケーションツールを活用して、全体で共有すること。</p> <p>ウ 従業員の現場経験を生かした実践的な地球温暖化の対策を構築するために、事業所等における取組を発表する機会を設けることなどにより、取組事例を共有化すること。</p>
3 連鎖化事業者の本部	(1) 推進体制の整備	<p>ア 事業所等(加盟店を含む。)ごとに、温室効果ガスの排出状況等を把握し、分析等を行った情報について、各事業所等との間で共有する体制を構築し、温室効果ガス排出量を削減していく指標として活用すること。</p>
		<p>イ 店舗に対する巡回指導等の機会を活用し、各事業所等間の情報の共有化、対策の推進状況の確認・指導等の体制を構築すること。</p>
		<p>ウ 店舗への地球温暖化の対策の指導レベルを上げるため、店舗に対して巡回指導等を行う者の地球温暖化の対策に関する知識及びスキルの向上を図る体制を構築すること。</p>
	(2) 加盟者との協力体制の整備	<p>ア 連絡票、電子メール等の加盟者との連絡手段を整備し、地球温暖化の対策の取組への協力を依頼する体制を構築すること。</p>
<p>イ 事業所等における優良事例等については、事業所等の中で情報を共有できる体制を構築すること。</p>		
<p>ウ 優れた取組を実施する店舗には、優良店舗としての認定を行うなど取組を評価する仕組みを構築すること。</p> <p>エ 地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなど事業所等との間で推進体制を整備すること。</p>		
4 テナントビルの所有者等	(1) テナントビル等への情報提供体制の整備	<p>ア テナント等に対し、当該テナント等が使用する事業所等のエネルギー等の使用量の情報を提供できる体制を構築すること。</p>
		<p>イ テナント等が自ら使用したエネルギー等の使用量を推計するための基となる情報、例えば、事業所の全体で使用するエネルギー等の使用量などを提供する体制を構築すること。</p>

		ウ 中央熱源方式の空気調和設備の場合、テナント等が当該設備を使用した割合に応じたエネルギー等の使用量を推計し、当該テナント等に情報を提供する体制を構築すること。
	(2) テナント等との協力体制の整備	ア 掲示板、連絡票などのコミュニケーションツールを活用し、地球温暖化対策の取組への協力を依頼する体制を構築すること。
		イ 地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなどテナント等との具体的な協力体制を構築すること。
		ウ テナント等が実施する取組が評価できるエネルギー使用の料金体系、その還元方式等を検討し、採用する体制を構築すること。
5 テナント等	所有者等との協力体制の整備	ア テナントビルの所有者等が実施する地球温暖化の対策に協力する体制を構築すること。
		イ テナントビルの所有者等が設置する地球温暖化の対策を推進する委員会などの設置・運営に協力する体制を構築すること。
		ウ テナントビルの所有者等へ地球温暖化の対策を推進する提案を実施する体制を構築すること。

別表第2 (削減計画期間)

1 平成23年度から平成26年度までの期間
2 平成27年度から平成31年度までの期間
3 平成32年度以降の5か年度ごとの期間

別表第3 (基準排出量の算定方法)

事業所の区分	算定方法
1 平成23年度から大規模事業所に該当した事業所のうち、平成18年度からの3か年度連続して原油換算で1,500キロリットル以上のエネルギーを使用している大規模事業所(平成18年度の途中から使用が開始された事業所を除く。)	(1) 算定時期 平成23年度 (2) 算定量 平成14年度から平成19年度までの間で大規模事業者が選択する連続する3か年度(当該3か年度のうちに大規模事業所の目標設定ガス排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあっては、当該年度を除く2か年度)の目標設定ガス排出量の平均の量
2 平成23年度から大規模事業所に該当した事業所のうち1に該当しない事業所	(1) 算定時期 平成23年度 (2) 算定量 次に掲げる量のうち、大規模事業者が選択する量 ア 大規模事業所に該当した年度の4か年度前の年度から前年度までの間で大規模事業者が選択する連続する3か年度(当該3か年

	<p>度のうちに大規模事業所の目標設定ガス排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあっては、当該年度を除く2か年度)の目標設定ガス排出量の平均の量(当該期間における大規模事業所における地球温暖化対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する場合に限る。)</p> <p>イ 大規模事業所の用途別に当該用途における目標設定ガス排出量に相当程度影響を与える事業活動の規模を表すものとして知事が別に定める床面積その他の指標(以下「排出活動指標」という。)の当該大規模事業所における値(以下「排出活動指標値」という。)に、事業所の用途、規模等について当該大規模事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な排出活動指標の値1単位当たりの目標設定ガス排出量として知事が別に定める値(以下「排出標準原単位」という。)を乗じて算出した量</p>
<p>3 平成24年度以降に大規模事業所に該当した事業所</p>	<p>(1) 算定時期 大規模事業所に該当した年度</p> <p>(2) 算定量 2(2)に掲げる量</p>
<p>備考</p> <p>1 基準排出量は、この表に掲げる方法によることが困難であると認められる場合は、知事が認める方法により算定する量とする。</p> <p>2 大規模事業者は、次に定める大規模事業所の状況の変更(以下「状況の変更」という。)があったときは、下記3に基づき、基準排出量を変更するものとする。</p> <p>(1) 熱供給事業所以外の大規模事業所において、次に掲げる事由により目標設定ガス排出量が増加し、又は減少する量として知事が別に定める方法により算定される量の合計が大規模事業所の基準排出量の知事が別に定める割合以上となること。</p>	

- ア 大規模事業所の床面積の増加又は減少
  - イ 大規模事業所の全部又は一部の用途が排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更
  - ウ 大規模事業所における事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増加又は減少
- (2) 熱供給事業所において、当該熱供給事業所の熱を供給する先の事業所の床面積（以下「熱供給先面積」という。）が増加し、又は減少した面積が、当該大規模事業所の知事が別に定める基準となる期間における熱供給先面積の平均の知事が別に定める割合以上となること。
- 3 大規模事業者は、状況の変更があったときは、状況の変更があった日の属する年度（以下「状況変更年度」という。ただし、状況の変更があった日の属する月が3月である場合にあっては、状況変更年度の翌年度。以下同じ。）から当該状況変更年度の属する各削減計画期間内において、大規模事業所に該当した年度から当該削減計画期間の終了年度（知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあっては、当該変更後の終了年度）までの期間（以下「削減期間」という。）の終了する年度までの基準排出量を、状況の変更があった部分に係る次に掲げるいずれかの方法（(3)及び(4)の方法については、実測した期間において、状況の変更があった部分における地球温暖化対策の推進の程度が別に定める基準に適合する場合に限る。）により算定される量（状況変更年度にあっては、算定される量に、当該状況の変更があった日の属する月の翌月から当該状況変更年度の3月までの月数（当該状況の変更のあった日の属する月が2月である場合にあっては、1とする。）を12で除して得た値を乗じて得た量に縮小した量とする。）の合計を、目標設定ガス排出量が増加する状況の変更の場合にあっては当該状況の変更の前の基準排出量に加え、目標設定ガス排出量が減少する状況の変更の場合にあっては当該状況の変更の前の基準排出量から減じて得た量に変更するものとする。
- (1) 当該事業所の目標設定ガス排出量に相当程度影響を与える事業活動の規模を表すものとして知事が適切と認める指標の値1単位当たりの当該事業所における過去の目標設定ガス排出量に、当該状況の変更による当該指標の値の変更量を乗じて得た量
  - (2) 当該状況の変更のあった部分の用途に応じた排出標準原単位に、当該状況の変更による排出活動指標値の変更量を乗じて得た量
  - (3) 当該状況の変更のあった部分において実測した燃料等の使用の量に基づき算定した目標設定ガス排出量

(4) 当該状況の変更のあった部分の一部において実測した燃料等の使用の量に基づき知事が適切と認める方法により、その全部の目標設定ガス排出量を推計した量

別表第4（目標削減率）

削減計画 期 間	事業所の種類		目 標 削 減 率	
別表第2 1に掲げ る期間	第1区分	主たる用途が次に掲げる用途又はこれらに類する用途で構成される事業所及び熱供給事業所 ア 事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む。）又は営業所 イ 官公庁の庁舎 ウ 百貨店、飲食店その他の店舗 エ 旅館、ホテルその他の宿泊施設 オ 学校その他の教育施設 カ 病院その他の医療施設	次に掲げる事業所 (ア) 熱供給事業所 (イ) 熱供給事業所以外で、知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された熱に係る原油換算エネルギー使用量の、当該期間におけるすべての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が平均で2割未満であるもの	100分の8
		キ 社会福祉施設 ク 情報通信施設 ケ 美術館、博物館又は図書館 コ 展示場 サ 集会場又は会議場 シ 結婚式場又は宴会場 ス 映画館、劇場又は観覧場 セ 遊技場	上記以外のもの	100分の6



		ソ 体育館、競技場、水泳プールその他の運動施設 タ 公衆浴場又は温泉保養施設 チ 遊園地、動物園、植物園又は水族館 ツ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場 テ 倉庫（冷凍倉庫又は冷蔵倉庫を含む。） ト トラックターミナル ナ 刑務所又は拘置所 ニ 斎場 ヌ 駐車場		
	第2区分	第1区分以外の事業所		100分の6
<p>備考</p> <p>1 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度（基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあっては、その認めた日の属する年度。以下同じ。）までの期間において、この表の区分に応じ、目標削減率の欄に掲げる値の4分の3とする。</p> <p>2 地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度までの期間において、この表の区分に応じ、目標削減率の欄に掲げる値の2分の1とする。</p>				

別表第5（目標の達成の方法）

目標の達成の方法は、削減期間ごとに、当該大規模事業所における削減期間の各年度の基準排出量（別表第3備考の規定により基準排出量に変更された年度については、その変更後の量。以下同じ。）を合算して得た量から当該大規模事業所における各年

度の目標設定ガス排出量の削減期間における合計を減じて得た量（以下「排出削減量」という。）に、1及び2の量を加え、3の量を減じて得た量（以下「算定排出削減量」という。）を、当該削減期間の終了年度の翌年度の末日（知事が別に定めるところにより削減期間の終了年度が変更された場合にあつては、知事が認めた日の翌日から起算して180日を経過した日）までに、削減期間の年度ごとに基準排出量に目標削減率（別表第4備考の規定により目標削減率が減少した年度については、その減少後の値）を乗じて得た量を、当該削減期間において合計した量（以下「排出削減目標量」という。）以上とする方法とする。

- 1 大規模事業者が、当該大規模事業所において、知事が別に定める期間におけるその他ガス（目標設定ガス以外の温室効果ガスをいう。以下同じ。）排出量の削減量として、知事が別に定める方法により算定する量に知事が別に定める割合を乗じて得た量について、知事が認め、発行する量（以下「その他ガス削減量」という。）について、削減目標の達成に充てるものとして知事が別に定める削減量口座簿に記録（以下「充当」という。）したときは、その量
- 2 大規模事業者が、当該大規模事業所において、知事が別に定める期間における次に掲げる取得及び移転（以下「振替」という。）が可能な削減量（以下「振替可能削減量」という。）を取得し、当該振替可能削減量について充当を行ったときは、次に掲げる量のうち充当を行った量。ただし、(3)について、別表第4の第1区分に該当する大規模事業所にあつては排出削減目標量に3分の1を乗じて得た量、第2区分に該当する大規模事業所にあつては排出削減目標量に2分の1を乗じて得た量を上限とする。
  - (1) 他の大規模事業所における超過削減量（排出削減量のうち、削減期間の開始年度から超過削減量を算定する年度の前年度までの各年度における基準排出量から目標設定ガス排出量を減じて得た量（基準排出量の2分の1を上限とする。）を合計した量のうち、当該各年度における基準排出量に目標削減率を乗じて得た量から充当を行ったその他ガス削減量を減じて得た量を合計した量を超過した量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）
  - (2) 県内削減量（大規模事業所以外の県内の事業所における目標設定ガスの削減量として、知事が別に定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）
  - (3) 県外削減量（原油換算で1,500キロリットル以上のエネルギーを使用する県外の事業所のうち、知事が別に定める事業所における目標設定ガス排出量

の削減量として知事が別に定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。)

- (4) 環境価値換算量（電気等の環境価値（再生可能エネルギーであって、知事が別に定めるものを変換して得られる電気又は熱が有する地球温暖化及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。）の保有量として知事が別に定める方法により算定する量（以下「電気等環境価値保有量」という。）に知事が別に定める係数を乗じ、知事が別に定める電気等環境価値保有量にあつては100分の150、それ以外の電気等環境価値保有量にあつては100分の100を乗じて目標設定ガス排出量の削減量に換算した量（再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱を発生させた者が当該電気又は熱を自ら使用する場合において、当該電気又は熱の使用量を目標設定ガス排出量から控除したときは、当該控除した量を除く。）について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。)
- (5) 前期超過削減量（当該削減期間よりも前の削減期間における超過削減量をいう。)
- (6) 森林による二酸化炭素吸収量（森林の整備又は保全による二酸化炭素の吸収の増加量として知事が別に定める方法により算定する量に県内の森林に係るものにあつては100分の150を、それ以外にあつては100分の100を乗じて算定される量について、知事が認め、発行する量をいう。)
- (7) その他削減量（この指針以外で認められた温室効果ガス排出量の削減量のうち、次に定めるものに限り、その他削減量の利用状況等を勘案して知事が別に定める量を除く。)

ア 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）に知事が別に定める係数を乗じ、知事が別に定める電気等環境価値保有量にあつては100分の150、それ以外の電気等環境価値保有量にあつては100分の100を乗じて目標設定ガス排出量の削減量に換算した量

イ 知事が認める機関が認証し、口座その他これに類似するもの（以下「口座等」という。）に記録された電気等環境価値保有量（規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用によるものに限る。）に知事が別に定める係数を乗じ、知事が別に定める電気等環境価値保有量にあつては100分の150、それ以外の電気等環境価値保有量にあつては100分の100を乗じて目標設定ガス排出量の削減量に換算した量

ウ 振替可能削減量の利用について連携する東京都その他の地方公共団体として知事が別に定めるもの（以下「連携自治体」という。）における口座等に記録された次に掲げる振替可能削減量に相当する温室効果ガス排出量の削減量として知事が別に定めるもの

(ア) 知事が別に定める事業所であって、目標達成を知事が確認した大規模事業所における超過削減量

(イ) 県内削減量

3 大規模事業者が、自らの大規模事業所における超過削減量について、他に移転したとき、又は後の削減期間における目標達成に充てることに利用したときは、当該移転又は利用の量

#### 備考

- 1 その他ガス削減量、超過削減量、県内削減量、県外削減量及び環境価値換算量は、当該量の算定の方法、算定に用いる情報、算定された量の値その他の知事が別に定める事項が知事が別に定める基準に適合することについて、知事が別に定めるところにより知事が認めた者が行う検証（以下「検証」という。）を受けるものとする。
- 2 大規模事業者は、目標の達成を評価する際には、知事が別に定めるところにより大規模事業所ごとに基準排出量及び目標設定ガス排出量について検証を受けるものとする。
- 3 大規模事業者は、大規模事業所が別表第4備考で定める地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所として知事が別に定める基準に適合している旨を知事に申請しようとするときは、知事が別に定めるところにより基準に適合していることについて検証を受けるものとする。
- 4 大規模事業者は、当該削減期間の終了年度の翌年度の末日において、算定排出削減量を排出削減目標量以上にすることができなかつた場合には、当該削減期間の排出削減目標量から当該削減期間の算定排出削減量を減じて得た量を次の削減期間の排出削減目標量に加えた量を次の削減期間の排出削減目標量とみなすものとする。
- 5 充当を行った振替可能削減量を削減目標の達成に利用すること以外の以下に定める用途に利用したときは、当該充当は、その効力を失うものとする。
  - (1) 環境価値換算量又はその他削減量のうちこの表の2(7)アに該当するものに係る電気等の環境価値を電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第6条の規定による基準利用量の減少のために経済

産業大臣に申請、届出その他の行為を行うこと（同法第2条第1項に規定する電気事業者の発電所（変電所を含む。）の削減義務の履行に充てた場合を除く。）。

- (2) 環境価値換算量に係る電気等の環境価値を他の者に移転するためにこの表の2(7)イの知事が認める期間に申請、届出その他の行為を行うこと。
- (3) 振替可能削減量に係る温室効果ガス排出量の削減量又は電気等の環境価値を、連携自治体における温室効果ガス排出量の削減目標の達成その他の知事が別に定める義務の履行又は措置の実施に充てるために当該連携自治体の長に申請、届出その他の行為を行うこと。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司


- 一 要措置区域として指定する区域  
別図のとおり（埼玉県上尾市柏座一丁目六百八十五番四十二の一部、六百八十五番百十八の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン
- 三 講ずべき指示措置  
地下水の水質の測定

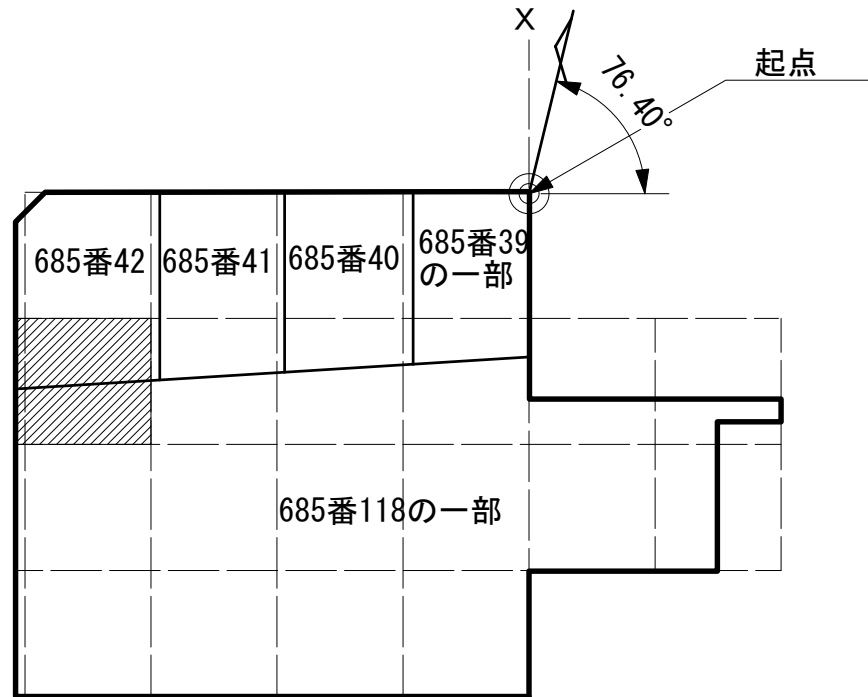
起点

起点は形質変更範囲の最北端となる上尾市柏座1丁目685番42の敷地境界杭から東に38.73mの地点とする。

格子の回転角76.4度

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

 要措置区域



## 告 示

埼玉県告示第四百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司



一 指定医療機関

名 称	開設者	所在地	指定年月日
さいとう内科クリニック	齋藤 拓郎	所沢市小手指町4-17-3	平成23年8月11日
上福岡駅前アイクリニック	小林 俊介	ふじみ野市上福岡6-4-5 メディカルセンター上福岡2階C号室	平成24年2月1日
医療法人社団一城会 一城クリニック	医療法人社団一城会	三郷市采女1-8-2	平成23年8月1日
医療法人和泉会 荘和泉クリニック	医療法人和泉会	戸田市新曽1705-2	平成24年2月1日
正田眼科	正田 政一郎	深谷市稲荷町1-2-15	平成24年2月1日
田中耳鼻いんこう科	田中 雄一	所沢市西狭山ヶ丘1-2448	平成24年2月10日
すこやか歯科	榎 健	比企郡ときがわ町番匠204-4	平成24年2月1日
増野歯科医院	増野 光彦	坂戸市関間4-4-21 サンエス若葉1階	平成24年1月17日
アイ・歯科クリニック	石川 学	加須市栄1100-5	平成23年8月1日
ニーズ歯科	杉山 貴則	吉川市美南5-4-3	平成24年2月14日
谷野歯科医院	谷野 文宣	川口市飯塚2-10-2	平成24年1月1日
浦島歯科医院	遠田 耕作	秩父市宮側町20-19	平成24年2月1日
たきの歯科	山本 達也	ふじみ野市滝2-5-37	平成24年2月1日
ブレメン薬局幸手店	株式会社ウィーズ	幸手市幸手2800-1	平成24年2月1日
イチワタおぶすま薬局	株式会社イチワタ	大里郡寄居町富田2917-2	平成24年2月1日

そよ風薬局 小手指店	株式会社ファーマテック	所沢市小手指元町3-2-36	平成24年2月1日
かもめ薬局 三郷店	トライアドジャパン株式会社	三郷市谷口567-1	平成24年3月2日
みやこ薬局 戸田店	株式会社サイファー企画	戸田市新曽1705	平成24年2月1日
ワカバ薬局 ふじみ野店	有限会社カナイメディカル	ふじみ野市大井651-6	平成24年3月1日
訪問看護ステーションつぼみ	株式会社つぼみ	新座市野火止4-1-23 込戸ビル2階	平成24年2月1日
訪問看護ステーションひだまりの郷	有限会社ティー・ケイ・オー	川口市上青木1-10-21	平成21年12月14日

## 二 指定施術者

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
松田 悦典		わらびFit整骨院	蕨市塚越2-5-18	平成24年2月10日
村松 光明		光明整骨院	入間市久保稲荷4-25-42	平成24年2月24日
萩原 直斗		埼玉リオ接骨院	戸田市本町1-16-13	平成24年2月16日
小林 沙友里		新田和柔整院	草加市金明町379-3	平成24年3月1日
山内 賢三		(有)アトラサオン	新座市あたご3-1-7あたごハイム102	平成24年2月1日
杉本 東		東堂治療院	さいたま市見沼区島町247-6	平成24年2月24日
松田 定雄		らいふマッサージ治療院 上尾店	上尾市愛宕1-2-7 NK上尾ビル401	平成24年3月1日
杉山 良彰		前砂Cozy Room	鴻巣市前砂151-18	平成24年2月16日

大野 知 広		(有)アトラサオン	新座市あたご3-1-7 あたごハイム102	平成24年2月16日
小林 義 孝		こばやし指圧院	川島町東大塚5	平成24年2月28日
田端 幹 男		田端東洋治療院	秩父市荒川久那3949-4	平成23年11月1日
鈴木 なおみ		鈴木 なおみ	熊谷市柿沼272-5	平成24年2月20日

## 告 示

埼玉県告示第四百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
クオール薬局 羽生中央店	名称	スズハ調剤薬局	クオール薬局 羽生中央店
はなだ薬局	所在地	蓮田市馬込 1 6 8 1	蓮田市馬込 2 - 2 9 7
クオール薬局 羽生東店	名称	藤薬局	クオール薬局 羽生東店
クオール薬局 鎌塚店	名称	さつき薬局	クオール薬局 鎌塚店
クオール薬局 吹上店	名称	カイセイ薬局 吹上店	クオール薬局 吹上店
クオール薬局 志木店	名称	カスガ調剤薬局	クオール薬局 志木店
クオール薬局 エンジェル店	名称	エンジェル薬局	クオール薬局 エンジェル店
クオール薬局 おおはら店	名称	おおはら薬局	クオール薬局 おおはら店
クオール薬局 武里店	名称	たけさと薬局	クオール薬局 武里店

二 指定施術者

名称	変更事項	変更前	変更後
いとう接骨院	住所	朝霞市本町 1-29-8 ヒルトップ <sup>®</sup> 朝霞 101	朝霞市膝折町 4-12-36
白岡総合整骨院	住所	白岡町野牛 1032 プラント <sup>®</sup> -ル壱番館 206	久喜市外野 478-1 アイラント <sup>®</sup> グリーン A201

## 告 示

埼玉県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
田 中 耳 鼻 咽 喉 科	所 沢 市 西 狭 山 ケ 丘 1 - 2 4 4 8	平 成 24 年 2 月 9 日
浦 島 歯 科 医 院	秩 父 市 宮 側 町 2 0 - 1 9	平 成 24 年 1 月 31 日
増 野 歯 科 医 院	坂 戸 市 関 間 4 - 8 - 2	平 成 24 年 1 月 16 日
一 城 ク リ ニ ッ ク	三 郷 市 彦 成 3 - 7 - 1 - 1 0 1	平 成 23 年 7 月 31 日
訪問看護ステーション ひだまりの郷	川 口 市 上 青 木 4 - 1 2 - 4	平 成 21 年 12 月 14 日
医療法人和泉会（社団） 荘内科医院	戸 田 市 新 曾 1 6 9 6 - 2	平 成 24 年 1 月 31 日
アイリスデンタルクリニック	八 潮 市 大 曾 根 2 7 1	平 成 23 年 9 月 15 日
ブ レ ー メ ン 薬 局 幸 手 店	幸 手 市 東 5 - 3 - 1 4	平 成 24 年 1 月 31 日
そ よ 風 薬 局 小 手 指 店	所 沢 市 小 手 指 元 町 3 - 2 - 3 6	平 成 24 年 1 月 31 日
上 福 岡 駅 前 アイ ク リ ニ ッ ク	ふ じ み 野 市 上 福 岡 6 - 4 - 5 メ デ ィ カ ル セ ン タ ー 上 福 岡 2 階 C 号 室	平 成 24 年 1 月 31 日
S F C 薬 局 久 喜 店	久 喜 市 上 町 1 4 - 6	平 成 24 年 1 月 31 日
正 田 眼 科	深 谷 市 稻 荷 町 1 - 8 - 3 3	平 成 24 年 1 月 31 日
ド ラ ッ グ イ チ ワ タ お ぶ す ま 薬 局	大 里 郡 寄 居 町 富 田 2 9 1 7 - 2	平 成 24 年 1 月 31 日
佐 々 木 耳 鼻 咽 喉 科	坂 戸 市 末 広 町 5 - 1 関 根 ビ ル 2 F	平 成 24 年 3 月 31 日
谷 野 歯 科 医 院	川 口 市 飯 塚 2 - 1 0 - 2	平 成 23 年 12 月 31 日
み な み 薬 局	越 谷 市 南 越 谷 4 - 1 3 - 1	平 成 24 年 2 月 29 日

## 告 示

埼玉県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司



一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
医療法人献成会ハッピー歯科	鴻巣市北新宿225-1ユニクス鴻巣ショッピングセンター2F	平成24年5月1日
医療法人肇医会 高橋皮膚科医院	北本市二ツ家3-5-2	平成24年3月31日

## 告 示

埼玉県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）の規定による指定施術者から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	休止年月日
小山力丸	所沢市東所沢 1 - 2 - 9	平成 24 年 4 月 1 日

## 告 示

埼玉県告示第四百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
デイサービス ハッピークローバー	川口市東本郷2-17-31	県南福祉サービス有限会社	通 所 介 護	平成24年2月1日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平成24年2月1日
老人保健施設栗橋ナーシングホーム翔裕園	久喜市小右衛門道下951-1	社会福祉法人 元気村	介護予防通所リハビリテーション	平成23年12月1日
あおば薬局蓮田	蓮田市本町2-18	薬樹株式会社	介護予防居宅療養管理指導	平成18年4月1日
小規模多機能ホーム戸田さくらそう	戸田市本町3-9-13	セントスタッフ株式会社	小規模多機能型居宅介護	平成23年12月26日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成23年12月26日
アースサポート狭山	狭山市富士見1-10-1	アースサポート株式会社	訪 問 介 護	平成24年3月1日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	平成24年3月1日
鶴ヶ島中央薬局天神店	鶴ヶ島市高倉768-6	株式会社 アイシス	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成24年1月1日
デイサービス 美空	深谷市人見960-19	有限会社久米工業	通 所 介 護	平成24年2月1日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平成24年2月1日
ひかり薬局	三郷市鷹野4-516-1	株式会社 高橋総業	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成24年1月1日
訪問介護 こころ粋	比企郡滑川町月輪992-30	株式会社 柔愛堂グループ	訪 問 介 護	平成24年3月1日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	平成24年3月1日
介護付有料老人ホームみんなの家・志木上宗岡	志木市上宗岡3-6-40	株式会社ウイズネット	特定施設入居者生活介護	平成23年11月1日

			介護予防特定施設入居者生活介護	平成 23 年 11 月 1 日
訪問介護ステーション「かがやき」	東松山市石橋 1 5 9 8 - 4	合同会社ヒューマンサポート	訪問介護	平成 23 年 8 月 1 日
			介護予防訪問介護	平成 23 年 8 月 1 日
ライフタウン輝里	東松山市上唐子 1 5 2 3 - 1	株式会社ライフータルサービス	小規模多機能型居宅介護	平成 24 年 3 月 1 日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成 24 年 3 月 1 日
ライフタウン愛里 貳番館	東松山市上唐子 1 5 2 3 - 1	株式会社ライフータルサービス	認知症対応型共同生活介護	平成 24 年 3 月 1 日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成 24 年 3 月 1 日
薬局 松山中央	東松山市材木町 2 1 - 8 吉建ビルD館 1 F 1 0 1 号室	薬樹株式会社	居宅療養管理指導	平成 21 年 10 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	平成 21 年 10 月 1 日
茶話本舗デイサービスあんしん越谷	越谷市下間久里 5 2 6 - 9	あんしんメディカルケアサービス株式会社	通所介護	平成 24 年 2 月 1 日
デイサービスセンター ソラティア	南埼玉郡白岡町小久喜 2 0 1 - 1 3	株式会社クリエ	通所介護	平成 23 年 12 月 1 日
			介護予防通所介護	平成 23 年 12 月 1 日
ケアサポートそうか新善 居宅介護支援事業所	草加市新善町 2 2 4 - 1	ケアサポート株式会社	居宅介護支援	平成 24 年 2 月 1 日
ケアセンターさくら苑	深谷市東方 4 2 9 4 - 8	有限会社システック	通所介護	平成 24 年 3 月 1 日
デイサービスセンター 森のふくろう	深谷市上野台 4 9 1 - 1 6	有限会社 松村商事	通所介護	平成 24 年 3 月 1 日
おおつ整形外科	春日部市中央 2 - 1 7 - 1 0 昭和ビル 3 F	大津 雅一	訪問リハビリテーション	平成 24 年 2 月 1 日
			居宅療養管理指導	平成 24 年 2 月 1 日
よつみデイサービスセンター	新座市畑中 1 - 1 4 - 2 3	有限会社よつみ	通所介護	平成 24 年 2 月 1 日

			介護予防通所介護	平成24年2月1日
訪問看護ステーション つぼみ	新座市野火止4-1-23込戸ビル2階	株式会社 つぼみ	訪問看護	平成24年2月1日
			介護予防訪問看護	平成24年2月1日
くるみデイサービス	本庄市小島3-16-26	合同会社 アクシス	通所介護	平成24年3月1日
			介護予防通所介護	平成24年3月1日
ショートステイサービス みどりの風鶴ヶ島	鶴ヶ島市上広谷543-1	社会福祉法人 稲穂の道	短期入所生活介護	平成24年3月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成24年3月1日
居宅介護支援事業所 みどりの風鶴ヶ島	鶴ヶ島市上広谷543-1	社会福祉法人 稲穂の道	居宅介護支援	平成24年3月1日
谷野歯科医院	川口市飯塚2-10-2	谷野 文宣	居宅療養管理指導	平成24年1月1日
小池薬局	川口市南前川2-19-7	小池 秀行	居宅療養管理指導	平成24年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成24年4月1日
デイサービス ぷろけあ	川口市弥平1-4-11	株式会社 Funtree	通所介護	平成24年2月1日
			介護予防通所介護	平成24年2月1日
ケアプランセンターハートフルおおむら	志木市上宗岡2-20-31	アクアイースト株式会社	居宅介護支援	平成24年2月23日
医療法人社団 マハ口会 かみむら 歯科医院	越谷市相模町2-226-4	医療法人社団 マハ口会	居宅療養管理指導	平成19年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成19年4月1日
なごみ薬局	深谷市小前田2799-1	有限会社 医薬総研薬師	居宅療養管理指導	平成22年5月1日
ケアサポート あすなる	狭山市青柳23-2	有限会社スマイルライフ・サポート	居宅介護支援	平成23年11月1日

ケアセンターみんなのあおぞら	秩父郡長瀬町岩田478-14	有限会社太陽の子	居宅介護支援	平成24年3月1日
グループホーム 彩花	朝霞市溝沼806-1	有限会社 福寿	認知症対応型共同生活介護	平成24年2月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成24年2月1日
有貴歯科クリニック	所沢市小手指町3-9-1グランデール小手指2号1-C	林田 有貴子	居宅療養管理指導	平成24年2月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成24年2月1日
リハビリスタジオ オアシス	朝霞市西弁財1-10-21プリランテ朝霞台105	株式会社 ゆうせん堂	通所介護	平成24年2月1日
			介護予防通所介護	平成24年2月1日
ケアサポート・智	鴻巣市箕田3741-3	合同会社 フジ・パブリシティ	訪問介護	平成24年2月1日
			介護予防訪問介護	平成24年2月1日
さくらんぼ	鴻巣市箕田3916-7	アキヤ電気株式会社	通所介護	平成24年2月1日
			介護予防通所介護	平成24年2月1日
居宅介護支援事業所 かんげんどう	鴻巣市赤見台1-8-7	有限会社 M M K	居宅介護支援	平成24年2月21日
デイサービス スターランド	富士見市水子5053-2アイエイビル1F	株式会社 レミファ	通所介護	平成24年1月1日
			介護予防通所介護	平成24年1月1日
デイサービス本舗 むさし野	入間市中神654	株式会社アヴァンティ	通所介護	平成24年1月1日
			介護予防通所介護	平成24年1月1日



## 告 示

埼玉県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
やさしい手川口芝新町 訪問介護事業所	名 称	やさしい手川口訪問介護事業所	やさしい手川口芝新町訪問介護事業所	介護予防訪問介護
				訪 問 介 護
介 護 ハ ー ト	所在地	飯 能 市 双 柳 1 1 6 8 - 3 5	飯 能 市 岩 沢 2 4 - 3	介護予防訪問介護
				訪 問 介 護
ニチイケアセンターふきあげ	所在地	鴻巣市吹上富士見4-5-4 ハイパインF101	鴻巣市南町1-12-16	介護予防訪問介護
				訪 問 介 護
ニチイケアセンターふきあげ	所在地	鴻巣市吹上富士見4-5-4 ハイパインF101	鴻巣市南町1-12-16	居 宅 介 護 支 援
ゆめふる所沢店	名 称	やさしい手所沢デイサービスセンター	ゆめふる所沢店	通 所 介 護
				介護予防通所介護
医療法人社団 悠翔会 悠翔会在宅クリニック川口	名 称	医 療 法 人 社 団 悠 翔 会 川口メディカルクリニック	医 療 法 人 社 団 悠 翔 会 悠翔会在宅クリニック川口	訪 問 看 護
				介護予防居宅療養管理指導
				介護予防訪問看護
				居 宅 療 養 管 理 指 導
居宅介護支援事業所介護屋本舗	所在地	越 谷 市 花 田 7 - 1 4 - 1 6	越 谷 市 花 田 2 - 2 6 - 4	居 宅 介 護 支 援

## 告 示

埼玉県告示第四百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
谷 野 歯 科 医 院	川 口 市 飯 塚 2 - 1 0 - 2	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 23 年 12 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 23 年 12 月 31 日
S F C 薬 局 久 喜 店	久 喜 市 上 町 1 4 - 6	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 24 年 1 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 24 年 1 月 31 日
北 川 辺 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	加 須 市 麦 倉 1 9 2 - 1	訪 問 看 護	平成 24 年 3 月 31 日
		介 護 予 防 訪 問 看 護	平成 24 年 3 月 31 日
ハ ッ ピ ー 越 谷 ・ 居 宅 介 護 支 援 事 業 所	越 谷 市 北 越 谷 4 - 2 3 - 8 ル ミ エ ー ル 北 越 谷 1 F	居 宅 介 護 支 援	平成 20 年 6 月 30 日
訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン せ ん ば	川 口 市 南 鳩 ヶ 谷 4 - 2 7 - 4 マ ン シ ョ ン ザ 佳 苑 1 0 1	訪 問 介 護	平成 23 年 12 月 1 日
		居 宅 介 護 支 援	平成 23 年 12 月 1 日
		介 護 予 防 訪 問 介 護	平成 23 年 12 月 1 日
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 デ イ サ ー ビ ス 本 舗 む さ し 野	入 間 市 中 神 6 5 4	居 宅 介 護 支 援	平成 23 年 12 月 31 日
ふ じ み 野 市 立 大 井 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	ふ じ み 野 市 大 井 中 央 2 - 2 - 1	通 所 介 護	平成 24 年 3 月 31 日
		介 護 予 防 通 所 介 護	平成 24 年 3 月 31 日
デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 森 の ふ く ろ う	深 谷 市 上 野 台 4 9 1 - 1 6	通 所 介 護	平成 24 年 2 月 29 日

告 示

埼玉県告示第四百十二号

埼玉県立嵐山郷条例（昭和五十年埼玉県条例第七十四号）別表第二の知事が別に定める額を次の表のとおり定め、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十二年埼玉県告示第五百二十四号（埼玉県立嵐山郷条例別表第二の知事が別に定める額）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

表一 診療及び検査

区 分	内 容	利用料金の上限額
診療及び検査	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第六号に規定する医薬品の承認外投与 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第六号に規定する診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する回数を超えて受けた診療 自費診療（歯科に係るものに限る。） 材料費（歯科診療に係るものに限る。）	薬価基準に定める薬価の額   歯科診療報酬点数表に準じて得た額 実費相当額
	医科診療報酬点数表に準じて得た額	

表二 児童福祉法に基づく指定入所支援

区 分	内 容	利用料金の上限額
児童福祉法第二十四条の二 第一項の入所 特定費用のうち	食事の提供に要する費用	一食につき 朝食 三九〇円 昼食 五〇〇円 夕食 五〇〇円

ち福祉型障害 児入所施設に 係るもの	光熱水費	被服費	日用品費	利用者の便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの	児童福祉法第 二十四条の二 第一項の入所 特定費用のう ち医療型障害 児入所施設に 係るもの
児童福祉法第 二十四条の二 第一項の入所 特定費用のう ち医療型障害 児入所施設に 係るもの	被服費	日用品費	日用品費	利用者の便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの	
児童福祉法第 二十四条の二 第一項の入所 特定費用のう ち医療型障害 児入所施設に 係るもの	被服費	日用品費	日用品費	利用者の便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの	
児童福祉法第 二十四条の二 第一項の入所 特定費用のう ち医療型障害 児入所施設に 係るもの	被服費	日用品費	日用品費	利用者の便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの	

表三 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス

障害者自立支 援法第二十九 条第一項の特 定費用のうち 療養介護に係 るもの	区 分	内 容	利用料金の上限額	障害者自立支 援法第二十九 条第一項の特 定費用のうち 療養介護に係 るもの
障害者自立支 援法第二十九 条第一項の特 定費用のうち 生活介護に係 るもの	区 分	内 容	利用料金の上限額	食事の提供に要する費用
障害者自立支 援法第二十九 条第一項の特 定費用のうち 生活介護に係 るもの	区 分	内 容	利用料金の上限額	創作的活動の係る材料費 生産活動に係る材料費 日用品費
障害者自立支 援法第二十九 条第一項の特 定費用のうち 生活介護に係 るもの	区 分	内 容	利用料金の上限額	日用品費

障害者自立支 援法第二十九	障害者自立支 援法第二十九 条第一項の特 定費用のうち 重症心身障害 児者短期入所 事業支援に係 るもの	利用者 の便宜に要する費用 のうち、日常生活において 通常必要となるものに係る 費用であつて、利用者 に負担させることが 適当と認められるもの	食事の提供に要する費用	光熱水費	日用品費	利用者の便宜に要する費用 のうち、日常生活において 通常必要となるものに 係る費用であつて、 利用者負担させる ことが適当と認め られるもの	障害者自立支 援法第二十九 条第一項の特 定費用のうち 知的障害児者 短期入所事業 支援に係るもの	利用者 の便宜に要する費用 のうち、日常生活において 通常必要となるものに 係る費用であつて、 利用者負担させる ことが適当と認め られるもの	実費相当額
障害者自立支 援法第二十九	障害者自立支 援法第二十九 条第一項の特 定費用のうち 重症心身障害 児者短期入所 事業支援に係 るもの	利用者 の便宜に要する費用 のうち、日常生活において 通常必要となるものに 係る費用であつて、 利用者負担させる ことが適当と認め られるもの	食事の提供に要する費用	光熱水費	日用品費	利用者の便宜に要する費用 のうち、日常生活において 通常必要となるものに 係る費用であつて、 利用者負担させる ことが適当と認め られるもの	障害者自立支 援法第二十九 条第一項の特 定費用のうち 知的障害児者 短期入所事業 支援に係るもの	利用者 の便宜に要する費用 のうち、日常生活において 通常必要となるものに 係る費用であつて、 利用者負担させる ことが適当と認め られるもの	実費相当額
一食につき 朝食 三九〇円	一食につき 三九〇円	一日につき 五一〇円	実費相当額	実費相当額	実費相当額	三九〇円	三九〇円	三九〇円	三九〇円

条第一項の特 定費用のうち 施設入所支援 に係るもの	光熱水費	昼食 五〇〇円
	日用品費	夕食 五〇〇円
利用者の便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費相当額	一日につき 五一〇円
	実費相当額	実費相当額

表四 ツベルクリン反応検査及び予防接種並びに身体検査（試験検査を除く。）

ツベルクリン反応検査及び予防接種	区分	利用料金の上限額
身体検査（試験検査を除く。）		一件につき 二、八三〇円

備考 次の各号に掲げる者に係るツベルクリン反応検査及び予防接種の利用料金の上限額は、所定の金額にそれぞれ当該各号に定める金額を加えたものとする。

- 一 三歳未満の者 一、一五〇円
- 二 三歳以上六歳未満の者 七八〇円



# 告 示

埼玉県告示第四百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）島忠ホームズ三郷中央店

埼玉県三郷市三郷中央地区九十五 二街区四、五画地

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年十一月十七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七千三百二十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二三一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十四年三月十六日

二 縦覧期間

平成二十四年三月三十日から平成二十四年七月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年三月三十日から平成二十四年七月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第四百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

さいたまコープ コープ蓮田

埼玉県蓮田市大字馬込字七番千四百三十四番三外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）生活協同組合さいたまコープ 理事長 石川祐司

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

（変更後）生活協同組合さいたまコープ 代表理事 佐藤利昭

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

## ハ 変更年月日

平成十九年六月七日

## ニ 届出年月日

平成二十四年三月十六日

## 二 縦覧期間

平成二十四年三月三十日から平成二十四年七月三十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年三月三十日から平成二十四年七月三十日まで

## ロ 意見書提出先



# 告示

埼玉県告示第四百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

さいたまコープ コープ蓮田

埼玉県蓮田市大字馬込字七番千四百三十四番三外

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九六台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場 ・ 午前八時四十五分から午後十一時十五分

（変更後）駐車場 ・ 午前八時四十五分から午後十一時十五分

駐車場 午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一か所 位置 図面省略

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

## ハ 変更年月日

平成二十四年四月一日外

## ニ 届出年月日

平成二十四年三月十六日

## 二 縦覧期間

平成二十四年三月三十日から平成二十四年七月三十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年三月三十日から平成二十四年七月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第四百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

日本ファイルコン下藤沢ビル

埼玉県入間市大字下藤沢東台百八十八 一

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）下藤沢ビル

（変更後）日本ファイルコン下藤沢ビル

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）日本ファイルコン株式会社 代表取締役社長 相澤毅

（変更後）日本ファイルコン株式会社 代表取締役 渡邊岳敏

## ハ 変更年月日

平成二十四年二月二十四日

## 二 届出年月日

平成二十四年三月二十一日

## 二 縦覧期間

平成二十四年三月三十日から平成二十四年七月三十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年三月三十日から平成二十四年七月三十日まで

## ロ 意見書提出先





# 告 示

埼玉県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業兔田暮坪地区（中山間地域総合整備事業のうち区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧にする。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十四年三月三十日から

平成二十四年四月二十七日まで

## 二 縦覧場所

秩父市役所

# 告 示

埼玉県告示第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、行田市野村正幸ほか十九人からの荒木郷地裏土地改良区設立の認可申請を平成二十四年三月二十六日適当と決定したので、同条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業（維持管理事業）計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十四年四月二日から

平成二十四年五月一日まで

## 二 縦覧場所

行田市役所

# 告示

## 埼玉県告示第四百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
高柳―3	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
生野	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
高柳―2	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
間瀬―3―1	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
間瀬―3―2	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
黒石	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
根岸―1	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
根岸―2	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え	急傾斜地の崩壊







駒高―1―3	駒高―1―2	駒高―1―1	横手―1―2	横手―1―1	二ノ宮沢	宮内沢支溪北	宮内沢支溪南	山崎沢	御厨川支溪	春貞寺沢
置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

高麗本郷 2	山下沢	高麗本郷 1	高麗本郷 5	高麗本郷 4	高麗本郷 4	高麗本郷 3   2	高麗本郷 3   1	高麗本郷 2	高麗本郷 1	横手 2	山下 1
平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊







二 土砂災害特別警戒区域

間瀬 — 3 — 2	間瀬 — 3 — 1	高柳 — 2	生野	高柳 — 3	土砂災害特別警戒 区域の名称	土砂災害特別警戒 区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害の発生を 防止するために行 う建築物の構造の 規制に必要な衝撃 に関する事項
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土砂災害特別警戒 区域	土砂災害特別警戒 区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害の発生を 防止するために行 う建築物の構造の 規制に必要な衝撃 に関する事項
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊				
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。				

坂本沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
矢那瀬2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流

	<p>本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
黒石	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
根岸―1	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
根岸―2	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
山崎	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
下町―3	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
小平―2	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>



	滝の前―3		滝の前―4	下町―2	秋山―1―1	秋山―1―2	秋山―2	秋山―4
に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。

小平川	山崎	高柳 ― 4	南十条8区 ― 1	内出	小平 ― 1	秋山 ― 6	
本庄県土整備事務 平面図等を埼玉県 に供する。	本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	本庄県土整備事務 所及び美里町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
本庄県土整備事務 平面図等を埼玉県 に供する。	本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	本庄県土整備事務 所及び美里町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。





山下―1	駒高―1―3	駒高―1―2	駒高―1―1	横手―1―2	横手―1―1	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び日高市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。





小坂2	に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
中西2	に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
大月1	に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
大月2	に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
矢那瀬根岸	に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
矢那瀬根岸1	に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
矢那瀬根岸2-1	に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。

石原沢1							
小坂2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	小坂1―3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
小坂1―2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	小坂1―1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
矢那瀬根岸3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	矢那瀬根岸2―2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
	所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。		所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。		所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。		所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。

	<p>秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>石原沢2</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>大月沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>大槻沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>梅の木沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>坂本沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>矢那瀬2</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>

# 告 示

埼玉県告示第四百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第七百五十七号で告示した羽生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

羽生市

二 都市計画事業の種類及び名称

羽生都市計画下水道事業羽生公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十二月二十三日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

# 告示

埼玉県告示第四百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十七号で告示した行田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 施行者の名称

行田市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

行田都市計画下水道事業行田公共下水道

## 三 事業施行期間

昭和二十五年十一月六日から

平成二十八年三月三十一日まで

## 四 変更に係る事業地

### イ 合流区域

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十七号、昭和五十六年埼玉県告示第千七百九十九号、昭和五十八年埼玉県告示第千二百三十九号、昭和六十二年埼玉県告示第千五百九十二号、平成二年埼玉県告示第百九十一号、平成五年埼玉県告示第百三十二号、平成九年埼玉県告示第百五十八号、平成十二年埼玉県告示第百三十七号、平成十三年埼玉県告示第百五十九号及び平成十五年埼玉県告示第千七百六十二号の事業地に、緑町及び佐間二丁目を加え、矢場一丁目において事業地を変更する。

### ロ 分流汚水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十七号、昭和五十六年埼玉県告示第千七百九十九号、昭和五十八年埼玉県告示第千二百三十九号、昭和六十二年埼玉県告示第千五百九十二号、平成二年埼玉県告示第百九十一号、平成五年埼玉県告示第百三十二号、平成九年埼玉県告示第百五



十八号、平成十二年埼玉県告示第八百三十七号、平成十三年埼玉県告示第五百九号及び平成十五年埼玉県告示第七百六十二号の事業地に、藤原町一丁目、藤原町二丁目、藤原町三丁目、大字若小玉、大字長野を加える。

## 八 分流雨水

(1) 収用の部分  
変更なし

(2) 使用の部分  
変更なし

# 告 示

埼玉県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十二年埼玉県告示第千六百八十五号で告示した蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

久喜市

二 都市計画事業の種類及び名称

蓮田都市計画下水道事業久喜公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十三日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十二年埼玉県告示第千六百八十五号、昭和五十五年埼玉県告示第千七百五十九号、昭和五十九年埼玉県告示第五百二十七号、平成二年埼玉県告示第四百十一号、平成五年埼玉県告示第三百三十五号、平成八年埼玉県告示第四百六十三号、平成十二年埼玉県告示第三百七十二号、平成十五年埼玉県告示第七百三十八号、平成十六年埼玉県告示第千九百十七号及び平成二十年埼玉県告示第三百八十二号の事業地に久喜市菖蒲町三箇字堤下を加え、久喜市菖蒲町菖蒲字菖蒲、字宮本、字西堀、字陣屋及び字寺田並びに菖蒲町三箇字矢島、字寺田、字辻、字上中島及び字道沼地内において事業地を変更する。

八 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

# 告示

埼玉県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第四百九十四号で告示した川越都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 施行者の名称

川越市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画下水道事業川越公共下水道

## 三 事業施行期間

昭和三十五年四月一日から

平成二十七年三月三十一日まで

## 四 変更に係る事業地

### イ 合流

(1) 収用の部分  
変更なし

(2) 使用の部分  
変更なし

### ロ 汚水

(1) 収用の部分  
変更なし

(2) 使用の部分  
変更なし

### ハ 雨水

(1) 収用の部分  
変更なし

(2) 使用の部分  
変更なし

# 告 示

埼玉県告示第四百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第七七七号で告示した久喜都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 施行者の名称

久喜市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

久喜都市計画下水道事業久喜公共下水道

## 三 事業施行期間

昭和四十九年五月二十八日から

平成二十八年三月三十一日まで

## 四 変更に係る事業地

### イ 汚水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第七七七号、昭和四十七年埼玉県告示第千四百六十一号、昭和五十年埼玉県告示第二十二号、昭和五十六年埼玉県告示第千五百九十九号、昭和五十八年埼玉県告示第四百七十号、昭和五十九年埼玉県告示第六百四十五号、昭和六十一年埼玉県告示第四百九号、平成元年埼玉県告示第三百八号、平成三年埼玉県告示第千七百九十六号、平成七年埼玉県告示第千二百三十九号、平成十一年埼玉県告示第千四百六十号、平成十五年埼玉県告示第七百三十号、平成十八年埼玉県告示第五百三十三号及び平成二十年埼玉県告示第四百六十九号の事業地に久喜市北中曽根字川妻、所久喜字小ヶ原井、上清久字西谷、六万部字西谷、北中曽根字下新田前、字上新田前及び字山ノ下地内

を加える。

### 八 雨水

#### (1) 収用の部分

変更なし

(2)

使用の部分  
変更なし

# 告示

埼玉県告示第四百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第七百二号で告示した熊谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 施行者の名称

熊谷市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

熊谷都市計画下水道事業熊谷公共下水道

## 三 事業施行期間

昭和三十二年十一月十九日から

平成二十八年三月三十一日まで

## 四 変更に係る事業地

### イ 合流区域

#### （1） 収用の部分

変更なし

#### （2） 使用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第七百二号、昭和五十一年埼玉県告示第三百八号、昭和五十三年埼玉県告示第五百六十八号、昭和五十六年埼玉県告示第千八百九十九号、昭和五十八年埼玉県告示第五百三十号、昭和六十年埼玉県告示第千四百九十号、平成元年埼玉県告示第二百九十一号、平成五年埼玉県告示第四百四十号、平成八年埼玉県告示第二百四十五号、平成九年埼玉県告示第三百五十七号、平成十三年埼玉県告示第百六十六号、平成十七年埼玉県告示第千六百八十一号、平成二十年埼玉県告示第四百七十四号の事業地のうち、銀座六丁目、平戸字八町及び丸屋敷地内において事業地を変更し、戸出字高戸を削る。

### ロ 分流式汚水

#### （1） 収用の部分

変更なし

#### （2） 使用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第七百二号、昭和五十一年埼玉県告示第三百八号、昭和五十三年埼玉県告示第五百六十八号、昭和五十六年埼玉県

告示第千八百九十九号、昭和五十八年埼玉県告示第五百三十号、昭和六十年埼玉県告示第千四百九十号、平成元年埼玉県告示第二百九十一号、平成五年埼玉県告示第四百四十号、平成八年埼玉県告示第二百四十五号、平成九年埼玉県告示第三百五十七号、平成十三年埼玉県告示第百六十六号、平成十七年埼玉県告示第千六百八十一号、平成二十年埼玉県告示第四百七十四号の事業地に、三ヶ尻字北原、拾六間字中原、代字宮ノ下、原島字中ノ道及び市ノ井、大原四丁目を加える。

## 八 分流式雨水

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

# 告示

埼玉県告示第四百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第二百二十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 施行者の名称

滑川町

## 二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業滑川公共下水道

## 三 事業施行期間

平成元年二月二十八日から

平成二十八年三月三十一日まで

## 四 変更に係る事業地

イ 汚水

### (1) 収用の部分

変更なし

### (2) 使用の部分

平成元年埼玉県告示第二百二十三号、平成六年埼玉県告示第九百六十五号、平成九年埼玉県告示第六百六十四号、平成十四年埼玉県告示第百一号、平成二十年埼玉県告示第五百号及び平成二十一年埼玉県告示第四百五十一号の事業地に滑川町大字月輪字窪田及び字古屋敷を加え、滑川町大字月輪字中道北、字中道南、字林、字宮前、字築地、字溝半田、字新道上、字大堀及び字大堀前並びに大字羽尾字川向地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

### (1) 収用の部分

変更なし

### (2) 使用の部分

変更なし



# 告 示

埼玉県告示第四百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号で告示した大宮都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十年四月一日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

# 告 示

埼玉県告示第四百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十二年埼玉県告示第千三百九十四号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

久喜市

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業久喜公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十月二十一日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十二年埼玉県告示第千三百九十四号、昭和五十八年埼玉県告示第七百四十五号、昭和六十二年埼玉県告示第千三百十八号、平成二年埼玉県告示三百七十一号、平成六年埼玉県告示第三百三十号、平成八年埼玉県告示第千二百四十号、平成十三年埼玉県告示第千五百二十一号、平成十六年埼玉県告示第二千五百二十二号及び平成二十年埼玉県告示第四百十八号の事業地に久喜市南栗橋十一丁目並びに伊坂字谷倒、字外野、字雨宮及び字伊坂並びに松永字古利根川附、字権現前、字古堤、字星ノ宮、字前耕地及び字切戸崎を加え、久喜市伊坂字宝治戸浦、字千上、字町人新田、字古堤、字土取場及び字砂畑地内において事業地を変更する。

ハ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

# 告示

埼玉県告示第四百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十二年埼玉県告示第千五百四十八号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

久喜市

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業久喜公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十一月二十二日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

昭和五十二年埼玉県告示第千五百四十八号、昭和五十九年埼玉県告示第四百八十五号、昭和六十一年埼玉県告示第三百九十三号、昭和六十三年埼玉県告示第千四百七号、平成三年埼玉県告示第千二百九十一号、平成七年埼玉県告示第千二百七号、平成十一年埼玉県告示第千二百四十三号、平成十五年埼玉県告示第七百四十号及び平成二十年埼玉県告示第四百十七号の事業地のうち久喜市西大輪二丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

ハ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

# 告 示

埼玉県告示第四百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十六年埼玉県告示第千三百二十号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

杉戸町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業杉戸公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年九月一日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十六年埼玉県告示第千三百二十号、昭和五十八年埼玉県告示第千二百四十一号、昭和六十年埼玉県告示第千六百十号、平成二年埼玉県告示第九八〇号、平成六年埼玉県告示第千四百十二号、平成七年埼玉県告示第八百三十二号、平成十二年埼玉県告示第三百七十四号、平成十三年埼玉県告示第五十一号、平成十五年埼玉県告示第七百四十一号、平成十九年埼玉県告示第三百七十三号、平成二十三年埼玉県告示第四十号の事業地に杉戸町大字下高野字堤合、字上河原の一部を追加する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

# 告示

埼玉県告示第四百三十一号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

加須はなさき公園

二 位置

加須市水深及び船越地内

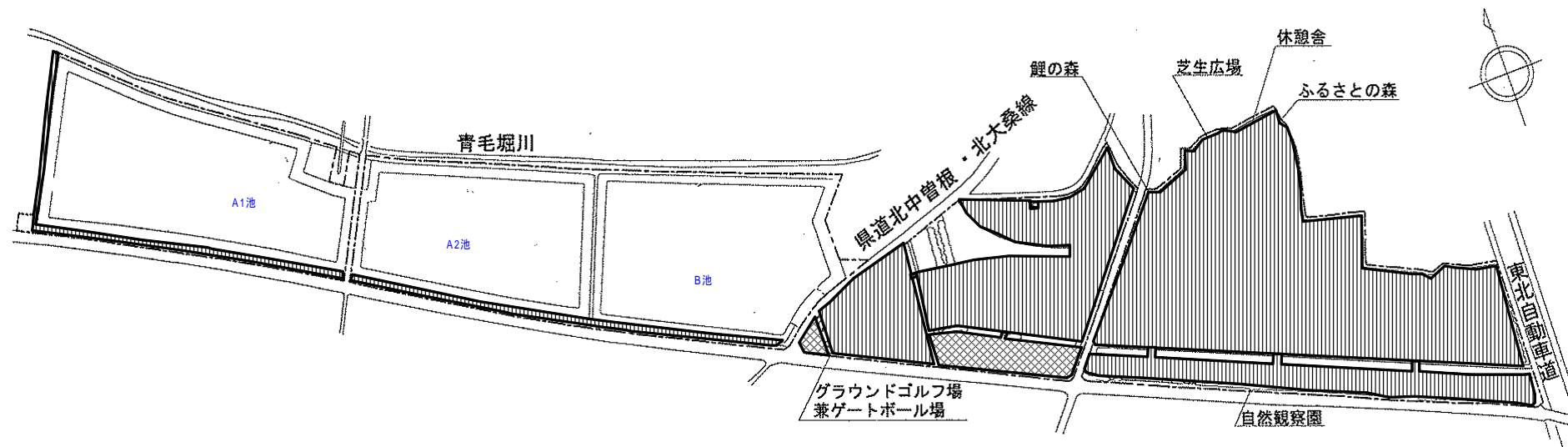
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十四年四月一日

# 加須はなさき公園



## - 凡例 -



供用済の区域



今回供用開始する区域

供用開始する区域の面積

1.0ha

# 告示

埼玉県告示第四百三十二号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

羽生水郷公園

二 位置

羽生市大字弥勒、大字日野手新田及び大字与兵衛新田地内

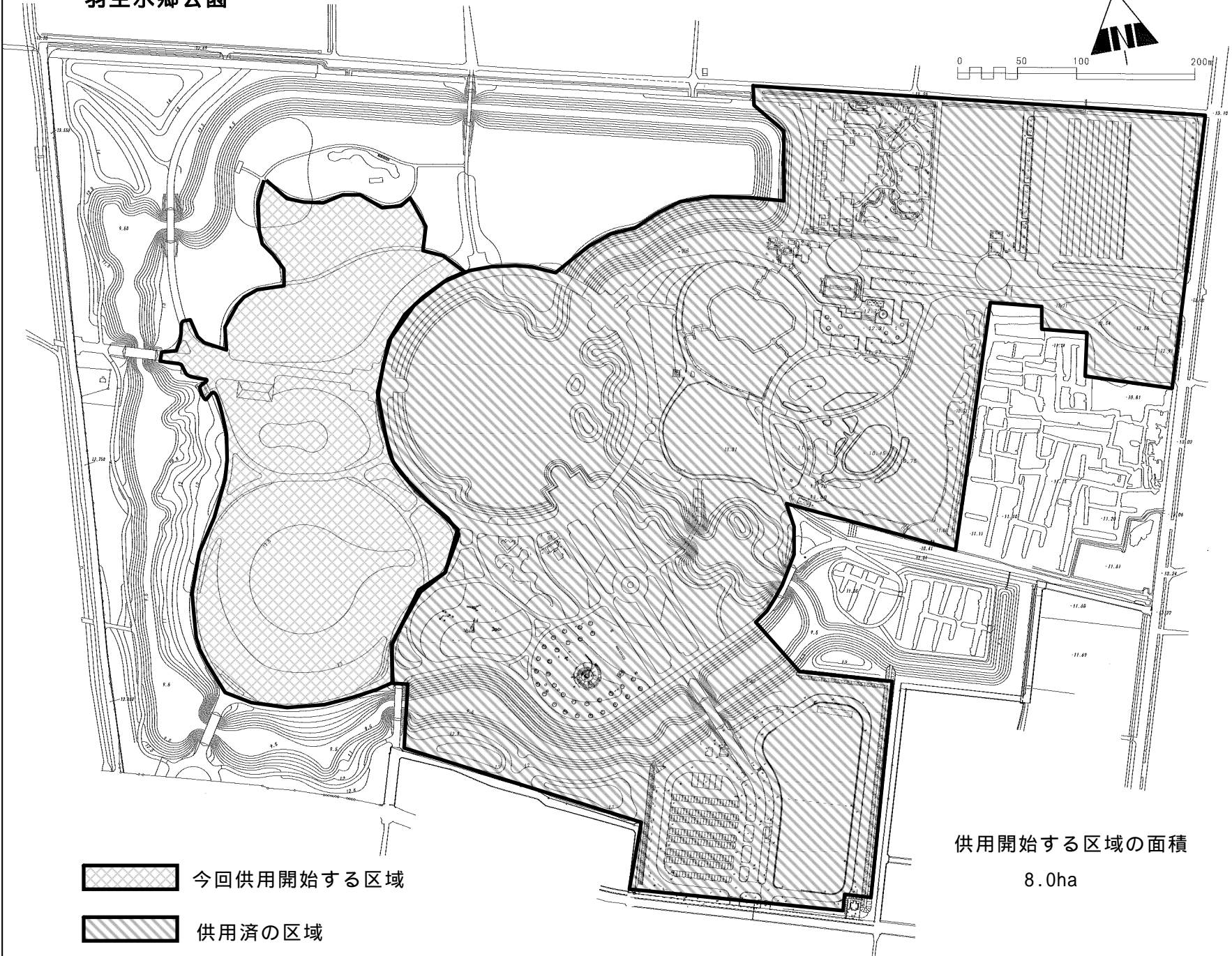
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十四年四月一日

# 羽生水郷公園



供用開始する区域の面積

8.0ha



# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

<p>さいたま東村山線</p>	<p>路線名</p>
<p>新座市野火止四丁目七七三番四九地先から 同市野火止三丁目九五一番六地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年三月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年十二月四日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長七三〇・八三メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 小島 一 男

路線名	県道鶴瀬停車場線
供用開始の区間	富士見市鶴瀬東二丁目二五二番一 二地先から 同市鶴瀬東二丁目二三四二番一 地先 まで
供用開始の期日	平成二十四年四月十四日
備考	延長三三三・五六メ ートル

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 小 島 一 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鶴瀬停車場線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
番一 地先 まで  同市 鶴瀨 東二 丁目 二三 四二	富士 見市 鶴瀨 東一 丁目 二五  二番 一二 地先 から	番五 地先 まで  同市 鶴瀨 東二 丁目 二三 六二	区  間
二九 ・九 九	二 ・  }	七 ・一  }	敷地 の幅 員  (メー トル)
三三 二・ 五六	四五 九・ 三		延 長  (メー トル)
鶴瀨 駅東 口  土 地 区 画 整 理 事 業			備  考

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
日向六反田一二二五番地先まで 同市大字高萩	日高市大字高萩 字六ツ塚二六一一番二地先から	日高市大字高萩 字六ツ塚二六一〇番七地先から 同市大字高萩 字谷ツ前一〇〇七番六地先まで	区 間
六七・〇〇	二五・〇〇、 九・二〇、 三三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	
一、九八〇・〇〇	一、七三八・〇〇	延長 (メートル)	
	旧 A は日高市に 引き継ぐ。		備 考



# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越日高線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字高萩 字下宿一二五番一地先まで</p>	<p>日高市大字高萩 字下宿一二四番一地先から</p>	区 間
<p>一一・〇〇 三三・四〇</p>	<p>一一・〇〇 一一・〇〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四八・〇〇</p>		(メートル) 延 長
<p>国道四百七号移管 に係る区域変更</p>		備 考

## 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水 村 正 和

三沢坂本線	路線名
秩父郡東秩父村大字坂本字矢ノ田ア三〇一八番地先から同郡同村大字坂本字矢ノ田ア三〇一五番地先まで	供用開始の区間
平成二十四年三月三十日	供用開始の期日
延長一五〇・〇〇メートル。	備考

# 告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 内藤 敏 夫

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
	本庄市児玉町児玉字下八幡一七八 番一地从り同市児玉町八幡山字北 田二九番一地从りまで		区 間
三八・五四	七・二二 三二・〇六	敷地の幅員 (メートル)	
二、四二四・二〇	二、八五五・二五	延長 (メートル)	
	前田児玉線として管理。	旧道の区域の除外。除外する区域の一部を本庄市へ引継ぎ、一部を一般国道四百六十二号及び県道小	備 考

# 告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 花園本庄線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
まで	本庄市寿一丁目九番二地先から同 市西富田字九反田五八八番一地先	まで 本庄市寿一丁目九番二地先から同 市本庄一丁目三一〇六番一―地先	区 間
三六・五二	八・〇〇 }	一一・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四、五四五・一七		一、五二一・〇〇	延長 (メートル)
		市道として引継ぐ。	備 考  平成十五年三月七日付埼玉県告示第四百六十六号で予定された引継ぎの処理であり、旧Aを本庄



# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

一 道路の種類 県道

二 路線名 加須北川辺線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三 一 二 三 番 一 地 先 ま で  同 市 中 樋 遣 川 字 七 釜 戸	加 須 市 下 樋 遣 川 字 南 瀬 田 和  一 四 一 九 番 二 地 先 か ら	区    間
一 二 一 〇 〇 〇 〇  一 六 三 〇	六 ・ 六 三 〇  一 五 ・ 五 二	敷 地 の 幅 員  (メ ー ト ル)
	一 二 一 〇 〇	延 長  (メ ー ト ル)
	橋 梁 架 換 工 事	備    考

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

<p>加須北川辺線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>加須市下樋遣川字南瀬田 和一四一九番二地先から 同市中樋遣川字七釜戸一 七四七番四地先まで (ただし、関係図面に表 示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年三月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>橋梁架換工事。 平成二十四年三月三十日付け 埼玉県行田県土整備事務所長 告示第七号で告示した道路区 域の一部供用開始である。 延長二〇・〇〇メートル</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 中井松伏線

三 道路の区域

新 B 旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>吉川市大字川藤字前新田三五六四番一 地先から同市大字川藤字下内谷二一 七番一 地先まで</p>	<p>吉川市大字川藤字前新田三二一〇番一 地先から同市大字川藤字下内谷二〇 七四番一 地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一六・三〇〇〇三六・〇〇</p>	<p>五・〇〇〇二六・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一四六・八〇</p>	<p>一一四三・〇〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>旧Aの一部は吉川市道へ移 管。その余は県道川藤野田 線として存置。</p>		

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

<p>三郷松伏線</p>	<p>路線名</p>
<p>吉川市大字三輪野江字蓮沼二三〇九番四 地先から同市大字加藤字中道一五三番三 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年三月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二〇九三・六〇メートル 用開始である。</p>	<p>備考 平成十七年三月二十九日付 け埼玉県告示第七百二十号 における道路区域の一部供 用開始である。</p>



# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新 B 旧 B	旧 A	旧 新 別
先まで 二地先から同市吉屋二丁目一六二番四地 吉川市大字三輪野江字宅地付一五二五番	地先まで 一地先から同市大字加藤字中道九三番 吉川市大字三輪野江字宅地付一五二二番	区 間
一五・〇〇〽五二・〇〇	五・五〇〽二六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三二〇六・六〇	二七二四・〇〇	延 長 (メートル)
線として存置。 管。その余は県道加藤平沼 旧Aの一部は吉川市道へ移		備 考

# 告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大島 秀彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加藤平沼線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
吉川市大字加藤字中道一五三番五地先から 同市大字加藤字前四四一番一地先まで	吉川市大字加藤字前四四三番一地先から 同市大字加藤字前四四一番一地先まで	区 間
七・四〇〇～三〇・〇〇	八・六〇〇～一五・四〇	敷地の幅員 (メートル)
四四〇・四〇	三三三・〇〇	延 長 (メートル)
		備 考  県道三郷松伏線のバイパス 建設に伴う路線の再編。

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 道路線名 行田蓮田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>久喜市菖蒲町上栢間字荒川部四三六八 番一地从り同市菖蒲町上栢間字堰下 四五三四番七地先まで</p>		区 間
<p>十二・二〇〇 十五・七〇</p>	<p>七・七五〇 十五・〇七</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>八五〇・七〇</p>		延 長 (メートル)
<p>道路改築工事による 歩道整備</p>		備 考

# 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

行田蓮田線	路線名
久喜市菖蒲町上栢間字荒川部四三六八番一 地 先から同市菖蒲町上栢間字堰下四五三四番七 地先まで	供用開始の区間
平成二十四年三月三十日	供用開始の期日
平成二十四年三月三十日付け埼玉 県杉戸県土整備事務所長告示第六 号で告示した供用開始である。 延長 八五〇・七〇メートル	備考



## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 道路線名 春日部久喜線

三 道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧A	南埼玉郡宮代町大字戸字芝原一三八九番一地从先から久喜市南二丁目五五番一地从先まで	六・九〇〇 十二・〇八	一二九六・三〇	旧Aは久喜市道及び宮代町道として引き継ぐ。
旧新B	南埼玉郡宮代町大字国納字横町六八一番四地从先から久喜市南三丁目一八八番一地从先まで	八・三九〇 三六・三九	一六〇六・四一	

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下高野杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸六 三四番一地先		区  間
一三・〇〇	一一・四七 一二・二五	敷地の幅員 (メートル)
一九・八〇		延 長 (メートル)
道路改良工事による。		備  考

# 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

路 線 名	下 高 野 杉 戸 線
供用開始の区間	北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前八三 八番一地先から同郡同町大字下高野字熊之 面前八三五番一地先まで
供用開始の期日	平成二十四年三月三十日
備 考	延長六七・一七メートル。 平成二十四年三月十六日付 け埼玉県杉戸県土整備事務 所長告示第五号で告示した 区域の供用開始である。

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 幸手境線
- 三 道路の区域

旧 新 別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新 A	幸手市北二丁目三十一番五地先から 同市大字権現堂一一四〇番三七地先 県境まで	六・〇〇〃 十・〇〇〃	七六二・〇〇	道路改築工事による。A及びBは、関係 図面に表示する敷地の区分である。 旧道は、幸手市に引き継ぐ予定。
新 B	幸手市東三丁目一〇一九番三地先か ら同市大字上吉羽字堤外一八七一番 五地先県境まで	九・四七〃 四六・〇〇	二二五五・〇〇	



## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 春日部久喜線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
まで	南埼玉郡宮代町字中島六〇番一地先 から同郡同町字道佛三八九番一地先	南埼玉郡宮代町字中島三九番一地先 から同郡同町字道佛三八九番六地先 まで	区 間
四八・二七	一六・〇〇〇	六・〇五〇 一五・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	六六〇・五〇	一〇九五・〇〇	延 長 (メートル)
備 考  平成二十年七月二十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十九号で予定された引継処理であり、旧Aは県道蓮田杉戸線と重複する部分を除き宮代町道として引き継ぐ。A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分である。			

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田杉戸線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
で 先から同郡同町字中島一番一地先ま	南埼玉郡宮代町字道佛三八九番六地	南埼玉郡宮代町字道佛二三七番二地 先から同郡同町百間五丁目三八九番 二地先まで	区 間
四八・二七	六・四〇〇	六・〇五〇 七・四七	敷地の幅員 (メートル)
一一〇九・五〇	一一〇九・五〇	六六五・〇〇	延 長 (メートル)
<p>平成二十年七月二十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十一号で予定された引継処理であり、旧Aは宮代町道として引き継ぐ。A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分である。</p>			

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 路線名 春日部菖蒲線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
南埼玉郡白岡町大字篠津字 押出シ三二番一地先まで	南埼玉郡白岡町大字篠津字 押出シ一〇番一地先から久喜市原字天沼二 〇〇番一地先まで	南埼玉郡白岡町大字篠津字 押出シ一〇番一地先から久喜市原字天沼二 〇〇番一地先まで	区 間
一八・〇〇〃 三一・二四	一五・七八〃 五八・七二	一五・七八〃 三〇・〇六	敷地の幅員 (メートル)
一六二・二〇	一一二・〇〇	一一二・〇〇	(延)長 (メートル)
旧道の一部は、白岡町及び久喜市に引き継ぐ予定。			備 考

# 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

<p>姫宮停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町川端四丁目四〇七番三地先から同郡同町川端四丁目四一一番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年三月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長七九・二〇メートル</p>	<p>備考 平成二十三年四月一日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号で告示した区域の供用開始である。</p>



# 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

下 高 野 杉 戸 線	路 線 名
北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸六三四 番一地先	供用開始の区間
平成二十四年三月三十一日	供用開始の期日
延長一九・八〇メートル	備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年一月二十八日

指令川建セ第二二〇一一二〇号

## 二 検査済証番号

平成二十四年三月二十六日

川建セ第二三〇一一五号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字古里字尾根四〇五番一、四〇五番五の一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字古里四〇六番地一

飯嶋 孝治

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十四年三月二十二日

指令越建セ第二三〇〇四一一号

二 検査済証番号

平成二十四年三月二十七日

越建セ第四九三 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字鹿沼千百七十六番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀千百七十六番地一

齊藤 博之

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

## 一 許可番号

平成二十四年三月二十三日

指令越建セ第二三〇〇三九一号

## 二 検査済証番号

平成二十四年三月二十七日

越建セ第四九四一一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大島字浦百四十九番二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市大畑九百十六番地十一

大熊 寛道 大熊 直子

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

### 一 許可番号

平成二十四年三月二十七日

指令越建セ第二二〇〇七九五号

### 二 検査済証番号

平成二十四年三月二十七日

越建セ第四九八一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字雅楽二千五百十四外十一筆

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市浦和区領家五一五一一七

三和興産 株式会社 代表取締役 星野 忠司

# 告示

埼玉県病院事業告示第七号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表の一部を次のように改める。

<p>身体検査（試験検査を除く。）</p>	<p>厚生労働大臣が定める算定方法に準じて得た額に百分の五を乗じて得た額とする。</p>
<p>ツベルクリン反応検査及び予防接種</p>	<p>厚生労働大臣が定める算定方法に準じて得た額に百分の五を乗じて得た額とする。ただし、厚生労働大臣が定める算定方法の規定に定めがない薬剤料等は、使用薬剤等の購入額を基準として百分の五を乗じて得た額とする。</p>

同表の備考中第三号を削り、第四号を第三号とする。

## 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十四年度において埼玉県下水道事業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十四年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
  - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
  - ロ 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）第六百六十八条の規定により、埼玉県下水道事業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
  - ハ 埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業告示第七号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
  - ニ 入札公告日以後開札日までに、埼玉県下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱（平成二十二年四月一日施行。埼玉県下水道事業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
  - ホ 入札公告日以後開札日までに、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十二年四月一日施行。埼玉県下水道事業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
  - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受



けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、埼玉県下水道事業管理者が不適格と認める者
- 三 認定を受けるための要件  
認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
- イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
- ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
- ハ 自己資本額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間  
入札公告において定める。

## 雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、飯能市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十四年三月三十日

埼玉県住宅供給公社理事長 水 島 茂

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

飯能市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成二十一年飯能市規則第八号）

別表第一に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免並びに入居者の募集、道路占有許可等及び駐車場の管理に関するものを除く。）

ロ その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

## 雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、東松山市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十四年三月三十日

埼玉県住宅供給公社理事長 水 島 茂

### 一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

### 二 管理を行う市営住宅等の名称

東松山市市営住宅条例施行規則（平成十年東松山市規則第九号）別表第一に掲げる市営住宅等

### 三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

### 四 管理を行う期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

## 雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、加須市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十四年三月三十日

埼玉県住宅供給公社理事長 水 島 茂

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

加須市市営住宅管理条例施行規則（平成二十二年加須市規則第百八十四号）別表に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで